

カメルーン国  
第四次小学校建設計画  
予備調査報告書

平成19年11月  
(2007年)

独立行政法人 国際協力機構  
無償資金協力部

無償
JR
07-203



**カメルーン国  
第四次小学校建設計画  
予備調査報告書**

**平成19年11月  
(2007年)**

**独立行政法人 国際協力機構  
無償資金協力部**



## 序 文

日本国政府は、カメルーン国政府の要請に基づき、同国の第4次小学校建設計画にかかる予備調査を行うことを決定し、独立行政法人国際協力機構がこの調査を実施しました。

当機構は、平成19年7月21日から平成19年8月27日まで予備調査団を現地に派遣しました。

この報告書が、今後予定される本格調査の実施、その他関係者の参考として活用されれば幸いです。

終りに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成19年11月

独立行政法人国際協力機構  
無償資金協力部  
部長 中川 和夫



調査対象位置図







北西州

[BAMENDA 2 /GS Mbingfibieh]



一般住居を間借りして教室として使用している

[BAMENDA 4 /GS Ngomegham1,2&3]



「カ」国政府により建設された教室棟

[SANTA 3 /GS Santa]



1946年 英政府により建設された石造教室棟

[SANTA 4 /GS Banjong]



APEにより建設された土ブロック造教室棟

[BALI 1 /GS Bali Town Grp.1&2]



1921年 英政府により建設された石造教室棟

[BALI 3 /GS Bawock]



APEにより建設された木製の囲いによる便所

[TUBAH 1 /GBS Tubah]



APEにより建設された土ブロック造教室内観

[BAFUT 2 /GS Mbebli]



天井の不具合はあるが改修工事で対応可能



東部州



ヤウンデからベルトアまでの道（未舗装箇所）

[BERTOUA 1-4 /EPA Bertoua Grp.1A,1B,2A,2B]



敷地は不法占拠地域に位置している

[BERTOUA 1-4 /EPA Bertoua Grp.1A,1B,2A,2B]



1979年 「カ」国政府により建設された教室棟

[BERTOUA 11 /EP Ngaikada]



2006年 BIPにより建設された教室棟

[BERTOUA 11 /EP Ngaikada]



PSTEにより建設された教室室内

[BERTOUA 13 /EP Nkolbikon Grp.2]



2003年 PSTEにより建設された教室棟

[BELABO 3 /EP Belabo Grp.2]



1990年 「カ」国政府により建設された教室棟  
各所不具合はあるが改修工事で対応可能

[BELABO 4 /EP Bilingue]



2006年 BIPにより建設された教室棟



アダマウア州

[NGAOUNDERE 1-2 /EP Bamyaga Grp.1,2]



2007年4月の竜巻被害で建替、改修工事中

[NGAOUNDERE 8-9 /EP Djackbol Grp.1,2]



隣地河川の氾濫で毎年のように洪水被害を被る

[NGAOUNDERE 10 /EP Gaba-Mabanga]



2006年の竜巻で校長室の屋根が飛ばされる

[NGAOUNDERE 25 /EP Baladji II]



2004年BIPにより建設された教室棟

[NGAOUNDERE 14 /EP Quartier Residentiel]



BID IIにより建設された教室棟

[NGAOUNDERE 14 /EP Quartier Residentiel]



BID IIにより建設された便所棟手洗場

[NGAOUNDERE 16-17 /EP Sabongari Grp.1,2]



敷地の一部がゴミ捨て場と化している

[NGAOUNDERE 16-17 /EP Sabongari Grp.1,2]



「カ」国政府により建設された便所棟であるが地盤と基礎の不具合で転倒



ヤウンデ

[EP Odza]



BAD/Education IIにより建設された教室棟

[EP Odza]



BAD/Education IIにより建設された教室内部

[EP Mballa II]



無償資金協力による第1次小学校建設計画

[EP Mballa II]



教室内部

[EP Mballa II]



便所棟手洗場（水洗式）

[EP Mballa II]



便房（水洗式）

[EP Mvog Besti]



無償資金協力による第2次小学校建設計画

[GBPS Mballa IV]



無償資金協力による第3次小学校建設計画





## 図表リスト

表 1-1: 調査団構成	2
表 1-2: 調査日程	2
表 2-1: 教育部門戦略の目標	12
表 2-2: 教育ミレニアムにおける開発項目の目標値	12
図 2-1: 「カ」国教育システム	13
表 2-3: 学校, 教室, 生徒数の比較	14
表 2-4: 州別教育統計 (2006/2007)	14
表 2-5: 年度別生徒数	15
表 2-6: 州別総・純就学率	15
表 2-7: 教員採用動向	16
表 2-8: 教員一人あたりの児童数 (1997/1998・2006/2007)	16
表 2-9: 全日制と2部制の授業時間	16
表 2-10: 授業形態の編成	17
図 2-2: 基礎教育省組織図	17
表 2-11: 地方機関の組織構成と主な役割	18
表 2-12: 教育セクター予算の動向	19
表 2-14: 教育セクター予算の内訳と今後の動向	20
表 2-15: これまでに実施された事業概要	21
表 2-16: 現在進捗中の事業概要	22
表 2-17: 今後実施予定の事業概要	23
表 2-18: 基礎教育省の標準タイプ	27
表 2-19: 基礎教育省による自然災害への改善案	28
表 2-20: 設計内容と仕様の比較表	29
表 2-21: 「カ」国政府負担工予算書	30
表 2-22: 無償資金協力によるこれまでの協力内容	31
表 2-23: アダマウア州の県別教育データ	38
表 2-24: ヴィナ県の郡別教育データ	38
表 2-25: 東部州の県別教育統計データ	39
表 2-26: ロムエジェレム県の郡別教育統計データ	39
表 2-27: 北西州の県別教育統計データ	40
表 2-28: 調査実施校の内訳	41
表 2-29: 主要資材の産地/発注先	46
表 2-30: 労務調達状況	46
図 2-3: 価格応札書の例	50
表 3-1: 教室建設案件の比較	55



## 略語集

略語 (アルファベット順)	仏語名	和訳名
AFD	Agence Française de Développement	フランス開発公社
APE	Assosiation des Parents d'élèves	父母会
BAC	Baccalauréat	大学入学資格
BAD	Banque Africaine de Développement	アフリカ開発銀行
BID	Banque Islamique de Développement	イスラーム開発銀行
BIP	Budget d'Investissement Public	公共投資予算
BEPC	Brevet d'Etudes du Premier Cycle	仏語制度中等第一課程修了証
C2D	Contrat de Désendettement et de Développement	債務免除と開発協定
CAA	Caisse Autonome d'Amortissement	独立償還金庫
CAP	Certificat d'Aptitude Professionnelle	職業適性証書
CE	Cour Élémentaire	初等教育基礎課程
CEP	Certificat d'Etudes Primaires	仏語制度初等教育修了証
CM	Cour Moyen	初等教育中等課程
CP-O/S	Cour Préparatoire-Ordinaire/Spéciale	初等教育準備課程
DPEB	Délégation Départementale de l'Education de Base	県基礎教育事務所
DSRP	Document de Stratégie pour la Réduction de la pauvreté	貧困削減戦略書(仏語)
EP	Ecole Primaire Publique	公立小学校(仏語)
EPA	Ecole Primaire Annexe	師範学校付属小学校(仏語)
E/N	Echange de Notes	交換公文(仏語)
FSLC	First School Leaving Certificate	英語制度初等教育修了証(英語)
GBPS	Government Bilingual Prctising School	師範学校付属小学校バイリンガル校(英語)
GBS	Government Bilingual School	公立小学校バイリンガル校(英語)
GCE-O/A	General Certificate of Education-Ordinary/Advanced Level	中等第1/第2課程修了証(英語)
GPS	Government Practicing School	師範学校付属小学校(英語)
GS	Government Primary School	公立小学校(英語)
HIPC	Heavily Indebted Poor Countries	重債務貧困国(英語)
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構(英語)
JICS	Japan International Cooperation System	日本国際協力システム(英語)
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers	青年海外協力隊
MDRI	Multilateral Debt Relief Initiative	二国間債務削減(英語)
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MINEDUB	Ministère de l'Education de Base	基礎教育省
MINTP	Ministère de Travaux Publique	公共事業省
NGO	Non-Gouvernemental Organisations	非政府組織(英語)
PARE	Programme d'Accompagnement de la Réforme de l'Education	教育改革支援計画
PASE	Programme d'Appui au Système Educatif	教育システム支援プロジェクト
PASECA	Programme d'Appui au Système Educatif Camerounais	カメルーン教育システム支援計画
PPTE	Pays Pauvres Très Endettés	重債務貧困国(仏語)
P/Q	Pre-Qualification	事前資格審査(英語)
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略書(英語)
RESEN	Rapport d'Etat sur le Système Educatif National	国民教育システム現状報告書
SIL	Section d'Initiation au Langage	言語習得課程
TOR	Termes de Référence	課業指示書(仏語)
UNESCO	United Nations Education,Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関(英語)
UNICEF	The United Nations Children's Fund	国連児童基金(英語)
VAT	Value Added Tax	付加価値税(英語)
ZEP	Zones d'Education Prioritaires	教育優先地域



# カメルーン国第4次小学校建設計画予備調査

## 目 次

序文	
調査対象位置図	
写真	
図表リスト	
略語集	
第1章 調査概要	1
1-1 要請内容	1
1-2 調査の目的	1
1-3 調査団の構成	2
1-4 調査日程	2
1-5 主要面談者	3
1-6 調査結果概要	4
1-6-1 先方との協議結果	4
1-6-2 現地調査(踏査)結果	7
1-6-3 結果要約	8
第2章 要請内容の確認	11
2-1 要請の経緯と背景	11
2-1-1 要請の経緯	11
2-1-2 教育分野の現状	11
2-1-3 小学校施設の現状	24
2-1-4 小学校建設にかかる我が国の無償資金協力	31
2-2 要請の内容	34
2-2-1 要請にかかる計画の内容	34
2-2-2 計画対象地域の状況	37
2-2-3 計画対象校の状況	41
2-3 設計・施工・調達事情	43
2-3-1 コンサルタント事情	43
2-3-2 施工事情	44
2-3-3 調達事情	46
2-3-4 関連法規・規制等	49
第3章 結論・提言	52
3-1 協力の内容とその妥当性	52
3-1-1 計画対象地域・サイト	52
3-1-2 対象コンポーネント	53
3-2 プロジェクトの実施方法	54
3-2-1 「コミュニティ開発支援無償」による実施の可能性	54
3-2-2 一般無償による実施の可能性とコスト削減の可能性	57
3-3 概略調査実施に際しての留意事項	58
3-3-1 調査の目的・基本方針	58
3-3-2 留意事項	59
添付資料	
1. 署名済ミニッツ	
2. 収集資料リスト	
3. 協議・面談記録	
4. 要請サイト位置	



## 第 1 章 調査概要





# 第1章 調査概要

## 1-1 要請内容

カメルーン政府は「教育セクター戦略」を踏まえた PRSP を 2003 年に策定し、全国の不足教室 14,600 教室の整備と適正規模の学級運営に必要な教員数の確保を主な目標に掲げて取り組んでいる。初等教育総就学率は 1995 年に 74.7%であったが、2003 年度には 99.6%まで回復したものの、施設整備が長期間停滞したために、生徒増に対する教室の不足及び過密状況および既存施設の老朽化が深刻化している。自助努力による教室整備を進めているが、厳しい財政事情のため年間約 2500 教室の新設目標に対し約 1,000 教室の整備に留まっている。

「カ」国初等教育における児童数は 2002 年から 2003 年にかけて 3.9% (約 18 万人) 増加しており、地域間格差も著しい。初等教育就学率 (国内平均総就学率) は 2000 年が 90%、2004 年 95.6%と上昇したものの地域別総就学率についてはアダマウア州 (88.4%)、東部州 (90.4%)、北西部州 (93.7%) の 3 州は国内平均総就学率を下回っている。

また同国では教室不足のため定員 50 名の教室を約 2 倍の生徒数で使用しており (2003/2004 全国平均 96.3 名)、100 名を超える授業や 2 部制での対応が一般化している。本計画の対象州における 1 教室あたりの生徒数はアダマウア州 169 名、東部州 140 名、北西部州 86 名と過密状態にある。

わが国はこれまでに第一次～第三次小学校建設計画にて全 10 州のうち 7 州において小学校建設を実施してきており、これらの計画にて建設された小学校は記念切手のデザインになるなど非常に高く評価されている。本計画は残る 3 州に対する小学校建設 (既存校に対する増設) の要請である。

## 1-2 調査の目的

わが国は従来より学校建設にかかるコスト縮減に努めてきたが、本調査では、本要請にかかる従来の一般無償型設計についてのさらなるコスト縮減の検討に加え、現地リソースを活用したコミュニティ開発支援無償の可能性について調査し、最も現地のニーズに合った学校建設方法を検討することを目的とする。

### 1-3 調査団の構成

	氏名	担当分野	所属	派遣期間
1	星野 明彦	総括	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部業務第二グループ 教育・職業訓練チーム長	2007/7/22 - 2007/7/28
2	森田 千春	計画管理	独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部業務第二グループ 教育・職業訓練チーム	2007/7/22 - 2007/7/28
3	市川 達也	施設計画・教 育事情調査	株式会社 福永設計	2005/7/22- 2005/8/25
4	奥井 正雄	施工体制・調 達事情調査	株式会社 デザインシステム	2005/7/22- 2005/8/25
5	森田 俊之	現地通訳	財団法人日本国際協力センター	2005/7/22- 2005/8/25

表 1 調査団構成

### 1-4 調査日程

日付	曜日	官団員		コンサルタント団員、通訳		
		星野	森田	市川	奥井	森田 俊之(通訳)
7月21日	土			LX169 成田 10:25 ⇒ チューリッヒ 15:55		
7月22日	日	9D260 バンギ 10:15 ⇒ ドゥアラ 14:35 ドゥアラ⇒ ヤウンデ		LX276 チューリッヒ 12:15 ⇒ ヤウンデ 19:15		
7月23日	月	AM:JICA 事務所、大使館訪問、PM:第三次案件視察				
7月24日	火	過去の無償資金協力案件、及び他ドナー施設の視察(5サイト)				
7月25日	水	教育大臣表敬、ICR 説明・協議				
7月26日	木	AM:教育省と協議、PM:AFD 訪問、ミニッツ案作成				
7月27日	金	AM:ミニッツ協議、PM:ミニッツ署名/大使館・事務所報告				
7月28日	土	13:00 教育大臣報告 移動日 AF941 ヤウンデ 20:20 ⇒		資料収集、建設事情調査		
7月29日	日	ドゥアラ経由 ⇒ パリ 6:10 JL406 パリ 19:05 ⇒		資料整理		
7月30日	月	成田着		教育省と調査内容・詳細スケジュール協議 関係省庁、他ドナーとの協議		
7月31日	火			移動(ヤウンデ→北西部州)		
8月1日	水			サイト調査(北西部州)		

8月2日	木	サイト調査(北西部州)
8月3日	金	サイト調査(北西部州)
8月4日	土	サイト調査(北西部州)
8月5日	日	移動(北西州→ヤウンデ)
8月6日	月	首都調査
8月7日	火	移動(ヤウンデ→東部州)
8月8日	水	サイト調査(東部州)
8月9日	木	サイト調査(東部州)
8月10日	金	サイト調査(東部州)
8月11日	土	サイト調査(東部州)
8月12日	日	移動(東部州→アダマウア州)
8月13日	月	サイト調査(アダマウア州)
8月14日	火	サイト調査(アダマウア州)
8月15日	水	サイト調査(アダマウア州)
8月16日	木	サイト調査(アダマウア州)
8月17日	金	移動(アダマウア州→東部州)
8月18日	土	移動(東部州→ヤウンデ)
8月19日	日	資料整理
8月20日	月	首都調査
8月21日	火	首都調査
8月22日	水	資料整理(中間報告書作成)
8月23日	木	資料整理(中間報告書作成)
8月24日	金	PM:事務所/大使館報告
8月25日	土	移動日 AF941 ヤウンデ 20:20 ⇒
8月26日	日	ドアラ経由 ⇒ パリ 6:10 AF272 パリ 11:45 ⇒
8月27日	月	成田着

表 2 調査日程

### 1-5 主要面談者

<基礎教育省>

Mrs. Haman Adama Halimatou, 大臣

Mr. Aïbroise Owotshogo Onguéné、次官

Mr. Fouda Simon Pierre、局長

Mrs. Ndongo Monique、プロジェクト・コーディネーター

Mrs. Fotso Agnès Odile、協力室長

Mr. Esiminegana Jawui、プロジェクト室長

<学校>

GBPS Mballa IV 校

Mr. Ayissi Ernest、Yaoundé I 視学官

Mrs. Mbia Souga Ohendja、校長

Mrs. Mperili Marie Lucile、校長

Mrs. Ndoussi Nkabi Marthe、校長

Mrs. Alima Thérèse、校長

Mr. Bikélé Atéba、校長

Mballa II 校

Mrs. Mballa Tarcelle、父母会代表

Mrs. Ebo'o Cécile、校長

Mrs. Ella Bikoe Claudine F、校長

Mr. Fogang Mathieu、校長

GBPS Ekoudou 校

Mr. Mohamadou Audrs、父母会代表

Mr. Betchem à Mbassa、校長

Mr. Tchawou Poughela Samuel、校長

Mrs. Ndo Alice、校長

Mrs. Ndi Agnès、校長

GBPS Mvog-Betsi 校

Mrs. Essoh Dora、Yaoundé 6 視学官

EP Odza 校

Mrs. Men Yeng、校長

## 1-6 調査結果概要

### 1-6-1 先方との協議結果

#### (1) 教育分野の現状

##### ① 国家計画

2003年4月に貧困削減戦略文書(DSRP/PRSP)は、貧困の削減、それに必要な経済成長の創出、社会基盤整備を目的とした包括的な国家計画であり、各セクター開発の上位計画として位置づけられている。教育分野では、貧困削減を達成するために掲げられた7つの課題の一つ「人的資源および社会部門の強化と弱い立場の社会集団の経済への統合」に関連して、「すべての国民への初等教育の提供」を第一目標としている。

## ②サブセクター計画

「万人のための教育」実現のためのイニシアティブ（Fast Truck Initiative）の実現に向けた全体的かつ一貫した方針の確立を図るための「教育部門戦略」が教育部門所管省（基礎教育省、中等教育省、高等教育省）と経済財務省の4省によりまとめられ、2006年6月に発効した。同目標は国連ミレニアム開発目標（MDGs）に基づき次の目標を挙げている。

- ① 格差を是正しつつ、就学率、内部効率を向上させる。
- ② 教育サービスの効率と質を改善する。
- ③ 社会各構成員との効果的なパートナーシップを開発する。
- ④ 教育制度の管理とガバナンスを改善する。

## （2）過去の無償資金協力の状況と先方政府の認識

カメルーン国の学校建設において我が国はこれまで、「小学校建設計画（平成9年度・31校342教室）」、「第二次小学校建設計画（平成13年度・31校437教室）」、「第三次小学校教室建設計画（平成16年度・33校426教室）」（以上、BD報告書に基づく）の実施によりカメルーン全10州のうち7州における教室施設の拡充に貢献してきた。これらの施設は、特にその質の高さおよび工期遵守により、わが国援助のシンボルとして高く評価されている。

こうした状況下、「第4次小学校教室建設計画」は、我が国が教室建設協力を未だ実施していない3州（アダマウア州、東部州、北西州）に対する小学校の教室及びトイレ等の施設建設、ならびに教材等の調達にかかる要請がなされたものであり、引き続き質の高さと工期遵守が担保された学校施設の建設を望んでいることが確認された。

## （3）コミュニティ開発支援無償に対する先方の理解

新たな選択肢であるコミュニティ開発支援無償（以下「コミ開」と称す）につき、その実施方法および特徴に加えて、一般無償に比して特に量的な観点で比較優位を有する方式である旨を説明した。

カメルーン側はコミ開の実施方法および目的を理解し、コスト減の可能性に期待する一方、従来の我が国一般無償による高品質な教室と現地の現地仕様の教室の二者択一はできず、その中間レベルの質を採用しつつより多くの教室建設を実現する新たな方法で質と量の双方を確保する方向性への期待が示された。

また、カメルーン側は現地施工業者の積極的な活用によるコスト減の可能性に賛同する一方、特に現地コンサルタントの活用についてはその効果・効率性に懸念を示し、本邦コンサルタント活用の優位性を強調した。本調査団は、現地コンサルタントの活用に関しては調達代理機関がこれを十分に監督すること、十分な実施体制を組むことにより確実なプロジェクト運営が可能であることを説明した。

その他実施方法に関して、調達代理機関と現地コンサルタントの業務内容の重複、施主の契約決定権の有無、一般無償下の邦人コンサルタントに比した調達代理機関のキャパシティ、一般無償に比した場合の工期の長期化（スピードの低下）にかかる懸念が表明された。

これら全ての点について本調査団は先方に対し十分に説明を行い、カメルーン側からは新方式による効果が実証されていない段階での危惧が表明されるとともに本格導入の前の新方式による試験施工に関する提案があった。

#### (4) 要請内容の確認

「第4次小学校教室建設計画」は、我が国が教室建設協力を未だ実施していない3州（アダマウア州、東部州、北西州）を対象地域とすることが確認された。

本調査で確認された要請コンポーネントは下記のとおりであり、当初要請に挙げられていた水場（水道引き込み立水栓、または井戸）については、教室建設を優先する観点から、これらをカメルーン側負担とした。

- ① 施設（教室、校長室、倉庫、多目的室、便所）
- ② 教室家具
- ③ 教材
- ④ ソフトコンポーネント（施設の維持管理）

#### (5) 免税措置

カメルーンにおける公共工事の契約にかかる税は付加価値税（VAT）19.25%と印紙税1.65%であり、これらの免税措置はCEMAC（中央アフリカ経済金融同盟）の規定により還付方式となっている。昨年（2006年）までの我が国一般無償案件では規定である45日以内の還付が遵守されずに遅延していたが、2007年初めの基礎教育大臣訪日を機とした見直しにより、事前申請が会計年度開始の1月までに行われればこれに基づき予算が確保されることが確認され、今後は迅速な還付が可能になる旨、教育省より説明がなされた。

他方、カメルーン側は免税対象は本邦企業のみであり現地業者は免税対象外であると主張した。これに対し本調査団は、免税措置はE/Nに基づくものであること、これまでは本邦業者が現地業者分も含めて免税申請をしていたはずでありコミ開が導入された場合には調達代理機関と契約する現地業者等が免税対象となるべきことを説明した。

## 1-6-2 現地調査（踏査）結果

### （1）計画対象地域の状況

#### ①アダマウア州

首都ヤウンデから州都ンガウンデレまで約 1,000 km であり、要請はアダマウア州 5 県のうち州都が所在するヴィナ県における既存校 25 校（17 サイト）である。

17 サイト中 11 サイトの調査の結果、教室あたり生徒数は平均 84 人/教室と、公立校の全国平均（54.1 人）を超えている。

また、イスラム系民族の慣習や遊牧民の生活事情が非就学の要因となっている傾向がある。

#### ②東部州

首都ヤウンデから州都ベルトアまで約 350 km（そのうち舗装路；150 km）であり、要請サイトは東部州 4 県のうち州都が所在するロムエジェレム県における既存校 24 校（15 サイト）である。15 サイト中 14 サイトの調査の結果、平均 78 人/教室と、公立校の全国平均（54.1 人）を超えている。またグループ校が多く、教員不足が顕著な問題である。

#### ③北西州

首都ヤウンデから州都バメンダまで約 370 km（すべて舗装路にて良好）であり、要請サイトは北西州 7 県のうち州都が所在するメザム県における既存校 30 校（30 サイト）である。30 サイト中 9 サイトの調査の結果、教室あたり生徒数は平均 38 人/教室と、公立校の全国平均（54.1 人）以下であるが、既存施設の半数以上が泥製ブロック造であり状態は劣悪で深刻である。英語圏であり、また商業地域である。

### （2）既存施設の状況

#### ①基礎教育省

小学校施設整備は公共投資予算(BIP)と重債務貧困国債務削減のための基金 (PPTE) の二つの財源により行われている。

##### a) 公共投資予算 (BIP)

実施機関；州の基礎教育局、もしくは県の基礎教育事務所

入札図書；当時の国民教育省施設部が我が国の一般無償資金協力案件を参考に策定した標準タイプ（標準設計図、標準仕様書及び数量計算書）に基づいて入札図書を作成している。州の場合は基礎教育局の建設課長、県の場合は公共事業省の県事務所建設課長が作成する。

施工監理；州基礎教育局建設課長、もしくは公共事業省職員

施工状況；施工精度に対する感覚が希薄（詳細設計図がなく、仕様書に品質規定が少ないことが一因と思われる）。

##### b) 重債務貧困国債務削減のための基金 (PPTE)

実施機関；基礎教育省計画プロジェクト協力部プロジェクト課

入札図書；基礎教育省計画プロジェクト協力部調達課が作成する。

施工監理；2006 年度から民間コンサルタントに委託している。

施工状況；施工精度に対する感覚が希薄（詳細設計図がなく、仕様書に品質規定が少ないことが一因と思われる）

平米単価；142,857CFA(約 24,630 円)

#### ②アフリカ開発銀行（BAD）

実施機関；国民教育省（当時）

入札図書；国民教育省標準タイプに合致させた寸法で作成している。

施工監理；国民教育省（民間コンサルタントに発注したものの、効果が低いために国民教育省に変更）

施工状況；良好であり、深刻な不都合は見られない。意匠上に不要な工夫が見られる。

平米単価；180,740CFA(約 31,162 円)

#### ③イスラム開発銀行（BID）

実施機関；国民教育省（当時）

入札図書；民間コンサルタントが作成しており、標準タイプには沿っていない。

施工監理；民間コンサルタント

施工状況；施工精度は高い。

平米単価；417,555CFA(約 71,992 円)

### 1-6-3 結論要約

#### (1) 先方政府の要望

我が国はこれまで「小学校建設計画(平成9年度・31校 342教室)」、「第二次小学校建設計画(平成13年度・31校 437教室)」、「第三次小学校教室建設計画(平成16年度・33校 426教室)」(以上、BD報告書に基づく)の実施によりカメルーン全10州のうち7州における教室施設の拡充に貢献してきており、我が国の一般無償資金協力による学校建設は、その質の高さおよび工期遵守により、我が国援助のシンボルとして高く評価されている。

本計画は全国10州のうち我が国が教室建設協力を未だ実施していない3州に対する要請であり、他州と同様に一般無償での実施を望みたいという希望がある反面、必要教室数に対するより多くの教室数の供給というニーズから、我が国の一般無償資金協力と現地既存施設の中間の質を模索したいとの要望があった。

#### (2) 現地リソース（コンサルタント、施工業者）

コミュニティ開発支援無償実施に必要な質・量を備えたコンサルタント、業者が存在する。

##### ①現地コンサルタント

意匠設計を行う建築設計事務所（30～40社）と構造設計および設備設計を行うコンサルタント会社（約15社）に分かれて存在している。



## ②現地施工業者

カメルーン全土で 1000 社以上、対象各州には 30～50 社存在し、学校建設案件を実施する業者は主に従業員 100 人以下の中規模業者である。

## (3) 他ドナーによる学校建設の状況

現地標準タイプであるコンクリートブロック構造の学校建設は、我が国一般無償資金協力の他、基礎教育省予算、アフリカ開発銀行、イスラム開発銀行によって実施されている。設計・監理については各々状況が異なるものの、施工については全て現地業者が実施している。

### ① カメルーン国基礎教育省

標準図面に基づいて教育省/県事務所が入札図書作成および入札を行う。施工は現地業者が行い、施工監理は 2006 年度より民間コンサルタントが実施している。

### ② アフリカ開発銀行 (BAD)

詳細設計・施工監理共に BAD の直営、施工は現地業者が実施している。

### ③ イスラム開発銀行 (BID)

外国コンサルタントが設計・監理を実施し、現地コンサルタントがこれにサブコンとして加わった。施工は現地業者が実施した。

## (4) 免税措置

公共工事の契約にかかる税は付加価値税 (VAT) 19.25%と印紙税 1.65%であり、これらにかかる免税は還付方式となっている。しかしながら現地企業体に対する税金の還付制度は確立しておらず、現地企業体による非課税調達是不可能である。実際の入札においては「非課税総工事費」としつつも税負担分を見込んだ額での応札が実態である。

なお、一般無償資金協力における本邦業者への税金還付も迅速にはなされておらず大幅に遅延しているのが現状であるが、改善の見直しがなされてきている。

## (5) 両スキームの比較検討

### ①一般無償

<メリット>

- ・ 施工品質が高い
- ・ 全州を一般無償でカバー可能 (残された 3 州のみ低い仕様にできないとの要望に合致)
- ・ 免税措置は基本的に従来通り。

<デメリット>

- ・ 教室あたりコストが高い。
- ・ 工期が予算年度によって制約される。

### ②コミュニティ開発支援無償

<メリット>

- ・教室あたりコストが低い（外務省コスト縮減目標を達成）
- ・より多くの教室建設（一定の予算内において）
- ・全州を全て一般無償でやらねばならない理由は日本側でない。

<デメリット>

- ・品質が現地レベルに改善を施した水準
- ・全10州のうち残り3州だけがコミ開となり差が生じる（ただし各対象州の裨益者の立場からすれば、他州の無償校との比較は現実的でない）
- ・現地企業体の免税について整理が必要
- ・先方の要望に合致しない。

**（6）結論**

上述のとおり、カメルーン側は我が国の一般無償資金協力による学校建設を高く評価し、引き続き一般無償での本計画実施を要望している。

現地リソースに関してはコミュニティ開発支援無償の実施に必要な質・量を備えたコンサルタント・業者が存在しており、カメルーン政府や他ドナーはこれら現地リソースを活用してコンクリートブロック構造の現地標準タイプの学校を建設している。

従って、技術的観点及びコミュニティ開発支援無償制度の枠組みから判断して本計画をコミュニティ開発支援無償で実施することは可能であると結論づける。しかしながら、工期履行期限や品質等の面から問題なしと言い切れないため、コミュニティ開発支援無償で実施する場合には施工監理に本邦技術者を配置する等十分な実施体制をとることが前提となる。

## 第2章 要請内容の確認



## 第2章 要請内容の確認

### 2-1 要請の経緯と背景

#### 2-1-1 要請の経緯

カメルーン政府は「教育セクター戦略」を踏まえた PRSP を 2003 年に策定し、全国の不足教室 14,600 教室の整備と適正規模の学級運営に必要な教員数の確保を主な目標に掲げて取り組んでいる。1995 年に 74.7% であった初等教育総就学率が 2003 年度には 90% 台まで回復したものの、施設整備が長期間停滞したために、生徒増に対する教室の不足及び過密状況および既存施設の老朽化が深刻化している。自助努力による教室整備を進めているが、厳しい財政事情のため年間約 2500 教室の新設目標に対し約 1,000 教室の整備に留まっている。

「カ」国初等教育における児童数は 2002 年から 2003 年にかけて 3.9% (約 18 万人) 増加しており、地域間格差も著しい。初等教育就学率 (国内平均総就学率) は 2000 年が 90%、2004 年 95.6% と上昇したものの地域別総就学率については今回要請のあったアダマウア州 (88.4%)、東部州 (90.4%)、北西州 (93.7%) の 3 州において国内平均総就学率を下回っている。

また同国では教室不足のため定員 50 名の教室を約 2 倍の児童数で使用しており (2003/2004 全国平均 96.3 名)、100 名を超える授業や 2 部制での対応が一般化している。本計画の対象州における 1 教室あたりの生徒数はアダマウア州 169 名、東部州 140 名、北西州 86 名と過密状態にある。

わが国はこれまでに第一次～第三次小学校建設計画にて全 10 州のうち 7 州において小学校建設を実施してきており、これらの計画にて建設された小学校は記念切手のデザインになるなど非常に高く評価されている。本計画は我が国が教室建設協力を未だ実施していない 3 州に対する小学校建設 (既存校に対する増設) の要請である。

本計画の必要性と妥当性を判断し、コミュニティ開発支援無償による実施可能性を検討するために、本予備調査を実施した。

#### 2-1-2 教育分野の現状

##### (1) 教育セクター開発計画

###### 1) 教育部門戦略

1999 年に「カ」国が PPTE (重債務貧困国) となったことを受け、2001 年 2 月、当時の国民教育省は PPTE 基金を財源とする教育分野の開発の方向を示す「教育部門戦略」を策定した。しかし同戦略の内容が限定的であったため、教育の供給と需要の不均衡が生じた。そこで政府は、2005 年 2 月から改訂版の策定に着手し、より広範囲な教育部門戦略の策定によって、対外債務削減から生じた財源の効果的な活用を図るだけでなく、「万人のための教育」実現のためのイニシアチブ (Fast Track Initiative) の実現に向けた、全体的かつ一貫した方針の確立を図ることとした。この改定版は最終的に教育部門所管省 (基礎教育省、中等教育省、高等教育省) と経済財務省の 4 省によりまとめられ、2006 年 6 月に発効した。

同戦略は、2015 年までの達成を目指して採択された国連ミレニアム開発目標 (MDG) に基づくものであり、2001 年戦略の優先活動プログラムを補完しつつ、次の目標を挙げている。

- ① 格差を是正しつつ就学率、内部効率を向上させる。
- ② 教育サービスの効率と質を改善する。
- ③ 社会各構成員との効果的なパートナーシップを開発する。
- ④ 教育制度の管理とガバナンスを改善する。

同戦略の基本的目標とその具体的目標を表 2-1 にまとめた。

表 2-1 教育部門戦略の目標

基本的目標		具体的目標	
1	格差を是正しつつ、就学率と内部効率の拡大	1.1	就学前教育の振興
		1.2	初等教育課程での就学と修了の普遍化実現
2	教育サービスの効率と質の向上	2.1	初等教育におけるドロップアウトの大幅な削減
		2.2	初等教育での評価制度の開発
		2.3	初等教育カリキュラムの見直し
		2.4	初等教育での生徒・教員への良質の教科書・教材のアクセスと普及の拡大
		2.5	学習能力および就職能力の改善のための学校保健の振興
		2.6	教育制度内で、新しい情報・コミュニケーションテクノロジーへのアクセスの拡大
3	教育制度の管理とガバナンスの改善	3.1	教育資源の管理の改善
		3.2	教育制度における適切なガバナンスの振興

## 2) 貧困削減戦略

a) 「カ」国における貧困削減戦略文書 (DSRP/PRSP) は当初予定の 2001 年から完成が遅れ、2003 年 4 月政府により採択された。同戦略は貧困の削減、それに必要な経済成長の創出、社会基盤整備を目的とした、言わば包括的な国家開発計画であり、各セクター開発の上位計画として位置づけられている。教育分野では、貧困削減を達成するために掲げられた 7 つの課題の一つ「人的資源および社会部門の強化と弱い立場の社会集団の経済への統合」に関連して、「すべての国民への初等教育の提供」を第一の目標としている。

b) 2003 年に作成された国家教育制度現況報告書 (Rapport d'Etat sur le Système Educatif National: RESEN) では、「カ」国基礎教育の特徴として以下の 3 点が挙げられている。

- ①高い就学率 (公立小学校での入学金廃止などの措置で、2001 年には 95%に向上)
- ②低い卒業率 (平均 25%の高い留年率の結果、生徒 2 人に 1 人のみ初等課程を卒業)
- ③低い進学率 (初等課程卒業者の 30%が中等課程へ進学) を挙げている。

この低い卒業率と進学率は、教育制度上の問題に対して、政府による迅速かつ抜本的な施策の必要性を示すものであり、貧困削減戦略文書 (DSRP = PRSP) ではこの点に関して、政府施策にかかる方針として、「教育制度における効率性の向上」を挙げている。そして基礎教育に関して、MDG の達成、すなわち 2015 年までに就学率および卒業率 100%の達成を目標としている。

表 2-2 教育ミレニアムにおける開発項目の目標値

教育ミレニアムにおける開発項目		基準 (RESEN2003)		目標		
全ての国民への基礎教育の提供	初等教育純就学率	75.2%	2001 年	100%	2015 年	
	初等教育総就学率	94.3%	2003 年	100%	2015 年	
	初等教育卒業率	仏語校	57.0%	2003 年	100%	2015 年
		英語校	75.0%			

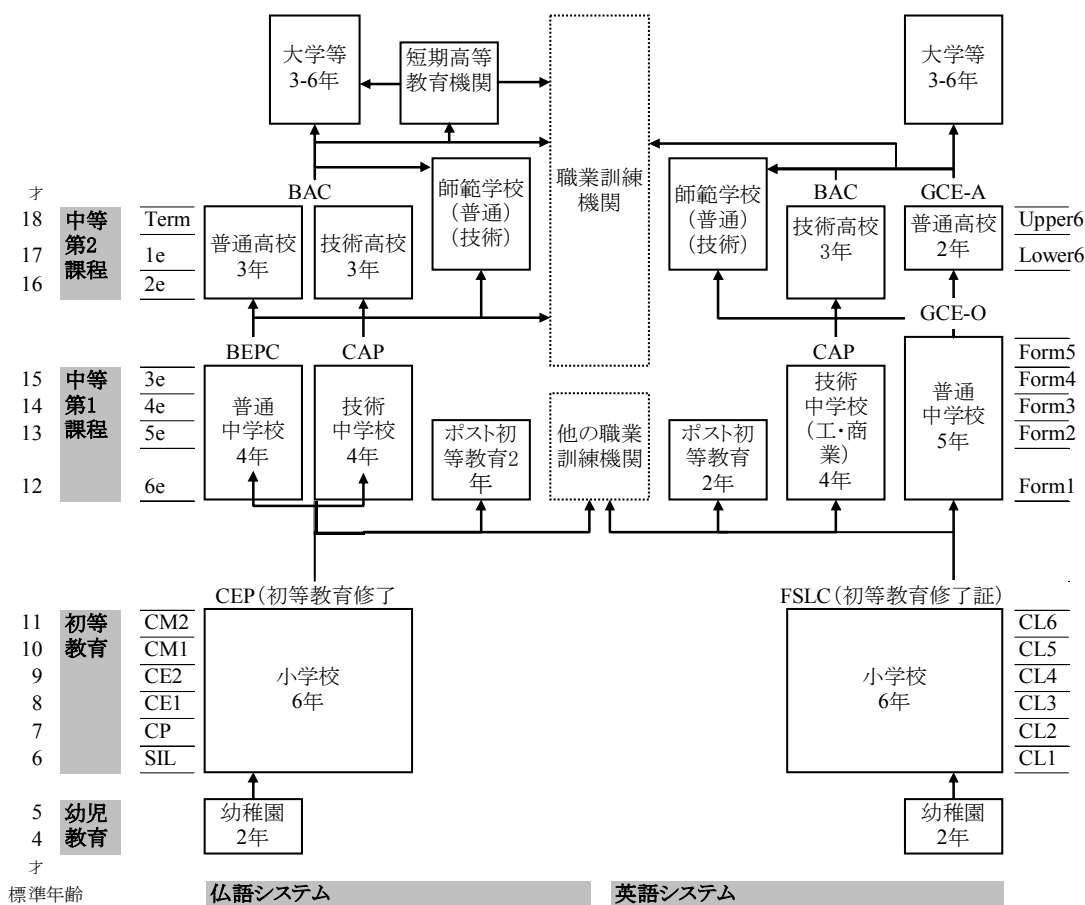
(2) 初等教育をとりまく状況

1) 教育制度

「カ」国では仏国と英国の信託統治地域が合併して単一国家となった歴史的経緯から教育制度もそれ以来、北西州、南西州の2州では英語教育システム、その他8州では、仏語教育システムで行われてきた。

政府は1998年に「新教育基本法」を制定し、仏語、英語の両システムを統合し、制度の差異を是正することを目指してきたが、2006年に教育課程の再編が実施され、それまでの仏語システム（初等6年+中等7年）、英語システム（初等7年+中等7年）から仏、英語システムとも初等6年+中等7年に統一された。現行の「カ」国教育システムを図2-1に示す。

図2-1 「カ」国教育システム



2) 学校数、教室数

2006/2007年の教育統計によると、全国の小学校数は12,505校（公立校9,000校/72%、私立校3,505校/28%）、教室数は64,500教室（公立校44,865教室/69.5%、私立校19,635教室/30.5%）であり、学校あたりの教室数は公立校で5.0教室、私立校で5.6教室となる。

特に公立校の場合は、1学年1教室に満たない度合いが高いが、それでも2003/2004年（公立校で4.9教室、私立校で5.7教室）と比較した場合、私立校よりは若干改善されている。

表 2-3 学校、教室、生徒数の比較 (2003/04 -2006/07)

	2003/2004			2006/2007		
	学校数	教室数	生徒数 (女子)	学校数	教室数	生徒数 (女子)
公立校	7,891	39,300	2,222,051 (1,002,723)	9,000	44,865	2,430,020 (1,099,437)
私立校	3,022	17,287	684,681 (326,383)	3,505	19,635	690,337 (332,187)
合計	10,913	56,587	2,906,732 (1,329,106)	12,505	64,500	3,120,537 (1,431,624)

出典：基礎教育省年次教育統計 2006/2007

州別の教育統計（2006/2007年）によれば、公立校に限り1学校あたりの教室数について、全国平均4.9教室を下回っているのは、アダマウア州、東部州、最北州、北部州、南部州であり、1学年1教室の充足度が低くなっている。一方、教室あたりの児童数（2006/2007年）は、全国平均では48.4人であるが、公立校に限れば54.1人であり、さらに州別にみると公立校平均を超えているのはアダマウア州、東部州、最北州、北部州であり、これらの州は教室の過密、不足が深刻である。

表 2-4 州別教育統計 (2006/2007)

		学校数	教室数	教員数	生徒数/ 教員	生徒数/ 教室	教室数/ 校
アダマウア	公立校	512	1,900	1,969	48	69	3.7
	公+私	651	2,295	2,435	61	64	3.5
中央	公	1,601	8,231	11,009	36	49	5.1
	公+私	2,297	12,683	16,629	33	43	5.5
東部	公	617	2,570	2,923	49	55	4.2
	公+私	730	2,972	3,355	48	54	4.1
最北	公	1,398	5,990	6,150	74	76	4.3
	公+私	1,675	6,926	7,139	70	72	4.1
沿岸	公	632	3,858	3,940	39	39	6.1
	公+私	1,279	8,717	9,414	34	36	6.8
北部	公	722	3,181	3,851	68	82	4.4
	公+私	839	3,568	4,347	65	79	4.3
北西部	公	934	5,078	5,499	45	49	5.4
	公+私	1,620	8,721	9,364	39	42	5.4
西部	公	1,154	7,101	7,719	48	52	6.2
	公+私	1,636	9,633	10,046	46	48	5.9
南部	公	693	2,986	3,863	26	34	4.3
	公+私	763	3,319	4,232	27	34	4.3
南西部	公	737	3,970	3,789	44	42	5.4
	公+私	1,015	5,666	5,866	39	41	5.6
合計	公	9,000	44,865	50,712	48	54	4.9
	公+私	12,505	64,500	72,827	43	48	5.2

出典：基礎教育省年次教育統計 2006/2007

### 3) 就学状況

「カ」国では1980年代後半からの経済状況悪化以降初等教育の就学人口は年々減少し続け、1990/1991年の196万人から1995/1996年には185万人にまで落ち込んだ。それでもその後経済の回復により1998/1999年には200.7万人まで持ち直し、さらに2000/2001年度の学費撤廃などの影響もあり、近年2002/2003年には279.8万人に達している。

近年の就学状況をみると、2006/2007年の全国の総就学率は101.81%で、2003/2004年の100.14%と



比較して、増加が見られる。

また、2003/2004年、2006/2007年ともに、総・純就学率での女子占有率では、北部3州（アダマウア、最北、北部）での男女格差が著しいが、これはイスラム系など宗教上の生活規範の違い、遊牧民など教育と労働に対する伝統的価値観などが女子生徒の就学を阻害している要因とされている。都市部と地方部での純就学率の地域格差も見られ、大都市を抱える中央州（89.63%）と比較した場合、北部3州（平均76.2%）、英語圏の北西州（77.13%）はいずれも13～14%程度の差がある。

表 2-5 年度別生徒数

年度	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	2000/01	2002/03	2003/04	2005/06	2006/07
生徒数	1,964,146	1,857,695	1,587,568	1,628,898	1,709,073	1,786,340	2,689,052	2,798,523	2,906,732	2,959,135	3,120,537

出典：基礎教育省年次教育統計 2006/2007

表 2-6 州別総・純就学率

(単位：%)

州	総就学率								純就学率			
	2003/2004			男女率 (女/ 男)	2006/2007			男女率 (女/ 男)	2006/2007			男女率 (女/ 男)
	男子	女子	合計		男子	女子	合計		男子	女子	合計	
アダマウア	113.83	80.87	<b>97.26</b>	<b>0.71</b>	111.11	88.82	<b>100.39</b>	<b>0.8</b>	83.46	68.93	<b>76.47</b>	<b>0.83</b>
中央	114.48	112.24	<b>113.37</b>	<b>0.98</b>	112.59	117.88	<b>115.12</b>	<b>1.05</b>	87.33	92.15	<b>89.63</b>	<b>1.06</b>
東部	109.62	97.58	<b>103.72</b>	<b>0.89</b>	108.75	100.46	<b>104.77</b>	<b>0.92</b>	81.74	77.46	<b>79.68</b>	<b>0.95</b>
最北	113.06	70.75	<b>92.01</b>	<b>0.63</b>	112.11	77.85	<b>95.49</b>	<b>0.69</b>	91.36	65.11	<b>78.62</b>	<b>0.71</b>
沿岸	93.37	89.18	<b>91.27</b>	<b>0.96</b>	78.6	85.87	<b>82.01</b>	<b>1.07</b>	61.64	67.86	<b>64.56</b>	<b>1.08</b>
北部	117.28	74.94	<b>96.66</b>	<b>0.64</b>	117.02	79.26	<b>98.7</b>	<b>0.68</b>	80.53	66.23	<b>73.59</b>	<b>0.82</b>
北西	96.27	90.54	<b>93.43</b>	<b>0.94</b>	105.55	97.9	<b>101.63</b>	<b>0.93</b>	79.61	74.64	<b>77.13</b>	<b>0.94</b>
西部	129.65	119.26	<b>124.41</b>	<b>0.92</b>	124.3	112.41	<b>118.26</b>	<b>0.88</b>	80.17	79.51	<b>80.41</b>	<b>0.98</b>
南部	105.49	105.35	<b>105.42</b>	<b>1</b>	104.96	107.01	<b>105.94</b>	<b>1.02</b>	80.17	83.51	<b>81.76</b>	<b>1.04</b>
南西	85.17	79.22	<b>82.15</b>	<b>0.93</b>	91.97	99.93	<b>95.73</b>	<b>1.09</b>	75.22	81.87	<b>78.36</b>	<b>1.09</b>
計	<b>108.14</b>	<b>92.05</b>	<b>100.14</b>	<b>0.85</b>	<b>106.94</b>	<b>96.37</b>	<b>101.81</b>	<b>0.9</b>	<b>80.76</b>	<b>75.44</b>	<b>78.18</b>	<b>0.93</b>

出典：基礎教育省年次教育統計 2006/2007

#### 4) 教員

「カ」国では1991年～1995年までの財政危機により、初等教員師範学校と副教員師範学校が一時閉鎖され新規の教員採用が行われなかったこと、また大幅な給与切り下げと公務員数の削減、定年退職による現職教員の減少などが原因で1991/02年に3.94万人の教員数が1994/95年には3.35万人に減少した。1995年以降、養成は再開したが、採用は継続で中断しつつ、2006年から採用が再開された。初等教育分野教員では、正規公務員教員、自由契約教員、父兄雇用教員の他に補充教員がおり、近年、父兄雇用教員とともに待遇、条件の悪さから定着の問題が指摘されており、縮減の方向へ向かうとされている。

「カ」国基礎教育省に小学校教員として派遣されているJOCV隊員によれば、補充教員、父兄雇用教員の場合、正規公務員教員に比べ給与額の低さはもとより、支払いの遅れが頻繁に起こり、その都度、教員組合から借金をするという状態であるという。

2004年から現在までの教員採用状況と今後2009年までの採用予定について、表2-7に示す。

2006年には採用を再開したものの全体の教員数は変わらず、それまでの父兄による雇用教員1,700名について、正規公務員へ622名が、自由契約教員へ1,078名がそれぞれ昇格移転したことになる。2007年からは、正規公務員、自由契約教員の新規採用とともに、父兄契約教員の削減が行われる予定である。

表 2-7 教員採用動向

(単位：人)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009
正規公務員	10,990	10,990	11,612	14,033	13,754	13,475
自由契約教員	0	0	1,078	15,253	23,628	36,503
父兄雇用教員	27,882	27,882	26,182	12,544	8,432	3,319
合計	38,872	38,872	38,872	41,830	45,814	53,297

出典：基礎教育省中期支出計画書 2007-2009

教員配置について、国民教育省までは中央政府で管理していたが、現在の基礎教育省へ改編されてからは県基礎教育事務所にその役割が移され、地域のニーズに則した配置へと改善されつつある。教員一人当たりの児童数について、州別で 1997/1998 年と 2006/2007 年を比較したものを表 2-8 に示す。

表 2-8 教員一人あたりの児童数(1997/1998・2006/2007)

(単位：人)

	アダマウア	中央	東部	最北	沿岸	北部	北西部	西部	南部	南西部	全国
1997/1998	66	45	42	64	46	85	60	51	37	56	51
2006/2007	61	33	48	70	34	65	39	46	27	39	43

出典：基礎教育省年次教育統計報告書 2006/2007

全国平均では教員 1 人あたり 8 人の生徒減まで改善されているが、依然として、教員配置についての都市部と地方農村部との格差が著しい。

これは、地方農村部では、施設へのアクセスの悪さに加え、水、電気などインフラが十分に整備されていない、教員住宅の不足で状態の悪い地元住民の住居を間借りせざるをえないなど教員のモチベーションの低さにより安定した教員配置が実施されないなどの指摘がある。

## 5) 授業実施形態

「カ」国では、就学人口に対する学校数、教室数の不足により、教育政策上の公的実施方法として、2 部制による授業が行われている。現行のカリキュラムでは、全日制で週 5 日の授業（月～金）、2 部制では週 6 日（月～土/ただし土曜日は午前中のみ）、一日の授業時間は、全日制で平日 6 時間（月、火、木、金 ただし水曜日は 4 時間半）の合計 28 時間 30 分に対して、2 部制では午前の部は平日のみ 4 時間 50 分で合計 24 時間 10 分、午後の部は平日 4 時間 10 分（月～金）と土曜日は 4 時間半の合計 25 時間 20 分であり、2 部制授業に対する週単位時間数の不足が問題とされている。（表 2-9 参照）

表 2-9 全日制と 2 部制の授業時間

活動	全日制	2部制		
		午前シフト 平日のみ	午後シフト	
			月曜日から金曜日まで	土曜日の午前中
授業	07:30 - 09:30	07:30 - 09:30	13:00 - 15:00	07:30 - 09:30
休み時間	09:30 - 10:00	09:30 - 09:50	13:00 - 15:20	09:30 - 10:00
授業	10:00 - 12:00	09:50 - 12:40	15:20 - 17:30	10:00 - 12:30
休み時間	12:00 - 12:30		午後の超過は土曜の午前と同様の授業	
授業	12:30 - 14:30			
1日の合計 授業時間	月、火、木、金 :6時間 水曜 :4時間30分	4時間50分	4時間10分	4時間30分

出典：基礎教育省時間割表

また、全日制と2部制、複式制の別は、学校ごとの教員数と教室数のバランス、学年のレベルに応じた優先順位などにより決定される。授業形態の編成について基礎教育省で定めている標準的なプログラムを表2-10に示す。

表 2-10 授業形態の編成

教員数別学校タイプ	クラス編成	採用シフト	
		小クラス	大クラス
教員が6人、又はそれ以上の学校	1年、2年、3年、4年、5年、6年	全日制：教室数が充分ある場合 2部制：必要な授業数確保に応じて	
教員が5人の学校	1年、2年、3年、4年、5年、6年	全日制：教室数が充分ある場合	
教員が4人の学校	1年、2年、3年、4年、5年、6年	全日制：教室数が充分ある場合	
教員が3人の学校	1年+2年、3年+4年、5年+6年	1年、3年、5年のレベルの生徒の補強の為に、 1学期：2部制 2学期、3学期：全日制	
教員が2人の学校	1年+2年+3年、4年+5年+6年	2部制： 第1グループ：1年-2年 第2グループ：3年	2部制： 第1グループ：4年 第2グループ：5年-6年

出典：基礎教育省時間割表

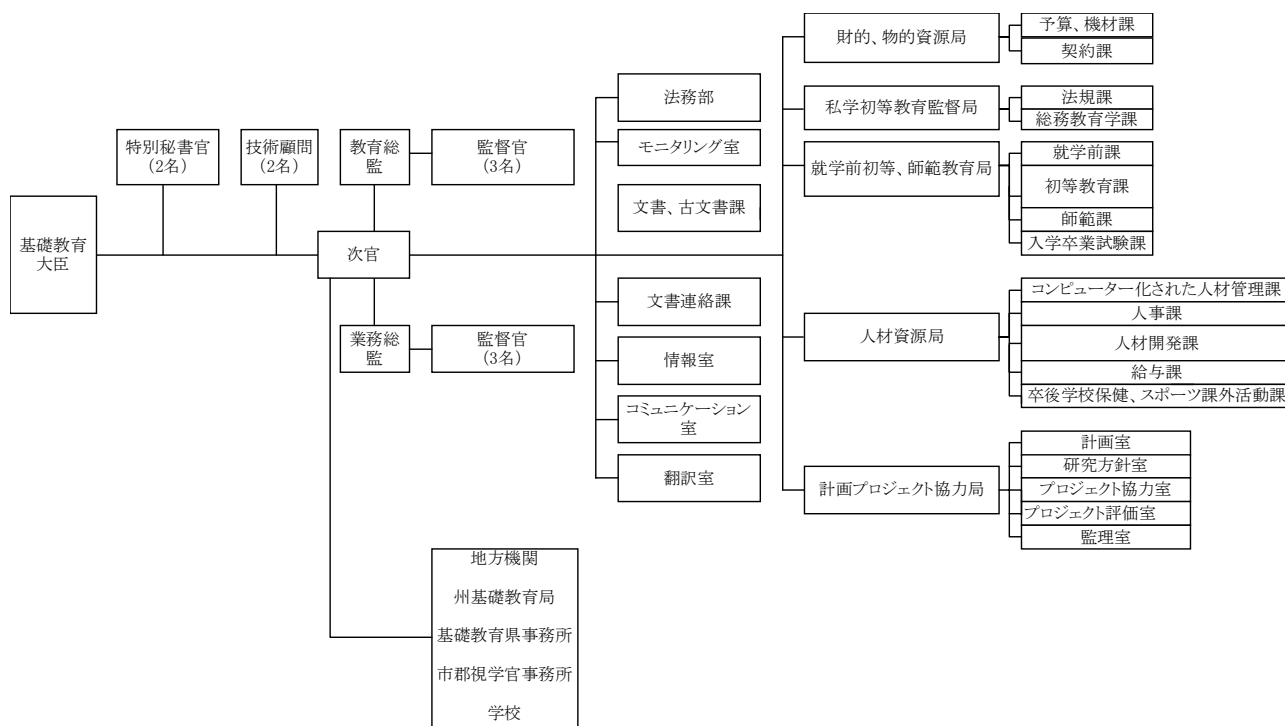
### (3) 組織・予算

#### 1) 基礎教育省の組織

初等教育並びに就学前教育は基礎教育省が管轄する。2004年12月8日付で、それまでの国民教育省から中等教育部門が切り離され現在の基礎教育省へ組織改編された。

##### a) 本省の組織

図 2-2 基礎教育省組織図



## b) 地方組織

地方の基礎教育行政は州教育局が責任機関であり、その下に基礎教育県事務所が置かれ、県事務所長の管轄下に市郡ごとの視学官が配置され、視学官が各学校運営の管理に当たっている。

表 2-11 に地方機関のそれぞれの具体的な役割を示す。

表 2-11 地方機関の組織構成と主な役割

地方組織	組織構成	主な役割
州基礎教育局 (局長)	受付・文書・連絡・翻訳課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・州レベルでの初等教育・就学前教育に係わる教育的活動の調整と活性化</li> <li>・省の定める教育カリキュラムと方法の適用</li> <li>・人的資源局と連携して、所管する教職員の現職研修のモニタリング、計画化、組織化</li> <li>・初等・就学前学校長の任命</li> <li>・初等修学証 (CEP、First School Leaving Certificate) の署名と発行</li> <li>・教育コミュニティーの重要性に関する全てのパートナーへの啓蒙活動</li> </ul>
	生徒規律・評価課	
	教育学監督課	
	スクールマップ・指導助言・卒業課外活動課	
基礎教育 県事務所 (所長)	総務部 -人事・給与課 -財務課 -資機材・ 学校建設設備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育カリキュラムと方法の適用のモニタリング</li> <li>・初等・就学前公立学校の建屋・設備の維持管理活動のモニタリング</li> <li>・教職員現職研修計画の策定</li> <li>・所管する初等・就学前教育教職員の教育的、行政的、財務的管理</li> <li>・県内の修了・入学試験の物的管理</li> <li>・初等修学証 (CEP、FSLC) 認定書の発行</li> </ul>
	統計・指導助言・卒業課外活動課	
市・郡視学官 事務所 (視学官)	教育学・試験室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区の学校・教職員ニーズの調査とまとめ</li> <li>・学区のスクールマップ、所管する教員カードの作成</li> <li>・所管する学校・学校群の行政的、教育的監督</li> <li>・州学校保健監督所、地区の保健施設と連携して、学区内の生徒及び教員の健康モニタリング実施</li> <li>・所管する学校長、及び教員の監督・援助・助言</li> <li>・教職員の研修ニーズの分析、その結果の県教育局長への送付</li> </ul>
	総務室	
	指導・助言・統計室	
	保健・卒業課外活動室	

## c) 計画実施機関

①本要請にかかる計画は基礎教育省が責任機関となり、同省計画プロジェクト協力部が実施機関となる。

②同局は計画室、調査・指針策定室、プロジェクト・協力室、プロジェクト監理・評価室、管理課の 5 部門と秘書室からなる。しかし「プロジェクト協力室」は、現在のところ国民教育省当時の「プロジェクト室」と「協力室」に分かれたままで機能している。またプロジェクト監理・評価室は職員が配置されておらず機能していない。

表 2-12 計画プロジェクト協力部の職員配置

部署名	現状	現状職員配置		
		室長／課長	職員	秘書
(局長秘書室)	同左	0	6	0
計画室	同左	1	7	2
調査・指針策定室	同左	1	6	3
プロジェクト・協力室	プロジェクト室	1	9	3
	協力室	1	6	2
プロジェクト監理・評価室		0	0	0
管理課	同左	1	6	0
職員合計		5	40	10

2) 予算

2004 年にそれまでの国民教育省から中等教育部門が切り離され現在の基礎教育省へ組織改編されたことで、予算編成、支出額、そしてその比率は 2004 年を境にして変化している。

中等教育部門の切り離しにより、組織改編直後（2005 年度）の基礎教育省の予算は前年の 47%、前々年度の 58%と、約半分程度まで縮小されている。

支出額を実績率で見た場合、改編直後は 66.09%と低い水準にとどまっている。(表 2-13 参照)

表 2-13 教育セクター予算の動向

(単位: 百万 FCFA)

	2002年			2003年			2004年			2005年		
	予算額	支出額	実績率	予算額	支出額	実績率	予算額	支出額	実績率	予算額	支出額	実績率
基礎(国民)教育省	173,514	164,712	94.53	160,884	159,144	98.92	196,754	161,834	82.00%	92,456	61,107	66.09%
対教育セクター比	92.5%			80.0%			77.7%			36.4%		
対国家比	11.2%			10.7%			12.2%			5.3%		
中等教育省	国民教育省に管轄									136,931	111,999	81.79%
高等教育省	14,163	14,163	100.0%	18,277	18,241	99.81%	26,771	24,912	93.00%	22,339	18,568	83.12%
職業訓練雇用省				21,991	20,947	95.25%	29,589	23,003	78.00%	1,927	1,556	80.75%
教育セクター合計	187,678	178,876	95.30%	201,153	198,333	98.60%	253,115	209,750	82.87%	253,655	193,232	76.18%
国家合計	1,545,000	1,386,757	89.76%	1,509,000	1,378,211	91.33%	1,617,000	1,345,078	83.00%	1,748,000	1,476,092	84.44%

出典: 経済財務省予算支出書

基礎教育省予算は経常予算と投資予算に分けられ、投資予算は 2004 年までの公共投資予算に加え、2005 年以降は債務削減資金による PPTE 基金、BIP、(2007 年からは MDRI、C2D も加わる) が教育分野に割り当てられ、同予算を考慮すれば投資予算全体は増加傾向にある。(表 2-14 参照)

表 2-14 教育セクター予算の内訳と今後の動向

(単位:百万FCFA)		2004年	2005年	2006年
経常費	基礎(国民)教育省	173,638	71,040	78,834
	中等教育省		124,431	139,103
	高等教育省	20,351	17,839	20,344
	職業訓練雇用省	24,505	1,695	2,073
公共投資費	基礎(国民)教育省	23,116		9,820
	中等教育省			9,810
	高等教育省	6,420		2,800
	職業訓練雇用省	5,084		680
PPTE投資	基礎(国民)教育省			14,500
	中等教育省			1,500
	高等教育省			1,500
	職業訓練雇用省			1,500
BIP	基礎(国民)教育省		21,416	
	中等教育省		12,500	
	高等教育省		4,500	
	職業訓練雇用省		232	

出典：中期支出計画書 2007-2009

#### (4) 他ドナーによる援助動向

1990年以降他ドナーにより実施された事業概要を表 2-15 に、現在進捗中の事業概要を表 2-16 に、さらに今後実施予定の事業を表 2-17 に示す。

##### 1) アフリカ開発銀行 (BAD)

施設建設事業として 2001 年より実施されてきた Education II では、2004 年 12 月末までに 716 教室の建設を目標としていたが、インフレなどの事情により遅れ 2006 年 12 月まで延長した。この時点で BAD 借款供与は終了したが、予定校数の建設が出来なかったため、残りを PPTE 基金で充当して建設することとなり、最終的には 2008 年 12 月末での完了を予定している。

##### 2) イスラム開発銀行 (BID)

施設建設事業として BID I、BID II が実施された。BID I はカメルーンに対する初めての事業（無償事業）として、洪水で被害を受けた最北州(クセル地方)における校舎の再建を目指したもので、2 校の小学校建設を行った。

さらに BID II は有償事業として BID I 完了前から開始され、48 校の小学校建設を実施した。

現在は BID III が進行中であり、今後は BID IV の策定も計画されている。

BID III は初等教育分野に対する①教育へのアクセス改善、②質の改善、③マネージメント強化を目的とするパイロットプロジェクトであり、6 州（最北、北部、アダマウア、沿岸、北西、南部州）を対象として今後 3 年間で 78 教室の建設と設備整備および PC 導入、教職員（視学官、校長、行政職員）の能力強化を目指した研修実施を予定している。

また当初 BID III の対象プロジェクトとして教員養成校への支援を計画していたが、基礎教育省のプライオリティは初等教育に置かれていたため、初等教育を対象とした内容で決定した。それを反映して BID IV では、教員養成校の建設が事業内容に含まれる予定である。

##### 3) 世界銀行

1995 年の「国家教育フォーラム」開催を受けて計画され 1998 年から開始された第 5 次教育計画 (Project Education V) が実施途中で中断、カメルーンのエデュケーションセクターに対するより厳密、慎重な現

状分析を必要とされた中、2005年から教育システム支援プロジェクト(PASE)が開始された。

PASE は基礎教育省、中等教育省、高等教育省を含めて実施委員会が組織化され、①教育システムの管理能力強化、②教育指導強化と生徒の能力向上促進、③教育優先地域への支援強化、④人材資源開発と高等教育分野における能力強化を目標としている。

以上の通り PASE による支援は行政面の改革および能力強化を目的としたものであるが、2006年6月に教育部門戦略が承認されたことにより、またこれまでの PASE の実績を基に、施設建設事業実施に向けた計画策定の準備が開始されている。

具体的には、建設コストにかかる調査がすでにカメルーン政府に対して要請、実施されており、その最終報告結果を踏まえて、次期段階へ進むことになる。

#### 4) フランス開発公社(AfD)

- a) フランス政府による初等教育分野への支援は 1996~2000 年の「カメルーン教育システム支援計画」(Programme d'Appui au Système Educatif Camerounais:PASECA)に始まっている。
- b) 2005 年からはフランス開発公社として新たに事業を開始し、現在実施中の「教育改革支援計画」(Programme d'Accompagnement de la Réforme de l'Education:PARE)が同機関として教育分野に対する最初の支援事業となる。
- c) 2000 年から実施している C2D(Contrat de Désendettement et de Développement)については、教員との契約関係支援を新たな事業目的に加え、2007 年より実施している。
- d) 「契約関係支援事業」では、次の 2 つの側面に対する支援を予定している。
  - ①私学教育支援
    - 私学の適切な運営管理指導
    - 補助金支給など
  - ②初等教育供給の改善
    - 4 州 (最北、北部、アダマウア、東部)、6 都市 (バフーサ、マルア、ドゥアラ、ヤウンデ、ガルア、バメンダ) に対する教育ファシリテーションの整備
- e) フランス開発公社による教育分野への支援として 2007-2011 年までに 9,000 万 EUR の拠出を予定している。9,000 万 EUR のうち、教員契約支援として 4,000 万 EUR、教室リハビリ、建設、私学支援として 5,000 万 EUR、さらに教員契約支援事業 4,000 万 EUR の内訳としては教員契約支援に対して 3,750 万 EUR、基礎教育省支援に対して 250 万 EUR を予定としている。

表 2-15 これまでに実施された事業概要

協カタイプ	ドナー国 ドナー機関名	事業の種類	事業目的	事業内容	事業費 (FCFA)	契約調印日	事業期間	実施場所	進捗状況
二国間	仏	支援	教育の質改善と 機構再構築	カメルーン教育システム支 援 計画(PASECA) 人材再教育と教育機材に かかる啓蒙活動	16億	1996/6	4年	ヤウンデ ドゥアラ バフサム ガルア フェア バメンダ	2000年6月完工
多国間	イスラム開発銀 行 (BID)	助成金、補助金	洪水被害災害復興と アクセス改善	BID I 小学校2校の建設	2.35億	1990/5	1年	KOUSSERI	1993年完工 最終支払い未
	イスラム開発銀 行 (BID)	有償	基礎教育への アクセス増大	BID II 小学校48校の建設	80億	1993/6	5年	南部、北部 アダマウア 沿岸 極北、北西	2002年完工 最終支払い未

出典：基礎教育省 FICHEUR DES DONATEURS 2006/11

表 2-16 現在進捗中の事業概要

協カタイプ	ドナー国 ドナー機関名	事業の種類	事業目的	事業内容	事業費 (FCFA)	契約調印日	事業期間	実施場所	進捗状況
二国間	仏	無償	カメルーン 教育システム支援	教育改革支援計画 (PARE)	10億	2002/6/18 修正 2005/7/12		沿岸、北部 北西部 南西部 中央、東部	進行中
		C2D	教員との契約関係支援	基礎教育分野の教員不足 補充、各省間における 委員会設置	630億	2000年より 開始 2006/8 修正 調印			開始中
	カナダ	無償	MINEDUB組織改革支援	技術支援、経済支援	1.2億	2004/3/15	6ヶ月	MINEDUB	準備中
	中国	無償	基礎教育へのアクセス増大	Mvomeka'a小学校建設と 教育機材		2003/9/22		Mvomeka'a	開始中
多国間	アフリカ開発銀行 (BAD)	有償	教員養成分野の改善と アクセス増加、小学校レベル での留年、退学率を低下さ せる	EDUCATION II 教員育成、補修授業計画再編 建設、資機材供与 校舎改修	67.65 億	2000/2/11	4年	中央、南部 西部 北西部 南西部	モデル校完成 小学校建設、改修 工事進行中
	世界食糧計画 (PAM)	無償	万人のための教育普及、 改善、貢献 地理、部門別格差の是正	小学校への食料援助	16.11億		4年	アダマウア 北部 極北 東部	2002年から進行中
	UNICEF	有償	部門別格差是正と幼児 教育枠組みの促進	小学校施設改修、井戸と便所 建設EM への支援		2002	5年	ヤウンデ アボン/バング ベルトア マルーア モラ ガルーア ンガウンデレ メイガンガ	45小学校改修工事 45井戸、便所建設 進行中
	UNICEF/ MINPLADAT	無償	幼児教育開発、評価	枠組支援		2006	2年	州 10chef	進行中
	世銀	有償	カメルーン教育システム の改善	教育支援計画(PASE) 万人のための教育 (EPT)	90.76億	2003/12/29	4年	教育優先地域	評価進行中
	PLAN INTERNATIONAL	無償	教育の質改善、アクセス拡 大と提供	小学校教室建設、 便所・井戸建設	13億	2001/2/8	3年	中央、東部、 北西部	進行中
	イスラム開発銀行 (BID)	無償と有償	カメルーン基礎教育の 質改善	BID III 教育へのアクセス改善 質の改善 マネージメント強化	74.77億	2006/7/1	3年	南部、北部 沿岸、北西 アダマウア 最北部	進行中

出典：基礎教育省 FICHEUR DES DONATEURS 2006/11



表 2-17 今後実施予定の事業概要

協力タイプ	ドナー国 ドナー機関名	事業の種類	事業目的	事業内容	事業費 (FCFA)	契約調印日	事業期間	実施場所	進捗状況
多国間	イスラム開発銀行 (BID)	2003年試験 登録準備完了	基礎教育レベルでの人格 形成、育成促進	BID IV 教員養成校10校の建設				ヤウンデ ンガウンデレ チヨリレ モラ ハトウリ エデア ンブウダ ファンド ン ブエア クリビ	交渉中
	アフリカ アラブ開発銀行 (BADEA)	助成金、補助金		BADEA I 協力事業支援の銀行開設中				MINEDUB/ DPC	交渉中
	仏	準備完了		教育セクター戦略の組織に かかる方針の支援計画と 管理	100億	5年	MINEDUB		
		C2D		私学教育、教員派遣のしくみ にかかる整備					
			初等教育人材育成プログラム 形成						
	臨時教員雇用								

出典：基礎教育省 FICHEUR DES DONATEURS 2006/11

## 2-1-3 小学校施設の現状

### (1) 既存施設の状況

#### 1) 校舎

- a) 一般的に現地標準タイプによる構造計画では、コンクリートブロック構造ではあるが、ブロック上部を繋結する「臥梁」の配置、サイズ、及び配筋が不十分であり補強コンクリートブロック構造とはなっていない。従って建物に懸かる水平力に対する強度、ならびに熱膨張に対する剛性が十分ではなく変形しやすい。
- b) BIPについては2000年以前から、またPTE基金によるものは、2001年から建設が開始されている。
- c) 既存施設は、独立前後に宗主国などにより建設された石あるいはブロックによる組積造、教育省独自による標準的コンクリートブロック造、父兄会によるコンクリートブロック造、木造、泥製ブロック造などに大別される。
- d) 独立前後に建設された施設では、柱、梁などの主要構造部に問題はなく、また学校施設としての仕様に則しているものはわずかで、長い年月を経た老朽化による損傷が著しく、天井、屋根、建具の破損、床、壁の仕上げ部の剥離など改修工事を必要とする不都合箇所が目立つ。
- e) 父兄会により建設された施設では、十分な建設技術や知識がないまま建設されたことにより、学校施設としての仕様に則していないもの、主要構造部の仕様が不適切で、壁の構造的亀裂、柱鉄筋の露出、床、壁モルタルの過度な剥離、雨期中の土砂流出による基礎の露出、最悪に至っては建物の崩壊などの状況が見られる。
- f) 既存施設の標準的な施設内容は教室、校長室であり、校長室は執務スペースの他に応接スペースを兼ねた前室を備え、教材、機材などは前室の収納棚に保管されていることが多い。また、教員室、多目的室などを所有する施設は、調査した範囲内では確認できていない。
- g) 便所はまったく存在しない施設、また存在する中では素堀り式の肥溜め便所（ラトリン式）を主体としているが、簡易な構造の上、維持管理の悪さから使用不可能な状態のもの、崩壊しているものが目立つ。

#### 2) 教室家具・教材

- a) 各教室の生徒用机・椅子は全般的にどの施設でも保有はされているものの、故障、破損したまま修理せず放置されているものが多く見受けられる。それでも、父兄会による施設では、施設の整備状態もままならぬ状況で、教室家具まで予算がなく、家具なしで授業を受けているケースもあることを聞き取り調査により確認した。
- b) 2～3人掛木製一体型の机・椅子を定員オーバーの過密状態で使用している。
- c) 教育用機材については、とくに定規、コンパス、地図類の保有率は高い。これは、基礎教育省予算で最低限の機材の支給を実施していることによる。ただし、生徒数に応じた整備までは至っておらず、学級数の多い施設では、数の不足が深刻である。

### (2) 施設整備の状況

#### 1) 基礎教育省による小学校施設整備

基礎教育省が実施する小学校施設整備は公共投資予算 (Budget d' Investissement Publique: BIP) を財源とするものと重債務貧困国 (PTE: 仏語、HIPC: 英語) の債務削減のために用意された基金 (以下 PTE 基金と称す) を財源とする二つの手法がある。

##### a) BIPによる整備手法

###### ①実施主体

BIPによる教室建設は本省が年度計画を策定し予算付けを行うが、その実施は各州の基礎教育局、または県の基礎教育事務所に委ねられる。州基礎教育局に委ねられる案件と基礎教育県事

務所に委ねられる案件の区別は規模・内容によるがその基準ははっきりしていない。

②業者選定

各州の基礎教育局では建設課長が中心になり、各州に配布されている標準設計図、標準仕様書、及び数量書に基づいて入札図書を作成し、入札を行いプロジェクトの管理に当る。県基礎教育事務所には建設工事の専門家が配置されていないので、県レベルに下りてくる教室建設案件は公共事業省の県事務所の建設課長が入札図書を作成する。またアダマウア州のように州基礎教育局の建設課長が空席となっているところでは、全面的に公共事業省が実施管理に当る。

③監理

州基礎教育局の建設課長並びに州または県レベルの公共事業省職員が施工監理に当る。

b) PPTE 基金による整備

①実施主体

PPTE 基金による教室建設案件は本省が年度計画を策定し、予算付けを行い、入札を行い自ら実施管理を行う。技術的事項に関しては計画プロジェクト協力局プロジェクト課が、事務的事項は調達部が担当する。

②業者選定

調達部が入札図書を作成する。業者選定のための入札は年に1回、全案件を対象に行う。2,007年度の入札は8月23日に行われた。入札は大臣の下に置かれる入札審査会の議長が主催し調達部が事務局となって行われる。

③監理

2006年度から民間のコンサルタントに監理業務を委託している。2006年は見積もり合わせで7社を選定した。2007年は各州に1社、合計10社を入札によって選定する予定である。

2) BAD の借款による小学校施設整備

a) 概要

①案件名： Projet Education II

②実施期間： 2001年 - 2008年

事業の完了は2004年12月を予定していたがインフレの影響などで遅れ、2006年12月、当初予定した教室数の建設が完了しないまま、BAD借款の供与は完了した。しかしながらインフレの影響に対する責任は「カ」国政府が負う取極めになっていたため、不足する教室の建設はPPTE基金を利用して行うこととなり、2007年1月より工事が再開された。2008年6月までの完了を予定している。

③対象地域： 中央州、南部州、西部州、北西州、南西州

b) 施設内容

①教室棟： 3教室（机・椅子）+1事務室（校長室+秘書室+倉庫+便所）

②便所棟： 5便房（男子2、女子2、教員1）

③教員宿舎： 3寝室+居間+台所+水場（便所、シャワー）

④取水場： 給水塔を含めた深井戸

c) 事業費

①BAD： 約945万US\$

②カメルーン： 約107万US\$

d) 実施関係者

①案件調査、並びに基本設計

案件の調査と基本設計は BAD が行ったがコンサルタントの関与があったか否かは調整官事務所では不明である。

**②実施管理**

責任機関は当時の国民教育省であり、同省が公募によって選定し BAD の承認を得た調整官、並びに同じく公募で選定された職員で構成されるプロジェクト実施室が実施管理に当たった。

**③設計・監理**

詳細設計は調整官事務所で行い BAD 本部の承認を得た。

監理については、第 1 期では現地コンサルタントへ発注したが、活用の効果が低いので次第にその数を減らし、第 2 期以降は調整官事務所の職員のみで監理に当たってきた。

**④施工**

公開入札によって選定された複数の現地コントラクターが分割して工事を請け負った。

**3) BID の借款による小学校施設整備**

**a) 概要**

①案件名： 48 校小学校建設計画 (BID II)

②実施期間： 1997 年 - 2002 年

③対象地域： 最北州、北部州、アダマウア州、南部州、沿岸州、北西州

**b) 施設内容**

①施設タイプ： 地域に応じて A、B 2 タイプある。

A タイプ： 6 角形平面教室棟……………アダマウア、北部、最北部州 (36 校)

B タイプ： 長方形平面棟中庭配置……………北西、沿岸、南部州 (12 校)

②校舎： 北西州 (7 教室)、それ以外は 6 教室、校長室、

③便所棟： 5 便房 (男子 2、女子 2、教員 1)

④水場： 給水塔を含めた浅井戸と取水場

**c) 事業費： 900 万 US\$**

**d) 実施関係者**

**①案件調査、並びに基本設計**

BID 並びに BID が選定したチュニジアのコメットインターナショナルコンサルタントが行った。

**②実施管理**

責任機関は当時の国民教育省であり、同省によって指名され BID の承認を得た調整官が実施管理に当たった。

**③設計・監理**

上記コメット社を含む BID が推薦した 3 社とカメルーン政府が推薦した 7 社の合計 10 社を指名して入札 (我国の概念で言えばプロポーザル方式) を行い、調査に引き続きコメット社が落札した。監理はコメットの下請けとして現地コンサルタントであるベターコンサルト社が参画し、同社の 12 人の技術者が中心となって施工監理に当たった。

**④施工**

公開入札によって選定された現地のコントラクター 9 社が 48 校を分割して請け負った。

(3) 既存施設の設計・仕様

1) 基礎教育省の施設標準

基礎教育省では BIP ならびに PPTE 基金を用いて整備する施設の内容について標準タイプを定めている。かつての標準タイプは UNESCO が設定した教室に準じていたが、現在の標準タイプは 2001 年の PPTE 基金プロジェクトの開始に当って、日本の無償資金協力案件の教室を参考に当時の国民教育省施設部によって策定された。

a) 標準図

標準タイプの図面とその内容は表 2-18 の通りである。基礎教育省が実施する教室建設案件はこの標準図に基づいて発注される。下の表に見るとおり標準図には施工のよりどころとなる詳細図が殆どないが、施工に先立って詳細設計が行われることはない。

表 2-18 基礎教育省の標準タイプ図面の内容

対象	図面の種類	縮尺	備考
教室棟	平面図	1:100	2 教室タイプのみ有
	断面図	1:100	
	立面図	1:100	
	小屋(屋根)伏図	1:100	
	窓詳細図	1:10	
校長室つき教室棟			BIP 案件用
便所	平面図	1:50	
	断面図	1:50	
教員宿舎	平面図	1:50	
	断面図	1:50	
	立面図	1:50	
	小屋(屋根)伏図	1:50	
教員宿舎用台所、水場 (別棟)	平・断・立面図	1:50	
教室家具	立面図 (正面、側面、上面)	1:10	
	姿図	1:10	
井戸	断面詳細図	なし	

b) 標準仕様書

詳細図に代わり設計の内容を伝えるものは A-4 用紙 8 頁の標準仕様書である。仕様書は主要部材の寸法やコンクリート中のセメント量、並びに配筋量等に言及しているが、鉄筋の接合部の重ね長さ、鉄筋を覆うコンクリートの厚さ (かぶり)、配筋間隔、等基本的な施工方法を具体的に示す記述はない。仕様書には必要な施工図や詳細図は施工者が着工前に作成すると書かれているが、施工図の承認取得の義務は規定されていない。

c) 標準設計に基づく校舎の性能

上記の標準図と標準仕様に従ったコンクリートブロック造の校舎は柱・梁の断面が小さく配筋量も不十分のため、補強コンクリート構造の要件を満たしていない。また日本の無償資金協力による校舎のような鉄筋コンクリートによるラーメン構造とも異なり、構造耐力並びに耐久性に問題がある。

#### d) 標準タイプの改善案

基礎教育省計画プロジェクト協力局プロジェクト課では 2006 年にカメルーン国学校建設標準調査 (L'étude des Normes de Construction Scolaires au Cameroun) を実施し、自然災害などを考慮した地域別 (森林地域、サヘル地域) 施設内容と仕様の標準化を試みている。その中で考慮されている条件は強風と蝙蝠の害であり標準タイプの改善が検討されている。

表 2-19 基礎教育省による自然災害への改善案

地域	課題	改善案
サヘル地域	・雨期、乾期中の季節風、その他強風への対策 ・天井への悪影響をもたらす蝙蝠侵入に対する対策	・屋根取付けにかかる施工方法の改良 ・破風板材：波形アルミ板 0.5mm への変更 ・妻壁庇底部へ天板材の設置
森林地域	・雨期の季節風その他強風への対策	・破風板材：波形アルミ板 0.5mm への変更 ・妻壁庇底部へ天板材の設置

出典：基礎教育省 カメルーン国小学校建設標準計画 (2006 年 11 月作成版)

## 2) 他ドナー案件の仕様

### a) BAD 案件の仕様

Education II でヤウンデ市内に建設された小学校 (EP Odza) の視察に基づく仕様概要は以下のとおりである。

- ①既存校舎の改修と新設工事が実施されている。
- ②教室の大きさ、窓部詳細、扉、机・椅子などの各種寸法は、基礎教育省の標準に合致している。
- ③机・椅子、キャビネットが教室床に固定されている。盗難を考慮した策ということだが、学校関係者からは維持管理上の不便さが指摘された。
- ④建物に施工面の深刻な不都合は見られないが、完成間もない建物でありながら天井に雨漏りの跡が一部確認された。
- ⑤独りよがりが無意味な意匠上の工夫が見られる。
  - ・正面性を強調するため入り口をイメージさせる部分の屋根の方向を 90 度変え、棟と棟を交差させている。←雨漏りを誘発し易い。
  - ・廊下のコンクリート柱の柱頭に無意味なコンクリートの塊をのせている。

### b) BID 案件の仕様

アダマウア州ンガウンデレ市に建設された小学校 (EP Quartier Residentiel 校) の視察に基づく仕様概要は以下のとおりである。

- ①本校は前述の A タイプ校舎であり 6 角形平面の教室棟や校長室棟、便所棟等を分散配置されている。
- ②40 名/教室で教室規模を設定してある。現在の基礎教育省の基準には沿っていない。
- ③教室の窓は通風ブロックを採用しているが開口面積が小さく十分な採光がとれていない。校長からは、教室内の暗さが指摘された。
- ④外壁に若干のクラックが見受けられるが、施工精度は高い。
- ⑤便房内に設けられた水洗用ハイタンクの一部は故障で使用不能であるが、未修理のまま放置されている。現地の事情に則した計画が実施されていないことが関係者により指摘された。

## 3) 設計・仕様の内容の比較

基礎教育省 (PTE/BIP)、BAD、BID 並びに日本の無償資金協力による施設の設計内容、仕様を比較したものを表 2-20 に示す。

表 2-20 設計内容と仕様の比較表

事業概要	実施機関スキーム名		日本 無償資金協力		「カ」国基礎教育省		BAD Education II 2001~2007 表 ● 参照	BAD 2002~2004 表 ● 参照	
	第一次小学校建設計画 2003-2007	第二次小学校建設計画 2003-2007	第三次小学校建設計画 2003-2007	PPTTE 2001-	BIP				
事業年度	2003-2007		2003-2007		2003-2007		表 ● 参照		
諸室	2003-2007		2003-2007		2003-2007		表 ● 参照		
教室	7.4x9.5=70.3 m <sup>2</sup> (芯々)	7.4x9.5=70.3 m <sup>2</sup> (芯々)	7.2x9.2=66.24 m <sup>2</sup> (芯々)	7.0x9.0=63.0 m <sup>2</sup> (芯々)	7.0x9.0=63.0 m <sup>2</sup> (芯々)	7.18x9.14=65.62m <sup>2</sup> (芯々)	64人	50人	
校長室	1.17m <sup>2</sup> /生徒	1.17m <sup>2</sup> /生徒	1.0m <sup>2</sup> /生徒	1.26m <sup>2</sup> /生徒	1.26m <sup>2</sup> /生徒	1.05m <sup>2</sup> /生徒	有り(別棟) 11.24m <sup>2</sup>	有り(別棟) 11.24m <sup>2</sup>	
倉庫	有り 7.48m <sup>2</sup>	有り 17.57m <sup>2</sup>	有り 16.56m <sup>2</sup>	有り 4.42m <sup>2</sup>	有り 4.42m <sup>2</sup>	有り 3.75m <sup>2</sup>	無し	無し	
教員室(多目的)	教員室 35.15 m <sup>2</sup>	多目的室 25.92 m <sup>2</sup> (各グループ)	多目的室 25.92 m <sup>2</sup> (各グループ)	多目的室 25.92 m <sup>2</sup> (各グループ)	多目的室 25.92 m <sup>2</sup> (各グループ)	無し	無し	無し	
廊下	3.4m(1.2階)	3.4m(1.2階)	3.4m(1.2階)	3.4m(1.2階)	3.4m(1.2階)	3.05m	3.2m	3.2m	
基礎	RC布基礎	RC布基礎	RC布基礎	RC布基礎	RC布基礎	RC布基礎	RC布基礎	RC布基礎	
壁	コンクリートブロック15cmモルタル+塗装	コンクリートブロック20cmモルタル+塗装	コンクリートブロック20cmモルタル+塗装	コンクリートブロック20cmモルタル+塗装	コンクリートブロック20cmモルタル+塗装	コンクリートブロック15cmモルタル+塗装	コンクリートブロック15cmモルタル+塗装	コンクリートブロック15cmモルタル+塗装	
外壁	コンクリートブロック20cmモルタル+塗装	コンクリートブロック20cmモルタル+塗装	コンクリートブロック20cmモルタル+塗装	コンクリートブロック20cmモルタル+塗装	コンクリートブロック20cmモルタル+塗装	コンクリートブロック15cmモルタル+塗装	コンクリートブロック15cmモルタル+塗装	コンクリートブロック15cmモルタル+塗装	
柱	RCモルタル+塗装	RCモルタル+塗装	RCモルタル+塗装	RCモルタル+塗装	RCモルタル+塗装	RCモルタル+塗装	RCモルタル+塗装	RCモルタル+塗装	
形状	切妻	切妻	切妻	切妻	切妻	切妻	切妻	切妻	
勾配	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	2.85/10	4/10	4/10	
屋根材	波形アルミ板0.6mm	波形アルミ板0.6mm	波形アルミ板0.6mm	波形アルミ板0.6mm	波形アルミ板0.6mm	波形アルミ板0.6mm	波形アルミ板0.6mm	波形アルミ板0.6mm	
小屋組	RC合掌梁+木製母屋	RC合掌梁+木製母屋	RC合掌梁+木製母屋	RC合掌梁+木製母屋	RC合掌梁+木製母屋	木造トラス	木造トラス	木造トラス	
屋根スラブ	有り オムニアスラブ	有り オムニアスラブ	有り オムニアスラブ	有り オムニアスラブ	有り オムニアスラブ	無し	無し	無し	
屋根補強	コンクリート構	コンクリート構	コンクリート構	コンクリート構	コンクリート構	無し	無し	無し	
絞室(廊下)	有り(750mm)	有り(750mm)	有り(750mm)	有り(750mm)	有り(750mm)	無し	無し	無し	
仕上	RC土間スラブ13cm直仕上(1階)	RC土間スラブ12cm直仕上(1階)	RC土間スラブ13cm直仕上(1階)	RC土間スラブ13cm直仕上(1階)	RC土間スラブ13cm直仕上(1階)	RC土間スラブ13cm直仕上(1階)	RC土間スラブ13cm直仕上(1階)	RC土間スラブ13cm直仕上(1階)	
仕上、高さ	オムニアスラブ20cm+モルタル13cm(2階)	オムニアスラブ20cm+モルタル13cm(2階)	オムニアスラブ20cm+モルタル13cm(2階)	オムニアスラブ20cm+モルタル13cm(2階)	オムニアスラブ20cm+モルタル13cm(2階)	オムニアスラブ20cm+モルタル13cm(2階)	オムニアスラブ20cm+モルタル13cm(2階)	オムニアスラブ20cm+モルタル13cm(2階)	
幅	2.4m	2.1m	2.0m	2.0m	2.0m	2.2m	2.0m	2.0m	
軒天井	4.75m(1.2階)	4.75m(1.2階)	4.75m(1.2階)	4.75m(1.2階)	4.75m(1.2階)	3.05m	3.00m~3.07m	3.00m~3.07m	
有無	無し	有り	有り	有り	有り	有り	有り	有り	
仕様	木製扉(400x900mm親子扉)	木製扉(900mm扉)	木製扉(900mm扉)	木製扉(900mm扉)	木製扉(900mm扉)	スチール扉(片開き)	スチール扉(片開き)	スチール扉(片開き)	
構造、仕上	教室:クロストラ(穴あきブロック/腰壁H=1,200mm) 教員室:ガラスルーバー+鉄格子	教室:クロストラ(穴あきブロック/腰壁H=1,200mm) 教員室:ガラスルーバー+鉄格子	教室:クロストラ(穴あきブロック/腰壁H=1,200mm) 教員室:ガラスルーバー+鉄格子	教室:クロストラ(穴あきブロック/腰壁H=1,200mm) 教員室:ガラスルーバー+鉄格子	教室:クロストラ(穴あきブロック/腰壁H=1,200mm) 教員室:ガラスルーバー+鉄格子	教室:クロストラ(穴あきブロック) 下階H=1,200mm(片開き) 教室:クロストラ(穴あきブロック) 校長室:スチールガラス+鉄格子	教室:クロストラ(穴あきブロック) 校長室:スチールガラス+鉄格子	教室:クロストラ(穴あきブロック) 校長室:スチールガラス+鉄格子	
有無と仕様	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	
有無と仕様	有、通風ブロック	有、通風ブロック	有、通風ブロック	有、通風ブロック	有、通風ブロック	有、通風ブロック	有、通風ブロック	有、通風ブロック	
仕様	木製、2人掛け、低学年高学年用	木製、2人掛け、低学年高学年用	木製、2人掛け、低学年高学年用	木製、2人掛け、低学年高学年用	木製、2人掛け、低学年高学年用	木製、2人掛け、低学年高学年用	木製、2人掛け、低学年高学年用	木製、2人掛け、低学年高学年用	
仕様	木製	木製	木製	木製	木製	木製	木製	木製	
仕様	1.2mx4.8mmモルタル製、厚35mm	1.2mx4.8mmモルタル製、厚35mm	1.2mx4.8mmモルタル製、厚35mm	1.2mx4.8mmモルタル製、厚35mm	1.2mx4.8mmモルタル製、厚35mm	1.2mx5.0mmモルタル製、厚35mm	1.2mx5.0mmモルタル製、厚35mm	1.2mx5.0mmモルタル製、厚35mm	
仕様	スチール製	スチール製	スチール製	スチール製	スチール製	スチール製	スチール製	スチール製	
内容	小便スペース+便房+手洗	小便スペース+便房+手洗	小便スペース+便房+手洗	小便スペース+便房+手洗	小便スペース+便房+手洗	小便スペース+便房+手洗	小便スペース+便房+手洗	小便スペース+便房+手洗	
面積	水洗式:56.24m <sup>2</sup> /75.48m <sup>2</sup> /94.72m <sup>2</sup> 波取式:59.40m <sup>2</sup> /86.40m <sup>2</sup> /100.40m <sup>2</sup>	水洗式(男4女7):79.92m <sup>2</sup> 波取式(男4女7):77.04m <sup>2</sup>	水洗式(男4女7):79.92m <sup>2</sup> 波取式(男4女7):77.04m <sup>2</sup>	水洗式(男4女7):79.92m <sup>2</sup> 波取式(男4女7):77.04m <sup>2</sup>	水洗式(男4女7):79.92m <sup>2</sup> 波取式(男4女7):77.04m <sup>2</sup>	水洗式(男4女7):79.92m <sup>2</sup> 波取式(男4女7):77.04m <sup>2</sup>	水洗式:32.03 m <sup>2</sup>	水洗式:32.03 m <sup>2</sup>	水洗式:32.03 m <sup>2</sup>
フース数	水洗式(男2女4、男3女6、男5女8)	水洗式(男2女4、男3女6、男5女8)	水洗式(男2女4、男3女6、男5女8)	水洗式(男2女4、男3女6、男5女8)	水洗式(男2女4、男3女6、男5女8)	男5(うち1教員)女5(うち1教員)	男2、女5、校長、教員用!	男2、女5、校長、教員用!	
使用者構成	生徒、教員	生徒、教員	生徒、教員	生徒、教員	生徒、教員	生徒、教員	生徒、教員	生徒、教員	
便房のタイプ	貯留式:水洗式	貯留式:水洗式	貯留式:水洗式	貯留式:水洗式	貯留式:水洗式	自然浸透式	自然浸透式	自然浸透式	
屋根(小屋組、屋根材)	木造梁・母屋+波形アルミ板0.6mm	木造梁・母屋+波形アルミ板0.6mm	木造梁・母屋+波形アルミ板0.6mm	木造梁・母屋+波形アルミ板0.6mm	木造梁・母屋+波形アルミ板0.6mm	木造梁・母屋+波形アルミ板0.5mm	木造梁・母屋+波形アルミ板0.5mm	木造梁・母屋+波形アルミ板0.6mm	
開口部	クロストラ(穴あきブロック)	クロストラ(穴あきブロック)	クロストラ(穴あきブロック)	クロストラ(穴あきブロック)	クロストラ(穴あきブロック)	無し	無し	無し	
天井	計画なし	計画なし	計画なし	計画なし	計画なし	有り(地方農村部)	有り(地方農村部)	有り(地方農村部)	
天井	計画なし	計画なし	計画なし	計画なし	計画なし	有り(ハンパントン付)	有り(ハンパントン付)	有り(ハンパントン付)	
市水	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	利用	

#### (4) 運営維持管理

##### 1) 教育コミュニティ

「カ」国では、政府の教育政策上、学校維持管理について「教育コミュニティ」を大統領で制定している。

それに基づき、学校の運営維持管理は、以下の3つの構成者、組織により実施される。

- ①学校（校長、教員など）
- ②市役所、行政、市民社会などにより組織される「学校評議会」
- ③父兄会（APE）

学校施設に不都合が生じた際は、上記の組織、構成者が中心となり、年度の初めに備品の調達、施設の改修、修理など維持管理にかかるニーズを調査、見積書を作成した上で地域の県教育事務所に対して要請を行うことになる。

基礎教育省本省では学校維持管理費として年間の予算措置がなされているが、県教育事務所を通じて学校へ支出される額と実際のニーズに則した額との差は大きく、実用面での課題が多いのが実態である。

##### 2) 日本の無償資金協力案件ステアリングコミッティー

これまで3次にわたり実施されてきた日本の無償資金協力事業に対する「カ」国側負担工事の円滑な実施を目的として、省内計画プロジェクト協力局内に「ステアリングコミッティー」が以下の人員で組織された。(2007年1月付省令)

議長：基礎教育大臣、

副議長：基礎教育省次官

委員：業務総監、教育総監、財的物的資源局長、就学前初等教育長、計画プロジェクト協力局長、プロジェクトモニタリング評価課長、法務部代表、独立償還金庫（CAA）代表、経済財務省代表(2名)、日本側実施担当コンサルタント

同コミッティーは、カメルーン側負担工事を含めた以下内容について有効かつ効果的な実施方式を実現することを目的として組織された。

- ①準備工事の実施
- ②安全のための敷地の囲壁の建設
- ③水、電気の供給による学校整備
- ④施設、設備の定期的メンテナンス工事
- ⑤JOCV派遣にかかるモニタリング
- ⑥行財政面のモニタリング
- ⑦日本からカメルーンへの技術移転

上記内容に基づき、2005年より予算化、実施された「カ」国政府負担工事は、表2-21の通りである。

表 2-21 「カ」国政府負担工予算書

予算年度と財源	予算項目	予算額 (CFA)
BIP 2005年	学校囲壁の建設	400,000,000
	建設準備工事	100,000,000
	水道の引き込み	50,000,000
	電気の引き込み	50,000,000
	小計	600,000,000
	PPTE 2005年	1,000,000,000
	2005年度合計	1,600,000,000
BIP 2006年	学校囲壁の建設	330,000,000
	建設準備工事	220,000,000
	水道の引き込み	25,000,000
	電気の引き込み	25,000,000
	2006年度合計	600,000,000
BIP 2007年	水道の引き込み	20,000,000
	経常運営費	111,700,000
	建設準備工事	200,000,000
	学校囲壁の建設	350,000,000
	施設維持管理費	100,000,000
	電気の引き込み	30,000,000
	2007年度合計	811,700,000



## 2-1-4 小学校建設にかかる我が国の無償資金協力

### (1) これまでの協力内容

これまでの協力内容を表 2-22 にまとめた。

表 2-22 無償資金協力によるこれまでの協力内容

案件名	第 3 次小学校建設計画			第 2 次小学校建設計画			小学校建設計画		
	第 3 期	第 2 期	第 1 期	第 3 期	第 2 期	第 1 期	第 3 期	第 2 期	第 1 期
実施年度	2006 年	2005 年	2004 年	2003 年	2002 年	2001 年	1999 年	1998 年	1997 年
対象州	最北州 北部州	中央州 南西州	中央州 南部州	西部州	中央州 南部州	中央州	中央州	中央州 沿岸州	沿岸州
サイト数	10	12	11						
学校数	22	30	32	12	9	10	8	16	14
教室数	138	150	138	163	130	144	102	125	109
建物 階数	2 階建て	○	○	○	○	○	○	○	○
	平屋	×	○	○	○	○	○	○	○
校舎 諸室	教室	○	○	○	○	○	○	○	○
	多目的室	原則×	原則×	原則×	○	○	○	×	×
	校長室	○	○	○	○	○	○	○	○
	教員室	×	×	×	×	×	×	○	○
	書庫倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○
	階段下庫	×	×	×	○	○	○	○	○
便所	水洗式	×	×	×	○	○	○	○	○
	汲取り式	○	○	○	○	○	○	○	○
教育家具	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教材	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ソフコン	×	×	×	○	○	×	×	×	×
事業費 (億円)	9.32	8.89	7.96	13.45	9.83	9.78	10.06	11.88	11.04

### (2) 我が国の協力に対する先方の評価

#### 1) 基礎教育省関係者の評価

##### a) 日本の無償案件による学校での校長、視学官等との集会における評価

- ①設計と施工技術が優れ耐久性の高い建物である。
- ②日本の学校は「作品」である。快適に仕事ができる。隅まで良く考えられている。
- ③基礎教育省が定めている施設基準が良く守られている。
- ④これまで無かった 2 階建て校舎の導入の価値は高い。
- ⑤他ドナーに比べて、建物だけではなく教材の整備も同時に考慮してくれ、基礎教育省が目指す教育の質的向上にも大きく寄与している。

##### b) 次官のコメント

日本の協力による学校を誇りに思う。可視的にもモニュメンタルなものであり、国民に深く浸透している。

##### c) 大臣コメント

- ①これまでの協力によるこの美しい学校に誇りを持っている。
- ②原則的には自助努力の涵養ということを理解しているが、もう少しゆっくりとして頂きたい。カメルーンはまだまだ日本の高い専門技術・知識を必要としている。資金が提供されれば問題が解決できるという状況にはない。日本の施工によって解決して行かなければな

らない問題もある。

#### d) 調達部長のコメント

- ①日本の援助がこれまで果たしてきた最大の功績はカメルーンでかつて見られなかった良質な小学校を各地に建設してきたことにある。
- ②「カ」国において教室不足は深刻ではあるが、良質な環境で学習するという効果も極めて大きい。子供達は例えあばら家に住んでいても、このようなすばらしい教室で勉強できることに喜びを見出しており、日本が建設した教室は児童や父兄に将来への希望と夢を与える効果をもたらしている。
- ③多くの富裕層が子弟を外国で学ばせている中で、良質な校舎での学習を体験させることで子供達は夢と希望を持って育って行く。夢や希望こそこの国にとって一番大切なものであり、それがなくなるとは国の将来は絶望的である。
- ④量的拡充も必要であるが、それは我国の投資予算（BIP）や PPTE 資金で行っている。日本の教室建設数は 5%～10%であり、量的側面における貢献より質的面における貢献に特筆すべきものがある。
- ⑤フランス開発庁は今行っている PPTE 基金による小学校建設（900 万フラン／教室）も高いとし、日常住んでいる住居並の質でよいはずであるとして持論を押し付けてくるが、「カ」国だから量的拡充だけで良しとする強制的な考えには賛同できない。我国もまた多様な文化を持ちいろいろな人がそこに生きている。政府はそうした多様なニーズにも応えなくてはならない。
- ⑥日本が 9 年前に建設した教室は今でも頑丈で綺麗な状況に保たれているが、PPTE 基金の小学校は 5 年も経てばぼろぼろである。
- ⑦20 年くらい前にカナダの援助によって全国 10 州に 1 校ずつ建てられた工業高校は同様に質の高い建物で今でもきちんと利用されている。質の良い建物は維持管理がし易いだけでなく、維持管理のインセンティブを人々に与えるので相乗効果として長持ちし、結局のところコストが安くなる。

## 2) 建設業界の評価

### a) 「カ」国建築家協会会長（設計事務所主宰）のコメント

- ①これまで日本がやってきた学校案件は大変良い。
- ②一部には周りの建物や通学する児童の自宅と比べて質が高すぎると批判する向きもあるが、それは間違いである。優れた建築が造り出す良質の教育環境に児童を置くことは学習効果の向上はもとより、子供たちに日常とは異なる異空間の体験をさせるよい機会である。これは私が貧民街のカトリック学校の設計に携わり、その後もフォローしてきた経験からはっきりしている。

### b) 日本の小学校建設案件に下請けとして参画した現地建設業者のコメント

優れた施工技術とその裏にあるいろいろなことを学んだ。

#### ①工程管理

- ・資材購入資金を事前に確保し、前倒しで資材調達手当てをすることで必要資材を必要な時期に確保すること
- ・種類の異なる工程表の作成とその活用により工程の遅れを日々チェックし、遅れた場合に速やかな対応が可能となること

#### ②安全管理

- ・ヘルメットの着用のみならず、履物にも注意が必要であること
- ・防護柵、手摺り、ネット等の安全確保のための仮設の重要性

#### ③品質管理

- ・施工精度を上げるために施工図の必要性

- ・現場における墨出し技術
- ・仕様書に忠実な材料試験の実施
- ・良質な建物を作るといふ施工者としての誇り

#### ④実地訓練

施工が困難な部位はモデル施工例による施工手順と技術の実習訓練が行われ習得できた。

## 2-2 要請の内容

### 2-2-1 要請にかかる計画の内容

#### (1) 計画対象地域

本計画の対象地域は次のとおりである。

- 1) アダマウア州ヴィナ県ンガウンデレ市
- 2) 東部州ロムエジェレム県ベルトア市、及びベラボ郡
- 3) 北西州メザム県バメンダ市、サンタ郡、バリ郡、トゥバツ郡、及びバフート郡

#### (2) 計画対象校

本計画の対象校（要請校）は学校数で84校、サイト数で62サイトである。

- 注) 1) 学校統計にかかる数値は本調査時点で入手した値であり要請書の数値とは異なる。  
 2) 学校番号に網掛けした学校は本調査で踏査した対象校。  
 3) 学校記号：EP= Ecole Primaire、EPA= Ecole Primaire Annex、GS= Government School

#### 1) アダマウア州

市・郡	学校番号	学校名	敷地番号	児童数	教員数	教室数
ンガウンデレ	01	EP Bamyaga Grp. 1	01	1,273	14	12
	02	EP Bamyaga Grp. 2		1,586	13	
	03	EP Bamyaga Grp. 3	02	284	7	4
	04	EP Bideng	03	685	10	6
	05	EP Burkina Faso Grp. 1	04	1,475	13	11
	06	EP Burkina Faso Grp. 2		1,101	11	
	07	EP Camp Militaire	05	966	13	6
	08	EP Djackbol Grp. 1	06	841	17	14
	09	EP Djackbol Grp. 2		708	12	
	10	EP Gada-Mabanga	07	1,429	13	6
	11	EP Gendarmerie Grp. 1	08	600	13	12
	12	EP Gendarmerie Grp. 2		690	16	
	13	EP Marza	09	314	4	3
	14	EP Quartier Résidentiel	10	529	11	8
	15	EP Quartier Haoussa	11	540	6	2
	16	EP Sabongari Grp. 1	12	1,690	20	18
	17	EP Sabongari Grp. 2		1,872	20	
	18	EP Taa- IFA	13	471	3	2
	19	EP Bilingue Grp. 1	14	750	13	14
	20	EP Bilingue Grp. 2		608	13	
	21	EPA Centre Grp. 1	15	1,300	18	17
	22	EPA Centre Grp. 2		1,347	18	
	23	EPA Mabanga Grp. 1	16	1,400	14	16
	24	EPA Mabanga Grp. 2		1,400	18	
	25	EPA Baladji II	17	1,260	17	9
合計	25		17	25,119	327	160

2) 東部州

市・郡	学校番号	学校名	敷地番号	児童数	教員数	教室数
ベラボ	01	EP Akok Mekel	01	461	6	6
	02	EP Belabo Grp. 1	02	814	12	12
	03	EP Belabo Grp. 2		819	11	
	04	EP Bilingue	03	312	6	8
	05	EP SCAF	04	476	8	10
ベルトア	01	EPA Bertoua Grp. 1A	01	834	17	8
	02	EPA Bertoua Grp. 1B		676	14	6
	03	EPA Bertoua Grp. 2A		480	14	7
	04	EPA Bertoua Grp. 2B		418	8	5
	05	EPA Bertoua Grp. 3A	02	782	20	8
	06	EPA Bertoua Grp. 3B		621	11	11
	07	EPA Bertoua Grp. 4A	03	700	16	12
	08	EPA Bertoua Grp. 4B		611	17	
	09	EP Bilingue	04	870	14	8
	10	EP Mokolo Grp. 2	05	1,035	20	15
	11	EP Ngaikada	06	470	8	12
	12	EP Nkolbikon Grp. 1	07	1,184	22	10
	13	EP Nkolbikon Grp. 2	08	877	14	2
	14	EP Quartier ENIA Grp. 1	09	1,185	17	9
	15	EP Quartier ENIA Grp. 2		1,078	23	
	16	EP Tigaza Grp. 1	10	1,100	21	12
	17	EP Tigaza Grp. 2		1,215	25	
	18	EP Yademe Grp. 1	11	780	23	8
	19	EP Yademe Grp. 2		724	22	
合計	24		15	18,522	349	169

3) 北西州

市・郡	学校番号	学校名	敷地番号	児童数	教員数	教室数
バメンダ	01	GS Ntingkak	01	298	11	13
	02	GS Mbingfibieh	02	306	13	3
	03	GS Mulang I & II	03	1,076	33	20
	04	GS Mulang I & II				
	05	GS Ngomegham 1	04	1,324	44	4
	06	GS Ngomegham 2				10
	07	GS Ngomegham 3				10
	08	GS Old Town Grp. 1	05	877	28	16
	09	GS Old Town Grp. 2				
	10	GS Alamatsom	06	474	10	8
	11	GS Ntanteche	07	155	11	10

市・郡	学校番号	学校名	敷地番号	児童数	教員数	教室数
サンタ	01	GS Menka	01	533	3	23
	02	GS Ntenelah	02	302	2	4
	03	GS Santa	03	760	6	14
	04	GS Banjong	04	255	2	7
	05	GS Mificat	05	586	3	4
	06	GS Kwindebgli	06	423	3	7
	07	GS Pinying	07	748	3	12
	08	GS Buchi	08	323	3	7
	09	GS Kongfune	09	406	1	7
バリ	01	GS Bali Town Grp. 1	01	607	14	14
	02	GS Bali Town Grp. 2				9
	03	GBPS Bali Town	02	585	8	8
	04	GS Bawock	03	292	5	6
トゥバツ	01	GBS Tubah	01	459	5	5
	02	GS Mallam	02	486	8	12
	03	GS Abobong	03	316	4	6
	04	GS Babanki Tungo	04	465	5	17
バフト	01	GS Njibujang	01	295	8	4
	02	GS Mbebili	02	82	5	6
	03	GS Agyati	03	203	4	7
	04	GS Akofunguba	04	292	7	6
	05	GS Bujong	05	236	6	5
	06	GS Mbakong	06	344	2	6
	07	GS Njimbee	07	238	3	7
合計	35		30	13,746	259	297
総計	84		62	57,378	935	626

### 3) 計画コンポーネント

#### 1) 建設

小学校教室、校長室、倉庫、多目的室、便所の建設

2006年1月11日付の要請書では上記の他に水場（水道引き込み立水栓、または井戸）が含まれていたが、協議において水道の引き込みは「カ」国側負担工事であること、井戸については教室建設数との関連で検討されるべきことを説明したところ、「カ」国側は教室建設を優先する観点からこれらの要請を取り下げた。

#### 2) 調達

児童用、教員用家具および教材の調達

#### 3) ソフトコンポーネント

基礎教育省からソフトコンポーネントについて以下の説明があった。

- a) 第2次小学校建設計画ではソフトコンポーネントが導入された。要請時点の内容は、建物の保守・保全の方法について専門技術者を養成することを目的としていたが、最終的には、校長、教員への研修にとどまり、各校にメンテナンスマニュアルが配布された。

- b) 「カ」国では、他ドナーによる小学校建設事業でもメンテマニュアルが作成されたのは初めてである。運用状況についてのモニタリングが必要である。
- c) 第3次計画では要請しておらず実施されていない。
- d) 第4次計画では、配布済みのマニュアルの運用状況をモニタリングの上、前回の実績を反映できるような活動内容の策定を期待する。
- e) 日本プロジェクト調整ユニット（これまで実施された建設のモニタリング、評価の実施、また今後実施されていくことに対する計画策定のための調整ユニット）が組織化されたので、同ユニットを十分に活用願いたい。

## 2-2-2 計画対象地域の状況

### (1) アダマウア州

#### 1) 概況

位置 アクセス状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都ヤウンデから、州都ンガウンデレまで約 1,000Km</li> <li>・首都からは、陸路、鉄道、空路が移動手段として可能</li> </ul> <p>本調査では、中央アフリカ国境沿の治安状況、飛行機発着の遅れを考慮し、鉄道を利用した。(片道の所要時間は約 16 時間～18 時間程度)</p>
県	<p>アダマウア州は以下 5 県から構成される (●：計画対象校が含まれる県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●VINA、</li> <li>MBERE</li> <li>FARO-ET-DEO</li> <li>MAYO-BANYO</li> <li>DJEREM</li> </ul>
郡	<p>VINA 県は以下 3 郡から構成される (●：計画対象校が含まれる群)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●NGAOUNDERE</li> <li>MBE</li> <li>BELEL</li> </ul>
社会、経済、 文化的状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イスラム系民族が多く、文化的背景として子どもを学校に行かせない伝統的慣習が残っている。</li> <li>・遊牧民が多い地域では子どもたちが放牧に従事させるため、就学の阻害要因となっている</li> </ul>

#### 2) 教育事情

アダマウア州 5 県で比較した教育統計データを表 2-23 に示す。

要請校の含まれるヴィナ県はアダマウア州の州都であるンガウンデレのある県であり人口も集中しているが、ンベレ県と同様私立校は存在しない。

さらにヴィナ県 3 郡で比較したデータ (表 2-24) では、要請校の含まれるンガウンデレ市に特に学校の数が集中していることが分かる。要請校ごとの実態を踏まえた調査結果に基づき判断する必要がある。

要請校 25 校中 18 校を調査した。25 校にはグループ校が 16 校含まれており、そのうち 14 校を視察した結果、14 校中 12 校が 2 部制を実施していることを確認、そして平均 84 人/教室とその過密度は

深刻である。また、未調査の学校も含め、要請以降すでに5校において、教室の増設を実施していることを関係者からの聞き取りにて確認した。

表 2-23 アダマウア州の県別教育データ

県名	学校数					生徒数			教室数			生徒数/ 教室
	公立校	私立校	コミュニ ティ	父兄	合計	公立校	私立校	合計	公立校	私立校	合計	公立校
DJEREM	63	5	0	2	70	17,202	998	18,200	355	29	384	48
FARO ET DEO	90	5	0	0	95	12,263	453	12,716	437	28	465	28
MAYO BANYO	119	10	0	0	129	24,167	2,571	26,738	663	59	722	36
MBERE	124	0	0	0	124	31,009	0	31,009	656	0	656	47
VINA	205	0	0	0	205	54,622	0	54,622	1201	0	1201	45
合計	601	20	0	2	623	139,263	4,022	143,285	3,312	116	3,428	42

出典：アダマウア州教育事務局統計

表 2-24 ヴィナ県の郡別教育データ

郡名	学校数					生徒数			教室数			生徒数/ 教室
	公立校	私立校	コミュニ ティ	父兄	合計	公立校	私立校	合計	公立校	私立校	合計	公立校
BELEL	38	0	0	0	38	6,188	0	6,188	179	0	179	35
MBE	26	0	0	0	26	3,767	0	3,767	133	0	133	29
NGAOUNDERE	141	0	0	0	141	44,667	0	44,667	889	0	889	51
合計	205	0	0	0	205	54,622	0	54,622	1201	0	1201	46

出典：アダマウア州教育事務局統計

## (2) 東部州

### 1) 概況

位置、 アクセス状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都ヤウンデから、州都ベルトアまで約 350km、そのうち約 150 km が舗装道路である。</li> <li>・ベルトア～ベラボ間は約 80km、舗装道路にて良好である。</li> </ul>
県	東部州は以下 4 県から構成される (●：計画対象校が含まれる県) BOUMBA-ET-NGOKO HAUT-NYONG KADEY ●LOM-ET-DJEREM
郡	●LOM-ET-DJEREM 県は以下 5 郡から構成される (計画対象校が含まれる群) ●BERTOUA BELABO DIANG BETARE-OYA GAROUA-BOULAI
社会、経済、 文化的状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国全体の中でも、道路、インフラ整備面での開発がより遅れている。</li> <li>・現在の大統領夫人の出身地である。</li> <li>・森林部に居住するヴァカピグミー族は学校教育への価値を認めていない。</li> <li>・現在でも残る早熟結婚の慣習が、女子就学率の向上を阻害している。</li> <li>・公用語以外の現地語として、Betï (ベチ) 語を使用する。</li> </ul>



## 2) 教育事情

東部州 4 県で比較した教育統計データを表 2-25 に示す。

要請校の含まれるロムエジェレム県は東部州の州都であり、生徒数、教員数が他県に比べて多い割に施設数が少なく、生徒数/教室は 78 人と全県で最も過密な状態である。

ベルトア市およびベラボ郡は県内で最も就学生徒数が多い地域であり、要請計画校にもグループ校が多く含まれている。グループ校ではとりわけ教員の配置が遅れ、ベルトア郡での教員一人当たりの児童数は 77 人と、教員不足による学習環境の悪化が深刻となっている。

表 2-25 東部州の県別教育統計データ

県名	学校数					生徒数			教員数			教室数			生徒数/ 教員	生徒数/ 教室
	公立校	私立校	コミュニ ティ	父兄	合計	公立校	私立校	合計	公立校	私立校	合計	公立校	私立校	合計	公立校	公立校
BOMBA & NGOKO	90	2	21	4	117	20816	695	21511	402	15	417	390	14	404	52	54
HAUT-NYONG	240	18	17	8	283	40626	3559	44185	731	53	784	1819	91	1910	56	23
KADEY	143	14	24	9	190	29255	3493	32748	460	79	539	485	122	607	64	61
LOM & DJEREM	130	31	2	10	173	41126	9228	50354	656	183	839	531	157	688	63	78
合計	603	65	64	31	763	131823	16975	148798	2249	330	2579	3225	384	3609	59	41

出典：東部州教育事務局統計

表 2-26 ロムエジェレム県の郡別教育統計データ

郡名	学校数					生徒数			教員数			生徒数/ 教員
	公立校	私立校	コミュニ ティ	父兄	合計	公立校	私立校	合計	公立校	私立校	合計	公立校
BELABO	28	3	-	1	32	6,230	783	7,013	117	24	141	53
BERTOUA	28	13	2	4	47	14,169	4,897	19,066	185	125	310	77
BATARE-OYA	22	3	-	-	25	4,568	1,217	5,785	71	0	71	64
DIANG	12	3	-	-	15	2,867	421	3,288	59	24	83	49
GAROUA-BOULAI	12	4	-	5	21	4,193	1,503	5,696	58	3	61	72
NGOURA	19	2	-	-	21	4,155	407	4,562	59	7	66	70
ENIEG (師範学校付属)	8	-	-	-	8	4,944	0	4,944	106	0	106	47
合計	129	28	2	10	169	41,126	9,228	50,354	655	183	777	63

出典：東部州教育事務局統計

(3) 北西州

1) 概況

位置、アクセス状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都ヤウンデから州都バメンダまで約 370km、舗装道路にて良好である。</li> <li>・バメンダを基点とした 4 群へも、それぞれ約 20km 前後の舗装道路で、アクセスは良好である。</li> </ul>
県	北西州は以下 7 県から構成される (●：計画対象校が含まれる県) BOYO BUI DONGAMANTUN MENCHUM ●MEZAM MOMO NGOKETUMJIA
郡	MEZAM 県は以下 5 郡から構成される (計画対象校が含まれる群) ●BAMENDA CENTRAL SUB-DIVISION ●SANTA SUB-DIVISION ●BALI SUB-DIVISION ●TUBAH SUB-DIVISION ●BAFUT SUB-DIVISION
社会、経済、文化的状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語圏であり、公用語以外の現地語は Pidgin (ピジン) 語も使用する。</li> <li>・商業都市であり、住民の意識が商売に向いている。</li> <li>・低年齢時より商売人育成を目指した教育方針により、子どもに対しては、金をかけても私立へ通わせる比率が高い。</li> </ul>

2) 教育事情

北西州 7 県で比較した教育統計データを表 2-27 に示す。

メザム県には北西州の州都であるバメンダ市があり人口も集中しているため、学校、生徒数ともに多く、教員も多く配置され、教室も多い。

しかし、メザム県 5 郡で比較した統計では既存施設の構造別での既存数を示しており、後にも述べるとおり劣悪な施設が多く施設状態が深刻であると言える。

表 2-27 北西州の県別教育統計データ

県名	学校数			生徒数			教員数			教室数			生徒数/ 教員	生徒数/ 教室
	公立校	私立校	合計	公立校	私立校	合計	公立校	私立校	合計	公立校	私立校	合計	公立校	公立校
BOYO	84	83	167	21,687	11,207	32,894	365	262	627	407	382	789	52	41
BUI	130	172	302	35,822	27,728	63,550	279	696	975	777	1,061	1,838	65	35
DONGA-MANTUNG	209	97	306	53,676	12,804	66,480	121	329	450	996	529	1,525	147	43
MENCHUM	75	56	131	24,674	9,140	33,814	243	184	427	358	212	570	79	59
MEZAM	159	185	344	45,528	42,577	88,105	644	1,128	1,772	1,022	1,247	2,269	50	38
MONO	142	26	168	32,543	4,850	37,393	342	106	448	817	139	956	83	39
NGOKETUNJIA	81	44	125	26,130	9,529	35,659	262	240	502	393	253	646	71	55
合計	457	311	1,543	240,060	117,835	357,895	1,491	1,658	5,201	2,590	1,851	8,593	547	310

出典：北西州教育事務局統計

## 2-2-3 計画対象校の状況

### (1) 調査実施校

計画対象校 84 校、計画対象サイト 62 箇所の州別の内訳を表 2-28 に示す。

表 2-28 調査実施校の内訳

州	群	計画対象校		調査実施校		調査サイト数比
		学校数	サイト数	学校数	サイト数	
アダマウア州	ンガウンデレ	25	17	18	11	11/17=65%
東部州	ベルトア	19	11	18	10	14/15=93%
	ベラボ	05	04	05	04	
	計	24	15	23	14	
北西州	バメンダ	11	07	04	02	09/30=30%
	サンタ	09	09	02	02	
	バリ	04	03	03	02	
	トゥバツ	04	04	01	01	
	バフート	07	07	02	02	
	計	35	30	12	09	
合計		84	62	57	34	34/62=55%

### (2) 計画対象校の概況

#### 1) アダマウア州

- a) (No.1)EP Bamyaga Grp.1 , (No.2)EP Bamyaga Grp.2 と (No.10)EP Ganda-Mabanga では 2007 年 4 月と 5 月に起こった竜巻によって屋根を吹き飛ばされた校舎がある。
- b) (No.8)EP Djackbol Grp.1 , (No.9)EP Djackbol Grp.2 は敷地が脇を流れる小川に向かって傾斜しており、この小川が雨期にしばしば水量を増すため校庭の一部が水没し、一部の校舎は床上浸水することもある。
- c) (No.16)EP Sabongari Grp.1 , (No.17)EP Sabongari Grp.2 では人口密度の高い街中に位置し校庭を囲う壁がないため校庭の一部が巨大なゴミ捨て場となっている。このほかにも囲壁がないため住人、車輛、家畜の通行路となり、心無い部外者による破壊行為が見られるサイトもいくつかある。これらにおいては事前に相手国負担によるゴミの撤去、境界塀工事の実施が必要と思われる。
- d) (No.21)EPA Centre Grp.1 , (No.22)EPA Centre Grp.2 では敷地が狭小であり、(No.8)EP Djackbol Grp.1、(No.9)EP Djackbol Grp.2 はそのうえ傾斜しており、校舎の配置上の制約が厳しい。
- e) (No.14)EP Quartier Residentiel は BID II により整備された後に教室不足に陥ったため、計画対象校に組み入れられて要請されているが、同校では PTA による教室建設がすでに完了しており、日本による支援の必要性はないと判断される。
- f) 要請校 25 校にはグループ校が 16 校含まれており、そのうち 14 校を視察した結果、14 校中 12 校が 2 部制を実施していることを確認した。すなわちグループ校の多くは校舎の増設がないままに学校を設立して児童数の増加に対応してきたことを示している。これらのグループ校では平均 84 人/教室（午前と午後のそれぞれの児童数に対する比率）とその過密度は深刻である。

## 2) 東部州

- a) 要請校 24 校中グループ校は 18 校含まれている。
- b) 授業シフトは全日制と 2 部制があり、グループ校の場合は 2 部制で運営されている。2 部制は、2 校が午前と午後に分かれさらに週ごとに交代で同じ校舎を使う運営形態である。
- c) 老朽化が激しい校舎や、比較的新しい校舎であっても泥製ブロックの素積み壁の教室、設けられた窓は小さく暗い教室、天井はおろか床の舗装も施されていない教室等、もともと品質の劣悪な施設も多く見られる。
- d) BELABO 郡の(No.4)EP Bilingue、(No.5)EP SCAF、及び BERTOUA 市の(No.11)EP Ngaikada では PPTE、BIP、他ドナー、市による支援を得て不足分の教室の建設をすでに完了、または建設工事が進行中であることを確認した。これらの学校では問題を抱えておらず日本による支援の必要性は低い。
- e) 既存校舎は多くの場合建替が必要であるが、中には天井は壊れ屋根には穴が開き、床の舗装はいたるところで剥れ、ブロック壁の一部には穴が開き、柱のコンクリートの一部が剥離して鉄筋が露出しているなど、一見荒れ放題ではあるが構造的な狂いが少なく堅牢性が目視確認できる校舎もある。これらは屋根、天井、内壁、外壁、柱、および床の修理と再塗装によって再生が可能である。このような校舎をプロジェクトの中でどのように取り扱うかは、今後検討する必要がある。改修工事を日本側の負担工事に取り込む方法、改修工事を前提とするも「カ」国政府負担事項とする、改修の可能性を無視する、等の方法が考えられる。

## 3) 北西州

- a) 幹線道路から外れ傾斜の急な山道を通してアクセスするサイトが含まれる。
- b) 建設用地としては十分な広さを確保しているが、急勾配の傾斜を含み、また樹木に覆われ、建設スペースが限定されるサイトが目立つ。
- c) 既存施設は①コンクリートブロック造、②泥製ブロック造に仕上げを施した建築物、③純泥製ブロック造建築物、の 3 つのタイプに分けられる。既存教室 301 教室のうち、①が 120 教室、②が 141 教室、③が 40 教室であり、②、③のタイプのような劣悪な状態の施設が全体の半数以上を占める。

### (3) 要請内容の変更

本調査において踏査した計画対象校には、すでに不足教室に対する増設が実施されていて日本による支援の必要性が低い学校も一部含まれていることを確認した。該当校は以下のとおりである。

所属州	群	学校番号	学校名	状況
アダマウア州	NGAOUNDERE	14	EP Quartier Residentiel	BID により 6 教室整備済み APE により 2 教室整備済み
東部州	BELABO	04	EP Bilingue	BIP により 4 教室整備済み
		05	EP SCAF	6 教室整備中
	BERTOUA	11	EP Ngaikada	PPTE により 4 教室整備済み BIP により 2 教室整備済み NGO により 2 教室整備済み APE により 1 校長室整備中

「カ」国側からは、これらの学校については差し替えを希望すること、また次期本格調査までには差し替え分の学校リストを提出する旨が調査団に伝えられた。

## 2-3 設計・施工・調達事情

### 2-3-1 コンサルタント事情

#### (1) 業界事情

##### 1) 建築設計・監理の業界構造

「カ」国においてはフランスの古い制度がそのまま受け継がれ、芸術家である建築家とそれ以外の建築技術者の職能が明確に区分されている。建築物の意匠設計は建築家及び建築家が主宰する建築設計事務所が携わるのに対し、意匠設計以外の建築構造設計や設備設計は土木技師を主体とするコンサルタント会社（Bureau d'Etude）に属する技術者が担当するシステムである。

しかしながら、基礎教育省が実施する教室建設案件は建築案件であるが、その施工監理にはコンサルタント会社が携わり建築家の関与はない。それは教室建設案件の監理に求められている業務内容が工程管理や材料品質の技術的管理であるからである。

「カ」国には建築家協会があり会員数は212名であるが、その多くが官庁職員や教職員、並びにフリーの建築家である。建築設計事務所やコンサルタント会社の業界団体はない。

##### 2) コンサルタント会社

基礎教育省プロジェクト協力部プロジェクト課、及びコンサルタント会社での聞き取り調査によれば「カ」国にはコンサルタント会社が30～40社ある。会社規模は常勤職員が数人～数十人であるが、多くの会社がプロジェクト受注ベースで臨時に技術者を雇い入れているようである。専門分野や能力も会社によって差があると言われている。公共事業省では近年コンサルタントに関するデータベースを整備しており情報の入手は可能であると思われる。

##### 3) 建築設計事務所

「カ」国で業を営む建築設計事務所の数は約15社程度であり、所在地はヤウンデとドゥアラに限られている。建築設計事務所は意匠設計に携わる建築家によって主宰されているが、建築設計を行うには建築家に加え構造や設備、並びに積算の技術者が必要である。超高層ビル、体育館、国際会議場のような大型案件の場合は建築設計事務所がコンサルタント会社と協同体制をとることが多いが、民間の住宅、小規模ビル、店舗等の小さな案件の場合にはコスト高になるばかりではなく小回りが効かないので、内部に構造技術者や積算士を少数抱えている事務所もある。

#### (2) 学校建築にかかる設計監理技術・経験

##### 1) 学校建築設計技術

###### a) 実績

「カ」国のパブリックセクターが実施する学校案件は、主として基礎教育省と中等教育省が行っている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、職業学校等の整備にかかる案件であるが、数の上では基礎教育省の小学校の教室建設案件が圧倒的である。このような状況の中で教室建設案件は基礎教育省（国民教育省）が制定した標準設計に基づいて実施されており、設計業務が民間に委託されることはない。従って建築設計事務所では学校校舎の設計に実績を有する設計事務所は少なく、私立学校の校舎設計経験に限られている。

###### b) 設計技術

設計経験がないことと設計能力がないということはイコールではない。学校校舎は単純な機能と構造の建物であり、PPTE 基金案件程度の校舎であれば現地の建築設計事務所は設計できる。類似業務の経験を有することが望ましいものの、必要条件ではない。

## 2) 校舎建設工事監理技術

### a) 実績

建築の設計と監理とは一体の業務であるから、設計経験が少ないということは監理の経験も少ないことと同義である。しかし前述のとおり、基礎教育省では昨年から PPTE 基金による校舎建設案件の監理を民間コンサルタント会社に発注するようになった。従って今後はコンサルタント業界に次第に監理業務のノウハウが蓄積されて行くものと考えられる。

### b) 監理技術

基礎教育省が定めた 2006 年の監理業務発注書の TOR には監理業務の内容がおよそ次のように書かれており、そこから類推すると基礎的な監理技術はあると考えられる。

- ① 工事の開始に当たり、場合によっては工事の進捗に従って、現場の進捗に必要な情報を施工者に与え、プロジェクトとの実施を現実化すること
- ② 施工者が工程を遵守するよう指導すること
- ③ 工事の進捗を報告すること
- ④ 資材の産地、メーカー、品質を管理し受領すること（※確認し承認を与えることと思われる）
- ⑤ 仕様書の記述、並びに環境に合致する資材の活用を、入札要綱に明示される技術規則に従って監視し、場合によっては技術設計図または詳細の中で決定すること
- ⑥ 通常の工事展開の上で技術的特性に関しサービスの順序を確立し通告する。
- ⑦ 施主及びプロジェクトマネージャーの代理人と共に工事段階（根伐、基礎、建て方、小屋組み、等）の受領を組織する。（※部分引渡し/部分受領のことと思われる）
- ⑧ 施工会社との討論会を開催し、実施された工事、設備された必需品、及び工事の実測について協議する。（※出来高検査と出来高の承認のことと思われる）
- ⑨ 週の定例会議に出席し議事録を作成する。
- ⑩ 施主及びプロジェクトマネージャーの代理人と共に完成建物の受領を行う。
- ⑪ 書類の提出（※管理報告書の提出のことと思われる）

## 2-3-2 施工事情

### (1) 業界事情

#### 1) 建設会社の数、規模

「カ」国には多数の建設会社があり、その数は数 100 社とも 1,000 社以上とも言われているが、業界を束ねる協会が無く正確な数は把握されていない。公共事業省では近年建設会社に関するデータベースを整備しており、情報の入手は可能であると思われる。

建設会社の多くがヤウンデやドゥアラ、その他沿岸地方の都市部に集中している。

また、アダマウア州の公共事業局によると、同州に本拠を持つ建設会社は 50 社以上存在する。

北西州で面接調査した建設会社 3 社によると、同州には 30~50 社存在する。

規模については正規職員が 100 人以上の会社が大手に属し、中規模の会社で数十人程度である。

基礎教育省の小学校案件を受注する建設会社には中規模会社が多い。

#### 2) 校舎建設工事に携わる建設会社

州または県が発注する BIP 案件の場合は、1 校ごとに案件が組み立てられるので規模が小さいため地元の建設会社が落札することが多いが、PPTE 基金案件の場合は契約ロットに数校含まれる

ので、大都市からの参入・落札も多い。

PPTE 基金による 2007 年度小学校教室建設プロジェクトの入札 96 ロットに応札した会社は延べ 311 社、実数にして 100 社以上である。

またこれまで日本の無償資金協力案件に下請けとして工事に携わった会社は 30 社近く存在する。

### 3) 中国系企業

大手建設会社の多くは外国系建設会社であるが、近年中国系建設会社が台頭してきている。中国系の建設会社は、社員をはじめ大半の職人が中国から派遣されており、その施工技術への評判が高い。現在ヤウンデ市内で特殊な屋根構造をもつ屋内体育館が建設中であるが、これも中国系建設会社が施工している。当該工事の施工基地や現場の様子を概括する限りでは日本の建設会社と大差なく見受けられる。ただし今のところ、中国系の建設会社は中国政府または中国資本の案件に限って従事しており、永続的な存在ではないようである。

## (2) 校舎建設工事に見る施工技術

### 1) 工程管理能力

基礎教育省の標準タイプの校舎（平屋建て 2 教室）の標準工期は 90 日であるが、契約工期は敷地条件による工事の困難さや雨期の影響を考慮し 90 日～150 日の間で設定される。工期の遅れには延滞遅延金が課せられるが、それにもかかわらず約 50% の案件で遅延が見られる。最大の遅延は 120 日位である。遅延要因の多くは施工会社が資材を工期に合わせてではなく資金確保の状況に合わせて調達するため資材がタイムリーに現場まで調達されていないことにある。これは施工業者の企業基盤が脆弱であるため、資材を一括購入する資金を調達することが難しく、前月の支払いを受けた範囲で翌月の分を発注するからである。

### 2) 品質管理能力

基礎教育省の教室建設案件に携わる建設会社の中には品質管理の概念が希薄のところが多いように思われる。

- a) コンクリートの調合管理は杜撰で、セメントの含有量が少ない貧調合のコンクリートによってコストを抑えているケースが多く見られる。その結果、人の手足の触れ易い廊下の柱は直ぐにコンクリートが欠け落ち、子供たちの悪戯も相まって数年もすれば鉄筋が露出しているケースも見られる。
- b) 施工精度に対する感覚は希薄で柱間隔にばらつきが見られたり、壁や梁の直線の通りが湾曲していたり、凹凸が激しかったりするケースがしばしば見られる。
- c) 品質に対する概念が希薄な理由として、標準設計には詳細設計図が無く、仕様書には品質に関する規定が少ないことも一因と考えられる。必要図面の不足を補う施工図もあまり作成されないようである。

### 3) 職人の施工技術

品質や精度にかかる関心が薄いと同程度に職人の施工技術は低い。穴開きブロック積みには線の通りが悪く凸凹が目立つ。また異部材の接合部の仕上げ方やペンキの色分け線の乱れ等、なすべき下地処理や養生の不足に起因する不始末が多い。総じて仕上がりの程度は低い。

### 4) 安全管理

現地建設会社による質問書回答からは、ヘルメットや安全靴の着用、仮囲いの設置、標識の設置等の必要性については十分に認識し、実施していると読み取れる。しかしながら、視察した少数

の教室建設現場でヘルメットを着用している職人は少数であり、安全靴の着用は見られず、仮囲い、安全標識の設置も無かった。脚立足場にしてもバケツや箱を利用した不安定なものであるなど、「安全管理」とは程遠い状況にある。

### 2-3-3 調達事情

#### (1) 建設資材・労務

##### 1) 建設資材

第4次計画の対象各州の州都には建材を取り扱う業者が存在し、基本的な材料は現地調達が可能である。ただし供給量が限られているため、材質や寸法のそろった材を大量発注する場合は対応し切れないことが多い。ヤウンデやドゥアラの業者へヒアリングした結果では、地方にて案件を実施する場合、基本資材は産地に直接発注し、運送業者に現地へ送らせる方法を採用しており、この方法が安価でかつ確実性が高いとのことである。

表 2-29 主要資材の産地／発注先

資 材	産地または発注先 ( ) は首都やウンでからの距離		
	ンガウンデレ(アダマウア州)	ベルトア (東部州)	バメンダ (北西州)
砂 (川砂)	現地	アイオス (150km)	サナガ川 (200km)
砂利 (碎石)	現地	コメトゥ (150km)	—
セメント	フィギル (150km)	ドゥアラ	ドゥアラ
鉄筋 (輸入・国産)	ドゥアラ		
木材	ベルトア	現地	ヤウンデ
屋根材 (アルミ)	ドゥアラまたはエデア		
机椅子、木製品	ヤウンデ		

##### 2) 建設労務

小学校建設工事に必要な労務は州都であるならば原則的に現地で調達可能である。ただし日本の一般無償案件のように施工精度が厳しく求められる場合は、これに加えて習熟した熟練工が必要である。熟練工が確保できるのは主としてヤウンデとドゥアラに限られるので、鉄筋工と大工の半数近くはこれらの大都市より調達する必要がある。

表 2-30 労務調達状況

職種	調達状況
鉄筋工	熟練者が少ないため必要員の50%位はヤウンデ、ドゥアラより調達する。
ブロック工	現地 (週都) 調達可能
左官	現地 (週都) 調達可能
型枠・屋根大工	熟練者が少ないため必要員の50%位はヤウンデ、ドゥアラより調達する。
塗装工	現地 (週都) 調達可能
屋根葺き工	現地 (週都) 調達可能

#### (2) 教育家具・教材

##### 1) 机・椅子

「カ」国で実施した日本の一般無償案件の場合、机・椅子の製造を原則として1校ごとに分割し



て異なる業者に発注した。これらの業者の殆どがヤウンデおよびドゥアラに集中しており、これまでに発注した業者数は 20 数社に上る。調達先はこれら 2 大都市に限られると思われる。

## 2) 教材

教材は輸入品であり取り扱い業者はドゥアラとヤウンデに限られる。

## (3) 公共工事入札制度

### 1) 公共契約法 (Public Contract Code)

「カ」国大統領は 2004 年 9 月 24 日公共契約法の制定を発令した。同法は、公共調達への自由なアクセス、機会の均等、並びに透明性の確保を基本とし、公共契約の授与、実施、並びに管理に関する規則を定めたものである。

同法は国の予算、外国援助資金、国が認めた借款、政府機関及び公団公社の予算で行われる事業の契約に適用される。ただし外国援助による案件の場合は、援助取極めの趣旨に反しない範囲で適用される。また同法は 500 万フラン未満の財またはサービスの調達には適用されない。

公共調達の手法としては競争入札 (公開入札、制限つき:PQ 入札、設計競技) による契約を原則とし、例外として随意契約 (特定商品、緊急案件)、特例契約 (国防、安全並びに国家の戦略的利益に関連する事項) が挙げられ、それぞれの内容、条件、実施方法等が詳細に規定されている。

## 2) 公開入札の実施要領

公共契約法および PPTE 基金による教室建設案件の入札要綱に見る入札の方式、並びに実施要領は次のとおりである。

### a) 入札の主催者

公共契約のための入札は事業を実施する各省庁、地方出先機関、公社公団等が自ら行う。

ただし実施機関の人材が不十分な場合は公共事業省、及びその出先機関が実施を補佐する。

### b) 入札方式

入札はプロポーザル方式であり、提出書類は i) 事務書類、ii) 技術書類、iii) 財務書類の 3 つからなり、これらを総合的に審査して落札者を決める。

### c) 入札手順

公共契約法の記載によると入札手順はおよそ次のとおりである。

#### ①入札公示

入札の実施は新聞、経済関係の週刊誌、及び実施機関の掲示板に公示される。

#### ②入札要綱

応札希望者は所定の場所で入札要綱を有料 (2007 年度 PPTE 基金案件の建設工事入札の場合 100,000 フラン) で入手する。

#### ③入札図書 の 提出

応札者は要綱に従って必要な書類をそろえ期限までに提出する。期限は開札日時の 1 時間前である。応札に当っては銀行による入札保証を差し入れる。上記案件の場合、その額は応札するロットの工事規模に応じて 480,000 フラン~2,000,000 フランである。

#### ④開札

入札書類は応札者が参加する改札会の席上で開封され、上記 i) 事務書類の内容確認が行われる。欠陥書類を提出した応札者はこの時点で失格となる。

#### ⑤技術書類の審査

事務的書類の審査に合格した応札者の技術書類を審査する。技術書類の内容と構成に不備がある応札者、並びに予め開示された採点基準に従って評価し 100 点満点中 70 点未満の応札者は失格となる。

## ⑥財務書類審査

技術書類の審査に合格した応札者の財務書類が審査される。財務書類の内容と構成に不備がある応札者は失格となる。書類に不備のない応札者のうち、最低価格を提示した応札者が落札者として決定される。

### d) 基礎教育省が行った入札方式

本調査団（コンサルタントチーム）は、2007年8月23日、基礎教育省で行われたPPTE基金による2007年度小学校教室建設プロジェクトの建設工事入札の開札を視察した。その概要は以下のとおりである。

- ①PPTE基金による2007年度小学校教室建設プロジェクトは全国436校において総計874教室の建設を行うものであり、契約ロット数は96ロットに上る。
- ②応札参加登録をした建設会社数は延べ311社である。
- ③入札図書の提出期限は入札開始時刻の1時間前の正午であったが、提出期限に遅れる応札者が続々と提出に訪れ、省側は淡々と受け付けている。
- ④入札会場前のホールは応札者で満員の状態である。
- ⑤入札開始も入札審査会の議長の都合で当初の予定を大幅に遅れ、開会が宣言されたのは2時間半後であった。この時間でもまだ書類を持った応札者が訪れ、しかも問題なく受け付けられている。
- ⑥開札はロットー1から始められた。同ロットの応札者が入札室に呼び入れられ、事務書類の審査が行われた。3社の応札があったが、そのうちの2社が書類の不備を指摘された。しかしその場での失格は宣告されなかった。
- ⑦次に財務書類のうち最も重要な価格入札書が開かれ応札価格が読み上げられた。
- ⑧一人の応札者は提出書類ロットごとに分けておらず、その結果、約10の応札ロットの全てについて書類の審査が行われ、結果が記帳され、他の応札者には関係のない応札価格が読み上げられ、記帳された。その結果ロットー1だけで1時間以上の時間を要した。

入札は開始時間の大幅な遅れや非厳格的な応札受付状況が見られたが、これについて事務局や応札者が特段の対応をしている様子はない。

1ロットに1時間以上を要する進行ペースで96ロットを行うとすると正味96時間必要になり、開札終了まで2週間以上かかることになる。しかしながらこのような状況においても入札室前のホールでは多数の応札者が開札の順番を待っている。

入札要綱に記載された提出期限を厳守しない応札者が多数存在すること、これを問題にせず受け付ける事務局、開札時に価格入札書も同時に開封するという規定の手順を無視した方法等、公共工事法の規定が定着しておらず、混乱が見られる。

以上を参考にコミ開無償方式で本計画を実施し現地業者を対象として入札を実施する場合の留意点を列挙すると次のとおりである。

- ①入札図書の提出期限の遵守を公示書に明記し例外を認めない。
- ②審査は事務的書類と技術書類の審査を第一段階の審査とし、価格審査を第二段階審査とする。まず書類審査を実施するが審査の過程は公開せず結果のみを後日発表する。
- ③入札の開札は公開開札とする。参加者は書類審査の合格者に限定する。
- ④落札は予定価格以下の最低価格を原則とするも下限を設定し法外な応札価格を阻止する。
- ⑤予定価格以下の応札がなかった場合は直ちに第2回目の入札を行う。そのため当日の出席者には必要書類の準備をしておくよう予め通達する。

## 2-3-4 関連法規・規制等

### (1) 建築関連法規、技術基準

#### 1) 建築基準法

「カ」国では建築基準法は制定されておらず、国が定める技術基準も存在しない。建築家や技術者は、設計・監理に当たってそれぞれのバックグラウンドに応じてフランスまたは英国等の技術基準を参考にしている。参考にされている主なフランスの基準は次のとおりである。

- a) CSTB(Cahier Scientifique et Technique du Batiment)
- b) DTU(Document Technique Unifié)
- c) NF(Normes Francaises)

#### 2) 建築許可制度

- a) 「カ」国では建築に当たって都市計画法に基づく建築許可の取得が必要である。
- b) 建設許可は原則的に市町村に対して申請する。
- c) 許可申請は民間の場合有料で建設費の1%とであるが公共建築の場合は無料である。  
なお日本の無償資金協力による小学校建設案件の場合は、これまで建築許可の取得は不要であった。
- d) 審査にはおよそ45日かかる。

### (2) 公共工事の建築行為にかかる税制度

#### 1) 工事契約と税の種類

公共工事の契約にかかる税は付加価値税 (VAT) 19.25%と印紙税 1.65%である。これらの税は財とサービスの提供を受ける発注者に対して課せられる。このため政府機関は公共工事に必要な税相当額を予め予算措置しておく。一方入札に当たって建設業者は、工種毎の工事単価を非課税価格で提示し、発注者によって指定された工種毎の数量を掛け合わせて直接工事費を積み上げ、それに一般経費を乗せて非課税総工事費を提示する。

契約では当該非課税総工事費とそれに対する税額が明示され、合計額をもって契約金額とする。従って政府機関が予算措置を講ずる当該公共工事の事業費とは税込み契約金額である。

非課税工事費と税の関係を価格入札書類の例で次頁に示す。

#### 2) 税の納付

##### a) 付加価値税

VATは、受注者が契約に伴う財とサービスの提供の過程で市場を経由して最終的には国庫に入ると言う理由から、契約時に源泉徴収され建設業者には支払われない。しかしながら建設業者に対して非課税で資材や労務を調達できる便宜は与えられないので、業者はそれらを税込価格で調達する。さらに支払った税金の還付制度は確立しておらず、業者に対する非課税調達の道は開かれていない。すなわち建設業者は資材と労務を市場から税込みで調達しなければならない仕組みとなっている。

##### b) 印紙税

印紙税は契約の双方が支払うこととなっているから、上記1)で予算措置されている金額は発注者に課せられる印紙税の分である。従って建設業者はこれと別途印紙税を支払わなければならない。この印紙税も契約に際して源泉徴収されるので建設業者に支払われる請負金額は、非課税総工事費からその1.65%に相当する印紙税の金額を差し引いた金額である。

図 2-3 価格応札書の例

番号	費目	単位	指定数量	提示単価	提示価格	備考
1	準備工事					
1.1	伐開・除根	m <sup>2</sup>	1225			
1.2	現場小屋		一式			
1.3	準備工事小計					
2	土工事					
2.1	表土除去	m <sup>2</sup>	900			
2.2	根伐：柱脚	m <sup>3</sup>	8.32			
2.3	壁下	m <sup>3</sup>	36.12			
2.7	土工事小計					
3	コンクリート工事					
	略					
3.10	コンクリート工事小計					
4	ブロック工事					
	略					
4.4	ブロック工事小計					
	略					
8	給排水設備工事					
	略					
8.14	給排水設備工事小計					
9.	電気設備工事					
	略					
9.2	電気設備工事小計					
10.4	雑工事					
	略					
10.4	雑工事小計					
11	税抜き工事費合計				A	小計の合計
12.1	VAT	%	19.25			0.1925A
12.2	印紙税	%	1.65			0.0165A
12.3	諸税小計					12.1+12.2
13.1	税込み契約金額					1.2090A
13.2	支払い金額					A-0.0165A

### 3) 非課税工事費の実状

現行制度の非課税調達とは形式的にすぎず、実際には業者は一般経費の中から税を負担するか、もしくは税込み工事単価を「非課税価格」として応札するか、のいずれかの方法しかない。工事契約に伴い政府は付加価値税を二重に徴収していることになる。

#### 4) 非課税購入制度

財の調達時に非課税措置が可能なのは外交特権、及びそれに類するものとして「カ」国政府が認めた場合に限定されている。

#### 5) 国際協力案件の非課税措置

国際協力案件はいずれも免税を前提としているが調達時の非課税購入は出来ず、一旦税金を支払い、後日証憑書類を用意して経済財務省に還付請求するシステムである。しかしながら還付には事務手続き上の書類修正等を求められることが多く、実現するまでに半年～1年もの期間を要するようである。ただし基礎教育省計画プロジェクト協力部は、今年より制度改革を行ったので早期還付への道が開かれたと説明している。

##### a) 借款による教室建設案件の場合

BAD 及び BID の借款による教室建設案件における免税措置は、いずれの調整官事務所でも明解な説明を避けており、実態の把握は困難であるが概ね次のとおりであると推測される。

- ①借款協定には案件実施に伴う税負担は「カ」国政府の責務であることが明記されている。
- ②入札並びに契約方式は「カ」国政府の方式に準じ、非課税工事費の提示を義務付けている。
- ③契約金額は非課税工事費と同額、或いは旧国民教育省が別途予算立てした税額を付加した金額とし、契約に際して税額を源泉徴収する方式のいずれかであると推察される。
- ④すなわち現実には全ての VAT は借款額でカバーされている。

##### b) 日本の一般無償資金協力の場合

- ①E/N には案件実施に伴う税負担は「カ」国政府の責務であることが明記され、日本企業に対して還付方式が適用されている。
- ②非課税価格で積算した予定価格内で落札した金額で契約金額が確定されており、元請業者の応札価格は推定非課税価格である。
- ③日本の元請会社は下請会社に対して市場価格（VAT 込みの金額）で支払を行っている。
- ④砂、砂利、及び型枠材料を除く他の資材は日本の元請会社が一括購入して支給しており、支給資材の調達に際して支払った VAT は還付手続きを行っている。従って下請会社の請負金額のうち、砂、砂利、型枠損料に含まれる VAT は日本の元請会社が負担していることになる。
- ⑤「カ」国においては内税であるため一般に財やサービスの調達において納税感覚に乏しい。特にサービスについては VAT の認識が殆どないようである。下請業者も提供したサービスの対価に含まれているはずの VAT の納付義務を認識しておらず、サービスに対する VAT は国庫に届いていないようである。すなわちサービスについては慣例として非課税扱いになっているとも言える。従って日本の元請業者は下請けのサービスに対する VAT を払ってはいないと言える。



### 第3章 結論・提言





## 第3章 結論・提言

### 3-1 協力の内容とその妥当性

#### 3-1-1 計画対象地域・サイト

##### (1) 対象州

我が国はこれまで「カ」国全 10 州のうち 7 州において無償資金協力による小学校建設計画を実施してきた。このたび要請された第 4 次小学校建設計画はこれまでに実施していない 3 州（アダマウア州、東部州、北西州）を対象としている。「カ」国基礎教育省からは、アダマウア州と東部州には教育優先地域（ZEP）が多く、また北西州は英語圏に属する州であり、バイリンガルを国策として進める政府にとって、特に基礎教育の分野では慎重な扱いが必要とされる地域であることから、これら 3 州における教室建設ニーズは高いとの説明がなされた。

州別純就学率（2006/2007 年）をみると、全国平均（78.18%）を下回る 3 州のうちの 2 州をアダマウア州および北西州が占めており、さらにアダマウア州は純就学率における女兒占有率が全国平均（0.93）を下回る 3 州のうちの 1 州である。

教室あたりの児童数（2006/2007 年）でみると、公立校全国平均（54.1 人）を上回っている 4 州のうち 2 州をアダマウア州および東部州が占めており（アダマウア州；69 人、東部州；55 人）、教室の過密状況・不足状況が深刻となっている。また、北西州は教室あたり児童数は全国平均を下回っているものの（38 人）、本調査の結果、要請サイトの既存施設のうち半数以上が泥製ブロック造であり劣悪な状態であることが明らかとなった。

以上よりこれら 3 州で本計画を実施することは妥当であると判断する。  
これら 3 州の各州都は首都ヤウンデから三方向に離れているため、一案件として実施するためにはフェーズ分け等の工夫が必要である。

##### (2) 対象地域

アダマウア州は州都ンガウンデレ市、東部州は同じく州都ベルトア市と第 2 の街であるベラボ、そして北西州は州都バメンダ市と周辺 20km 圏にある郡が対象地域である。州都や街は人口集中地域であり、教室需要が高い。北西州のバメンダ郊外の 5 郡も州都に次いで教室需要が高い地域である。

以上より計画対象地域に指定された市・郡において本計画を実施することは妥当であると判断する。

##### (3) 対象校

現地調査で踏査した対象校の中には、要請書が作成されてから今日まで時間が経っているため、その間に施設整備が進み、現時点では整備の必要性が無くなった学校が 4 校あった。しかしながらその他の対象校は過密教室や施設の老朽化、もしくは低質建物等の問題を抱えており、新校舎の建設や改修による整備の必要性が認められる。

以上より要請された対象校を基に本格調査にて具体的な協力対象校を絞り込んでいくことは妥当であると判断する。

### 3-1-2 対象コンポーネント

#### (1) 建設コンポーネント

調査団が「カ」国側と協議の結果確認した建設コンポーネントは①教室、②校長室、③倉庫、④多目的室、および⑤便所である。

このうち多目的室は第3次計画でも要請されたが、過去の実施案件の調査から使用頻度が低いことが判明したため、2階建て校舎において部屋割りの関係から余剰スペースを生じる場合を除いて原則として設けないこととした。コスト削減の必要性が一層高い第4次計画でも同様に計画対象から外す方向で協議を進める必要があると判断する。

その他のコンポーネントは小学校に必要最小限の施設であり第3次計画で調達されたものと同様であるので、本計画のコンポーネントとして妥当であると判断する。

#### (2) 調達コンポーネント

調査団が「カ」国側と協議の結果確認した調達にかかるコンポーネントは①児童用及び教員用家具、並びに②教材である。これらは小学校に必要最小限の調達アイテムであり第3次計画で調達されたものと同様であるので、本計画のコンポーネントとして妥当であると判断する。

#### (3) ソフトコンポーネント

ソフトコンポーネントにかかる要請内容は、第2次計画において作成した施設維持管理に関するマニュアルの利用状況を調査の上、その有効活用を図る方策の策定とその啓蒙である。

本調査で視察した小学校においては施設の維持管理の重要性は関係者に広く認識されており、父兄会が学校の運営や施設整備に熱心な学校が多く見られたことから、第二次計画で実施したソフトコンポーネントを基にこれを普及するニーズは高いと言える。

従って維持管理に関するソフトコンポーネントの必要性および妥当性は高く、本計画のコンポーネントとして調査の対象とすることは妥当であると判断する。

### 3-1-3 我が国技術協力との連携

現在、「カ」国教育セクターで実施中もしくは計画中の技術協力プロジェクトはない。青年海外協力隊については小学校教員を派遣中であることから、本計画対象校に青年海外協力隊員を派遣する等の連携可能性が考えられる。

## 3-2 プロジェクトの実施方法

### 3-2-1 「コミュニティ開発支援無償」による実施の可能性

#### (1) 現地の業務実施能力

##### 1) コンサルタント／建築設計事務所

2-3-1 で述べたとおり、「カ」国には意匠設計に携わる「建築設計事務所」が約 15 社、意匠設計以外の建築構造設計や設備設計に携わる「コンサルタント会社」が 30～40 社存在し、下記の観点からみて「コミュニティ開発支援無償」の実施は可能であると判断する。

##### a) 設計能力

「カ」国において学校建設案件に携わり、詳細設計の経験を有する建築家は限られているものの、学校建築は単純な建築物であり、それほど高度な設計技術が要求されるものではないため、「コンサルタント」（構造設計および設備設計担当）ではなく「建築設計事務所」（意匠設計担当）であれば、本邦技術者の指導の下で詳細設計一式を取り仕切ることが十分可能である。

##### b) 入札図書作成能力

「カ」国においては学校案件の入札図書を基礎教育省や公共事業省が作成するため、入札図書作成経験を有する民間技術者は少ないと思われるが、入札図書は建設業界において一般的に用いられている書類であり、既存の入札図書を雛形とすればその作成自体は技術的に困難なものではない。従って本邦技術者の指導の下で入札図書の作成が可能な技術者は少なからず存在する。

##### c) 監理能力

「カ」国において学校建築にかかる監理の民間への委託を開始したのは 2006 年であり、まだ実績は限られていることから、その経験を有する技術者は限られている。

しかしながら学校以外の建設工事の監理に携わり、監理の基本を理解している技術者は多い。従って本案件においては監理マニュアルを作成し、本邦技術者の指導の下で監理を実施すれば問題はないと

##### 2) 建設会社

2-3-2 で述べたとおり「カ」国には PTE 基金や BIP による小学校建設の施工実績を有する建設会社が述べ 311 社存在することから、基本的な施工能力は有していると判断される。加えて過去 10 年間に日本の一般無償資金協力による小学校建設工事に下請け業者として従事した実績を有する中小建設会社が 30 社近くあり、その多くは案件実施を通して我が国の施工技術を学んでいる。

他方、現地施工業者にみられる下記の点から支障なしとは言い切れないため、本計画をコミュニティ開発支援無償で実施する場合には業者選定を的確に行い、さらに施工監理に本邦技術者を配置する等、十分な監理体制を整えて実施することが前提となる。

##### a) 資材調達能力

資金力が弱く工期に合わせて余裕を持って資材を調達する能力に欠ける会社が多い。

##### b) 品質管理能力

コンクリートの強度試験を仕様書通りに行う会社や調合管理を適切に行える会社は少数である。

##### c) 熟練工の調達力

熟練工はヤウンデとドゥアラの 2 都市以外に限られている。熟練工を確保できる建設会社は、熟練工を地方へ派遣するための旅費と滞在費を負担し、下請けへの支払いを適切に行うため

の資金力のある会社であり、そのような会社はこれら2都市に集中している。

d) 工程管理能力

適格な工程表を作成する能力を有する建設会社は少数である。一旦作成した工程表を実態に合わせて修正できる建設会社はさらに少数である。また資金力の弱さから工程に合わせた前倒しの資材調達が困難となり工程を遵守できなくなる建設会社も少なくない。

e) 安全管理能力

現場におけるヘルメットや安全靴の着用の必要性、建設現場の仮囲いの必要性については多くの会社が知識を有しているが、実行している会社は少ない。

(2) 現地仕様とコスト比較

「カ」国で実施されている教室建設プロジェクトの仕様と1教室当たりの建設コスト比較は下の表3-1に示すとおりである。

表3-1 教室建設案件の比較

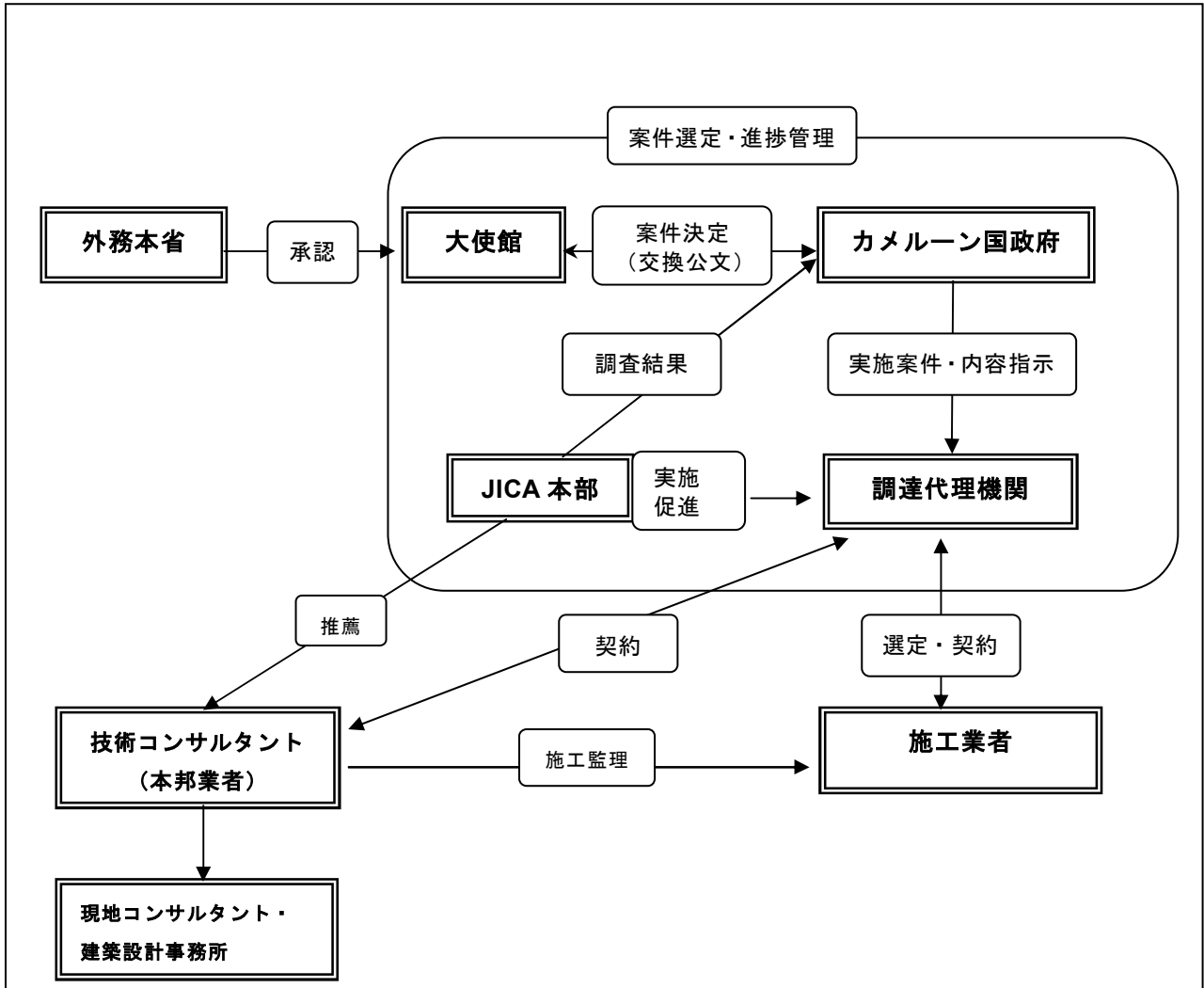
注) コスト計算方法： 日本=第3次総事業費(25.36億円=124.93億FCFA)÷426教室  
 基礎教育省案件=予算ベース(監理費は含まず)  
 BAD=(借款67.65億+「カ」国投入20億)÷716教室  
 BID=借款80億÷292教室

比較項目		日本無償第3次	基礎教育省案件	BAD 案件	BID 案件	
校舎	寸法・面積	教室	7.2x9.2=66.24 m <sup>2</sup>	7.0x9.0=63.00 m <sup>2</sup>	7.0x9.5=67.50 m <sup>2</sup>	7.2x9.1=65.62 m <sup>2</sup>
		校長室	16.56 m <sup>2</sup>		9.60 m <sup>2</sup>	別棟 11.24 m <sup>2</sup>
	階数・階高	平屋	3.40m	3.05m	3.20m	3.20m
		1階	3.40m	—	—	—
		2階	3.20m	—	—	—
	天井高		3.20m	不明	不明	不明
	構造	躯体	RC軸組造	CB組積造	CB組積造?	RC軸組造?
		基礎	独立基礎	充填CB積み	充填CB積み	充填CB積み
		内壁	CB15cm	CB15cm	CB15cm	CB15cm
		外壁	CB20cm	CB15cm	CB15cm	CB15cm
		小屋組	木製平行弦トラス勾配3/10	木製山形トラス勾配：不明	木製山形トラス勾配2.85/10	木製山形トラス勾配4/10
	仕上げ	屋根	波型Al板0.6m	波型Al板0.5m	波型Al板0.6m	波型Al板0.6m
		外壁	モルタル+塗装	モルタル+塗装	モルタル+塗装	モルタル+塗装
		内壁	モルタル+塗装	モルタル+塗装	モルタル+塗装	モルタル+塗装
		1階床	RC直仕上げ	モルタル3cm塗	モルタル3cm塗	モルタル2cm塗
		教室窓	穴開きブロック	穴開きブロック	穴開きブロック	穴開きブロック
		出入口	木製扉片開き	鉄製扉片開き	鉄製扉片開き	鉄製扉片開き
	便所	施設内容	小便+便房+手洗	便房	小便+便房+手洗	小便+便房+手洗
		種類(ブース数)	3種(6/8/12)	1種(6)	1種(12)	1種(8)
		処理方式	貯留式	自然浸透式	都市：貯留式 農村：自然浸透式	浄化槽+浸透槽
1教室当たりコスト(FCFA)		2,930万	900万	1,220万	2,740万	

### (3) 実施体制

上記(1) 現地の業務実施能力をふまえ、調達代理機関を中心とする調達代理方式をベースとして、詳細設計・施工監理に本邦コンサルタントを活用した実施体制案を記す。

実施体制図 (全体)



- ① 詳細設計： 概略設計調査を担当した本邦コンサルタントを JICA が推薦し、調達代理機関と本邦コンサルタントが契約を締結する。本邦コンサルタントは現地建築設計事務所や現地コンサルタントを下請け業者として活用し、標準施工図、施工計画書、施工要領書を詳細設計で作成し、契約図書に含める。
- ② 入札図書作成： 本邦コンサルタントが詳細設計にて作成する。
- ③ 業者選定： 調達代理機関が、条件付入札を明示した公開国際入札を行う。
- ④ 監理： 本邦コンサルタントが現地コンサルタントを下請け業者として活用して常駐監理を行う。
- ⑤ 施工： 落札業者
- ⑥ 責任： 設計責任は日本人コンサルタントにあり、施工責任は現地業者にある。

### 3-2-2 一般無償による実施の可能性とコスト削減の可能性

#### (1) 一般無償による実施の可能性

第4次小学校建設計画を一般無償資金協力のスキームで行うことは可能であり何ら支障はない。

#### (2) コスト削減の可能性

一般無償でのコスト削減はこれまで3次9期にわたる案件実施の中で絶えず試みられてきており、既に可能な限りのコスト削減が行われていると思われるが、以下に挙げる工夫によりさらに若干のコスト削減の可能性があると考えられる。

##### 1) 階高

第3次計画の階高を20cm低くする。これまでの校舎の階高は2階=3.2m、1階=3.4mで天井高は約3.2mである。これに対して基礎教育省の標準タイプの天井高は3.0mであるが、特に圧迫感はない。

##### 2) 基本寸法

教室の平面寸法(間口・奥行き)を20cm小さくし現地標準の教室寸法と同じ芯々7.0m x 9.0mとする。

##### 3) コンクリート強度

コンクリートの必要強度を見直し、差し支えない範囲で設計強度を下げてセメント量を減らす。「カ」国ではセメント会社が国営系の1社だけで競争がないためかなり高い。コスト削減にはあらゆる所でセメント使用量を減らす努力が効果的である。

##### 4) 基礎の見直し

第3次計画までは柱にかかる垂直荷重を全て柱の直下に設けた独立基礎で支え、地中梁は単に曲げモーメントを受ける部材として使われている。この方法は我が国では極めて一般的であるが不経済である。そこで基礎は独立基礎方式をやめ、地中梁を布基礎としても用いることとする。

##### 5) 2階廊下の手摺

補強コンクリートブロック製の2階手摺を鋼製にする。鋼製手摺をコンクリート打設後早い時期に取り付けることによって2階廊下部分に取り付けていた工事時の安全仮設手摺も不要となり、二重のコスト削減となる。

##### 6) 塗装工事

外壁の塗料はメンテナンスフリーを目指して高品質品を使っているがこれを一般に使用されている仕様の塗料にする。

また腰の高さまでは児童の手垢で汚れやすいのでモルタル仕上げのまま無塗装とする。

### 3-3 概略設計調査の実施に際しての留意事項

#### 3-3-1 調査の目的・基本方針

##### (1) 調査の基本方針

###### 1) これまでの実績の活用

第3次計画までの成果を最大限に生かして調査を効率的に実施する。

###### 2) 要請内容の確認

予備調査の結果、計画対象校の中には既に整備が完了している学校が含まれており、提出されている要請内容は一部に修正が必要であることが判明した。基礎教育省では概略設計調査までに修正を行うことを約束している。概略設計調査では「カ」国政府の要請内容を最終的に確認する。

###### 3) 全サイト調査

計画対象サイトは全て既存校である。予備調査で踏査を試みたサイトは全てアクセスが可能であった。この経験から、雨期を避けて調査を実施すれば、全校の踏査は可能であると思われる。従って概略設計調査では要請校の全校踏査を原則とし、現地調査を大乾季と呼ばれる12月～2月に実施できるよう調査スケジュールを組み立てることが望まれる。

現地調査でアクセスが不可能なサイトは建設の実施も困難であると考えられるので、アクセス上の支障を理由に計画対象から外すことが望ましい。

##### 4) 施設計画調査

###### a) 校舎タイプ

①これまで一般無償では2階建校舎を建設してきたが、本計画で2階建て校舎とするか平屋建て校舎とするかは、各サイトでの敷地状況、施工能力、コスト等を勘案して判断する必要がある。

コスト検討にあたっては、現地調査に先立ち第3次計画の積算資料を分析して両者のコストを比較し事前に把握しておくことが望ましい。

②平屋建てとする場合、調査の基礎とする設計仕様は基礎教育省標準とし、現地で一般的に用いられているフランス基準に照らして必要となる構造上の改善を加えることとする。

③2階建校舎とする場合は第3次計画の設計案を基礎とし、これにフランス基準に照らして可能な構造上の改善（断面の縮小、配筋量の減少）を加えることとする。

###### b) 計画規模の算定

①教室建設需要の算定基準は基本的に第3次計画の基準を踏襲する。

②需要算定における二部制授業の取り扱いは次のとおりとする。

- ・グループ校同士が二部制を実施している場合は二部制を前提として教室需要を算定する。
- ・単独校が二部制を実施している場合は全日制での運営を前提として教室需要を算定する。

###### c) 配置計画における既存校舎の扱い

案件実施に伴い既存校舎の撤去が必要な場合、第3次計画までは「カ」国側が建設工事に先立って仮設校舎を確保して撤去を行ってきた。仮設校舎の確保はそれほど困難なことではない様であり、今後もこの方式が踏襲されるので、新校舎の配置計画は既存校舎の位置に左右されることはない。

###### d) 基礎構造の変更

3-2-2(2)4) に述べたとおり、一般無償の場合においては独立基礎を布基礎に変更する

提案をしたが、これはコミュニティ開無償方式の場合も同様とする。

## 5) 自然条件調査

校舎の配置計画や詳細設計には敷地測量図や地盤条件データが必要であるが、概略設計調査ではそこまでの精度を必要とせず調査団による簡易測定と目視確認による地耐力判定とによることとし、現地業者へ再委託して行う本格的な自然条件調査は行わない。本格調査での調査内容は以下のとおりとする。

### a) 敷地測量

- ① サイト調査において調査団員による簡易測量によって敷地状況を記録するとともに、土地の権利に関する証憑書類の写しを入手し面積を確認する。出来れば公図写しの入手に努める。
- ② 州教育省並びに州の公共事業省の協力を得て各要請サイトの測量図をドラフト説明までに作成するよう要請する。

なお詳細設計段階では測量図が入手できなかったサイトにつき現地コンサルタントによる測量を実施する。

### b) 地盤条件調査

- ① アダムウア州の州都ンガウンデレには花崗岩の露頭が所々に見られ、対象校サイトの土質はラテライト混じりの真砂のところが多い。東部州と北西州の対象校のサイトではラテライトが主流である。第3次計画までの調査結果からラテライトの地耐力は200kN/m<sup>2</sup>以上が期待できることが分かっている。またラテライト混じりの真砂は通常それ以上が期待できる。また今回の対象地域は北部州で見られるような膨張土の存在は報告されていない。

- ② 以上を勘案して現地調査では構造設計の専門家が全域の視察を行い、設計地耐力を判定する。ただし専門家が目視では判定不能であると判断したサイトについては現地業者への再委託によって必要な調査を実施する。

なお詳細設計段階ではサイト毎に試験掘りを行って再度目視確認し、必要に応じて載荷試験にて地耐力を判定する。また盛土部分は工事实施に先立ち載荷試験で地耐力を確認し、必要に応じて基礎の底盤幅を変更する。

## 3-3-2 特段の留意事項

### (1) コミ開無償方式の実現

コミ開無償方式による案件実施の実現に向けて最大限の努力を傾注する。基礎教育省に対してコミ開無償方式の優位性をあらゆる点から強調し十分に理解させる。次に免税措置の方法と問題点について「カ」国政府とよく協議し、制度確立の確約を調査期間内に取り付ける。ここで言う免税措置の方法は還付方式ではなく、基礎教育省がVAT予算を実質確保し、JICSの支払いの都度必要額を支出する方法である。

### (2) 校庭周壁の事前建設

サイトによっては学校敷地及び施設に対する近隣住民による不法占拠、廃棄物の不法投棄、通行者によるバンダリズムの被害が見られる。このようなサイトにおいては、建設工事の着工に先立ち敷地の周壁の建設を実施するよう「カ」国側と交渉する。

### (3) 環境配慮

サイトによって校庭に大きな樹木が生えていて木陰を提供しているところが見られる。「カ」国は熱帯雨林気候帯に属し生物の生長が著しく早いとは言え、大木になるまではそれなりの長い年月を要する。従って校庭にある大きな樹木は、長い間子供たちに木陰や雨宿り空間を提供し、或いは子供たち



の遊び相手となってきた。これまでの卒業生の中には深い思い出を抱いている者も少なくないと推察される。本計画の実施に当ってはこのような大木の保全に十分な注意を払うことが望ましい。



## 添 付 資 料

1. 署名済ミニッツ
2. 収集資料リスト
3. 協議・面談記録
4. 要請サイト位置



**PROCES-VERBAL DES REUNIONS**  
**RELATIVES A L'ETUDE PRELIMINAIRE**  
**POUR LE 4<sup>ème</sup> PROJET DE CONSTRUCTION D'ECOLES PRIMAIRES**  
**EN REPUBLIQUE DU CAMEROUN**

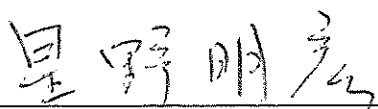
En réponse à la requête introduite par le gouvernement de la République du Cameroun (ci-après désigné « le Cameroun »), le gouvernement du Japon a décidé d'exécuter une étude préliminaire pour le 4<sup>ème</sup> projet de construction d'écoles primaires (ci-après désigné « le Projet ») et a confié l'exécution de l'étude à l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après désignée « la JICA »).

La JICA a envoyé au Cameroun une mission d'étude préliminaire dirigée par M. HOSHINO Akihiko, Directeur d'équipe, Equipe de l'éducation et de la formation professionnelle, 2<sup>ème</sup> Groupe du Département de la gestion de la coopération financière non-remboursable, JICA. La mission effectuera l'étude au Cameroun du 22 juillet 2007 jusqu'au 25 août 2007.

La Mission a eu une série de réunions de discussions avec les autorités camerounaises concernées et a conduit des études sur le terrain.

Comme résultats de ces discussions et visites d'écoles déjà construites, les deux parties ont convenu des points mentionnés dans le document attaché au présent procès-verbal.

Fait à Yaoundé, le 28 juillet 2007

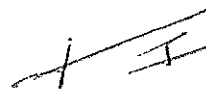


M. HOSHINO Akihiko

Chef de mission

Mission d'étude préliminaire

Agence Japonaise de Coopération  
Internationale



Mme. HAMAN ADAMA Halimatou

Ministre de l'Education de Base

République du Cameroun

## DOCUMENT ATTACHE

### 1. But du Projet

Le Projet a pour but de construire les salles de classe auprès des écoles primaires existantes dans les provinces de l'Adamaoua, de l'Est et du Nord-Ouest, pour améliorer l'environnement de l'enseignement primaire.

### 2. Agences responsables et agences d'exécution

2-1 L'agence responsable est le Ministère de l'Education de Base. Son organigramme est montré à l'Annexe-1.

2-2 L'agence d'exécution est la Division de la Planification, des Projets et de la Coopération du Ministère de l'Education de Base.

### 3. Sites du Projet

La mission a confirmé que les zones ciblées dans la requête de la partie camerounaise sont les provinces de l'Adamaoua, de l'Est et du Nord-Ouest et que les sites visés sont les écoles primaires mentionnées dans l'Annexe-2.

La partie camerounaise a expliqué que les écoles ciblées par la coopération sont sélectionnées sur la base des critères de sélection suivants :

- Effectif d'élèves par salle de classe
- Etat vétuste des écoles
- Facilité d'accès
- Disponibilité du terrain.

### 4. Contenu de la requête de la partie camerounaise

Suite aux discussions avec la mission, la partie camerounaise a demandé :

- la construction de salles de classe, de bureaux de directeur, de magasins, de salles polyvalentes et de latrines,
- l'équipement en mobilier pour maîtres et élèves
- la fourniture de matériel didactique
- la composante soft.

### 5. Système de la coopération financière non-remboursable du Japon

5-1 La partie camerounaise a compris le système de la coopération financière non-remboursable générale du Japon montré dans l'Annexe-3, ainsi que le système de la coopération financière non-remboursable d'appui au développement communautaire expliqué par la mission et montré dans l'Annexe-4.

5-2 La partie camerounaise s'est engagée à prendre les dispositions nécessaires mentionnées dans l'Annexe-5 pour un bon déroulement du Projet au cas où le Projet serait réalisé par

la coopération financière non-remboursable.

## 6. Poursuite de la présente étude

La présente étude sera poursuivie jusqu'au 25 août 2007. Le gouvernement japonais décidera sur la suite à donner sous la forme d'une étude du concept de base ou d'une étude de la conception sommaire au vu des résultats de la présente étude.

## 7. Autres points discutés

### 7-1 Contexte de la requête

Le Projet a fait l'objet de la requête au gouvernement japonais en vue d'atteindre l'objectif fixé dans « la Stratégie du secteur de l'éducation » (validée en juin 2006) consistant à améliorer jusqu'à 100 % le taux net de scolarisation de l'enseignement primaire à l'horizon 2015.

### 7-2 Objectif de la présente étude préliminaire

La présente étude a pour objectif de confirmer le contenu de la requête, ainsi que d'expliquer la coopération financière non-remboursable d'appui au développement communautaire visant la construction à moindres coûts par l'adoption des spécifications locales (ci-après désignée « la nouvelle approche »), en plus de l'approche conventionnelle d'exécution de la coopération dans le cadre de la coopération financière non-remboursable. La mission a expliqué la nouvelle approche et la partie camerounaise l'a comprise.

### 7-3 Sur la construction d'installations scolaires par le don général

La partie camerounaise a fait savoir sa très haute appréciation sur les installations d'écoles primaires réalisées jusqu'à maintenant par les projets de coopération financière non-remboursable du Japon, notamment en ce qui concerne leur qualité et le respect du délai d'exécution des travaux.

### 7-4 Sur le maintien du nombre de salles de classe

Eu égard aux démarches préconisées par « la Stratégie du secteur de l'éducation », il est envisagé de construire 4 000 salles de classe par an, mais la réalisation actuelle demeure au niveau de 2 000 salles de classe. Les deux parties ont convenu que, face à cette situation, il serait pertinent d'examiner les modalités d'exécution permettant de réduire les coûts, en vue d'un renforcement quantitatif.

### 7-5 Sur le dispositif d'exécution de la nouvelle approche

La partie camerounaise a manifesté son approbation pour l'utilisation active des entreprises locales de construction dans le dispositif d'exécution de la nouvelle approche. Néanmoins, elle a émis des réserves quant à l'utilisation des consultants locaux, du point de vue de l'efficacité et du rendement et a insisté sur l'avantage de l'utilisation des consultants japonais.

A ce propos, la mission a expliqué que les consultants locaux seraient placés sous la

supervision suffisante de l'agence de représentation pour l'approvisionnement et qu'une étude dans ce sens sera réalisée.

#### 7-6 Sur l'introduction de la nouvelle approche

La partie camerounaise a compris les avantages de la nouvelle approche pour la réduction des coûts. Toutefois elle a souhaité que le 4<sup>ème</sup> projet serve de projet transitoire vers la nouvelle approche en raison des doutes qui subsistent sur l'efficacité et le respect des délais. Elle a donc souhaité s'imprégner des expériences des autres pays africains où la nouvelle approche a été introduite.

A ce propos, la mission a répondu à la partie camerounaise qu'elle examinera de manière minutieuse la possibilité de l'introduction de la nouvelle approche et que les résultats de cette étude feront l'objet d'un compte-rendu au gouvernement japonais.

#### 7-7 Composante soft

La partie camerounaise a sollicité du Japon une assistance technique en matière de la gestion et de la maintenance des établissements durant la période fixée par l'E/N dans le cadre de la composante soft du Projet.

#### 7-8 Mesures pour l'exonération des taxes

La partie camerounaise a expliqué que le système d'exonération des taxes et impôts par remboursement était fondé sur la réglementation fiscale de la Communauté Economique et Monétaire de l'Afrique Centrale (CEMAC) et que la présentation préalable du planning des remboursements permettrait le règlement dans le délai.

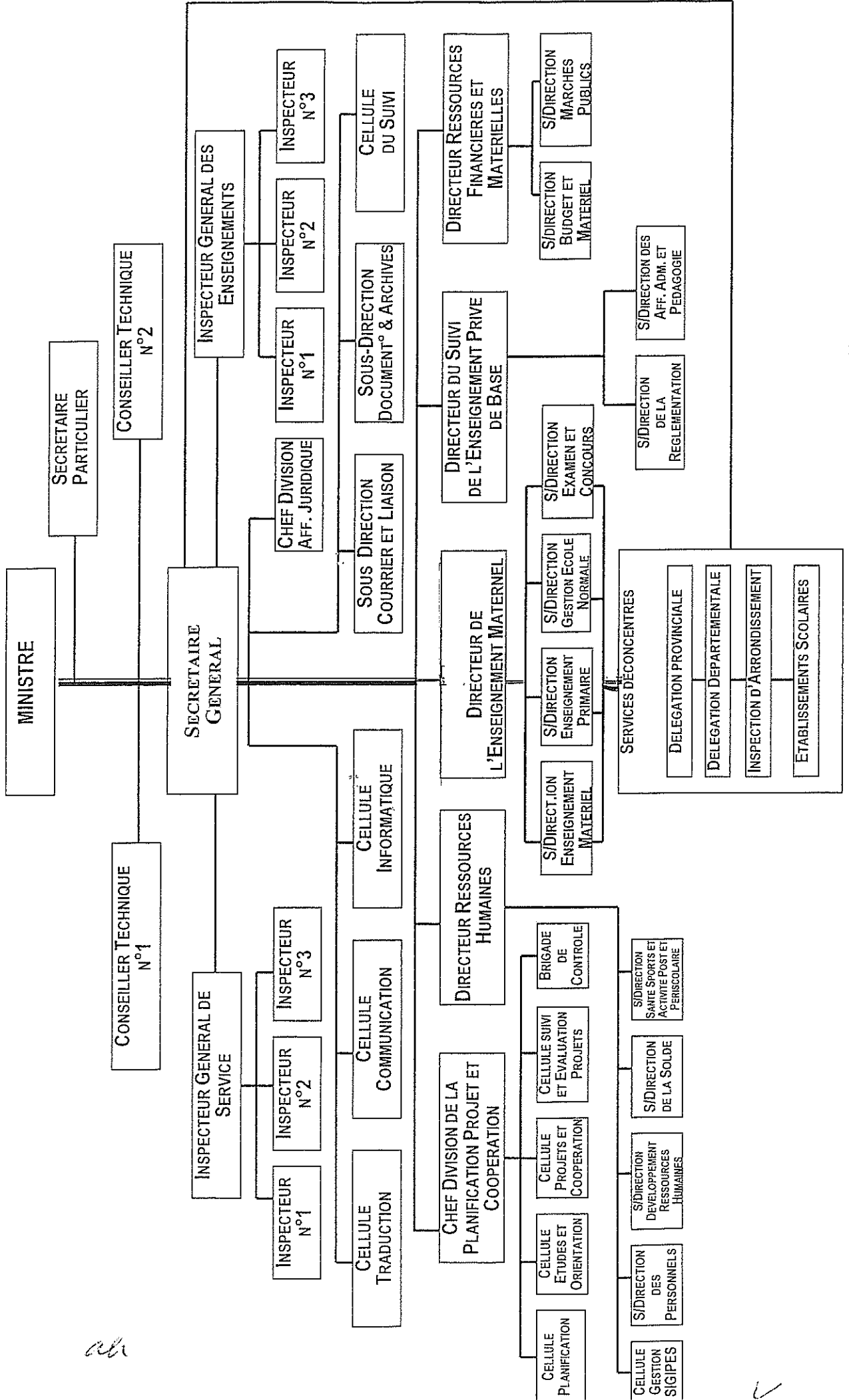
L'opportunité et la méthode des mesures d'exonération sur les entreprises locales seront communiquées à la mission avant son départ du Cameroun.

- Annexe-1 Organigramme du MINEDUB
- Annexe-2 Liste des écoles primaires ciblées par la requête
- Annexe-3 Système de la coopération financière non-remboursable du Japon
- Annexe-4 Système de coopération financière non-remboursable d'appui au développement communautaire
- Annexe-5 Principales dispositions à prendre par les deux gouvernements



# ORGANIGRAMME

## MINISTÈRE DE L'ÉDUCATION DE BASE



26

✓

**ANNEXE N°2 : LISTE DES ECOLES PRIMAIRES CIBLEES**

Provinces	Département	Arrondissement	N°s	Nom d'Ecoles	Nombre d'Elèves	Nombre d'Enseignants	Nombre de salles de classe	Etat actuel des salles de classe	
ADAMAOUA	VINA	NGAOUNDERE	1	EP Bamyaga Grp. 1	1.510	13	12	Vétuste	
			2	EP Bamyaga Grp. 2	1.415	14			
			3	EP Bamyaga Grp. 3	247	03	02		- " -
			4	EP Bideng	530	09	06		- " -
			5	EP Burkina Faso Grp. 1	1.160	13			
			6	EP Burkina Faso Grp. 2	1.162	13			- " -
			7	EP Camp Militaire	672	09	06		- " -
			8	EP Djackbol Grp. 1	857	13			
			9	EP Djackbol Grp. 2	1.063	13			- " -
			10	EP Gada-Mabanga	1.187	11	05		- " -
			11	EP Gendarmerie Grp. 1	975	15			
			12	EP Gendarmerie Grp. 2	848	13			- " -
			13	EP Marza	218	03	03		- " -
			14	EP Quartier Résidentiel	452	07	06		- " -
			15	EP Quartier Haoussa	316	04	02		- " -
			16	EP Sabongari Grp. 1	1.937	21			
			17	EP Sabongari Grp. 2	2.180	18			- " -
			18	EP Taa- IFA	377	04	02		- " -
			19	EP Bilingue Grp. 1	725	10			
			20	EP Bilingue Grp. 2	598	12	06		- " -
			21	EPA Centre Grp. 1	1.242	15			
			22	EPA Centre Grp. 2	1.214	16			- " -
			23	EPA Mabanga Grp. 1	1.443	16			
			24	EPA Mabanga Grp. 2	1.327	17			- " -
			25	EPA Baladji II	1.022	15	09		- " -
<b>TOTAL</b>					<b>24.677</b>	<b>297</b>	<b>146</b>	<b>---</b>	

PROVINCES	Département	Arrondissement	N°s	Nom d'Ecoles	Nombre d'Elevés	Nombre d'Enseignants	Nombre de salles de classe	Etat actuel des salles de classe		
EST	LOM ET DJEREM	BELABO	1	EP Akok Mekel	486	06	07	Vétuste		
			2	EP Belabo Grp. 1	864	12		- " -		
			3	EP Belabo Grp. 2	792	11	12	- " -		
			4	EP Bilingue	278	05	05	- " -		
			5	EP SCAF	551	08	08	- " -		
			<b>TOTAL</b>		<b>2 971</b>	<b>42</b>	<b>32</b>	<b>- " -</b>		
				BERTOUA	1	EPA Bertoua Grp. 1A	856	12		- " -
			2		EPA Bertoua Grp. 1B	768	11			- " -
			3		EPA Bertoua Grp. 2A	505	10	27		- " -
			4		EPA Bertoua Grp. 2B	429	09			- " -
			5		EPA Bertoua Grp. 3A	752	07			- " -
			6		EPA Bertoua Grp. 3B	663	11	16		- " -
			7		EPA Bertoua Grp. 4A	582	13			- " -
			8		EPA Bertoua Grp. 4B	506	12	11		- " -
			9		EP Bilingue	685	14			- " -
			10		EP Mokolo Grp. 2	1.035	20	12		- " -
			11		EP Ngaikada	460	08	15		- " -
			12		EP Nkolbikon Grp. 1	1.085	15	12		- " -
			13		EP Nkolbikon Grp. 2	844	13	11		- " -
			14		EP Quartier ENIA Grp. 1	981	15	06		- " -
	15	EP Quartier ENIA Grp. 2	978	15	9		- " -			
	16	EP Tigaza Grp. 1	981	25			- " -			
	17	EP Tigaza Grp. 2	1.081	17	9		- " -			
	18	EP Yademe Grp. 1	912	17			- " -			
	19	EP Yademe Grp. 2	923	21	08		- " -			
	<b>TOTAL</b>		<b>17.997</b>	<b>307</b>	<b>168</b>	<b>---</b>				

PROVINCE	Département	Arrondissement	N	Nom de l'Ecole	Nombre d'Elèves	Nombre d'enseignants	Nombre de salles de classe	Etat actuel des salles de classe		
<b>NORD - OUEST</b>	<b>MEZAM</b>	<b>BAMENDA-CENTRAL</b> <b>SUB-DIVISION</b>	1	GS Ntingkak	312	8	7	Vétuste		
			2	GS Mbingfibieh	468	10	3	- " -		
			3	GS Mulang I & II	1221	31	14	- " -		
			4	GS Ngomegham 1,2 & 3	1484	40	20	- " -		
			5	GS Old Town Grp. 1 & 2	1075	24	14	- " -		
			6	GS Alamat som	531	7	7	- " -		
			7	GS Ntantche	564	10	7	- " -		
		<b>TOTAL</b>			<b>5 655</b>	<b>130</b>	<b>72</b>	<b>---</b>	<b>---</b>	
		<b>SANTA</b> <b>SUB - DIVISION</b>			1	GS Menka	601	7	11	Vétuste
					2	GS Ntenelah	400	5	4	- " -
					3	GS Santa	600	7	7	- " -
					4	GS Banjong	400	4	4	- " -
					5	GS Mificat	600	7	4	- " -
					6	GS Kwindebgli	400	5	3	- " -
				7	GS Pinying	600	7	5	- " -	
				8	GS Buchi	350	5	4	- " -	
				9	GS Kongfune	500	6	4	- " -	
	<b>TOTAL</b>			<b>4 451</b>	<b>53</b>	<b>46</b>	<b>---</b>	<b>---</b>		
	<b>BALI</b> <b>SUB -</b> <b>DIVISION</b>			1	GS Bali Town Grp. 1 & 2	912	14	24	Vétuste	
				2	GBPS Bali Town	654	8	8	- " -	
				3	GS Bawock	351	5	7	- " -	
	<b>TOTAL</b>			<b>1 917</b>	<b>27</b>	<b>39</b>	<b>---</b>	<b>---</b>		
	<b>TUBAH</b> <b>SUB -</b> <b>DIVISION</b>			1	GS Tubah	418	7	1	Vétuste	
				2	GS Mallam	517	8	4	- " -	
				3	GS Abobong	311	4	4	- " -	
				4	GS Babanki Tundo	538	5	4	- " -	
	<b>TOTAL</b>			<b>1 784</b>	<b>24</b>	<b>13</b>	<b>---</b>	<b>---</b>		

ah

✓

PROVINCE	Département	Arrondissement	SN	Nom de l'École	Nombre d'Elèves	Nombre d'enseignant	Nombre de salles de classe	Etat actuel des salles de classe
NORD- OUEST	MEZAM	BAFUT SUB-DIVISION	1	GS Njibujang	360	6	4	Vétuste
			2	GS Mbebili	302	4	2	- " -
			3	GS Agyati	300	4	2	- " -
			4	GS Akofunguba	301	2	2	- " -
			5	GS Bujong	325	6	4	- " -
			6	GS Mbakong	333	2	4	- " -
			7	GS Njimbee	438	4	4	- " -
<b>TOTAL</b>				<b>1 959</b>	<b>28</b>	<b>22</b>	<b>----</b>	

200

✓

### **Annexe-3    Système de la coopération financière non-remboursable**

Le programme de coopération financière non-remboursable du Japon est exécuté selon la procédure suivante :

Premièrement, la formule de candidature ou la requête pour la coopération financière non-remboursable soumise par un pays bénéficiaire est examinée par le Gouvernement du Japon (le Ministère des Affaires Etrangères) pour porter un jugement sur son éligibilité pour la coopération financière non-remboursable. Si la requête est jugée appropriée, le Gouvernement du Japon fait exécuter par la JICA une étude sur la requête.

Deuxièmement, la JICA exécute l'étude (ci-après désignée « l'étude du concept de base »), en principe sous contrat avec un ou des bureau(x) d'étude japonais.

Troisièmement, le Gouvernement du Japon évalue le projet pour voir s'il est adéquat au système de la coopération financière non-remboursable, sur la base du rapport de l'étude du concept de base préparé par la JICA et les résultats sont par suite soumis au conseil des ministres pour approbation.

Quatrièmement, le projet, une fois approuvé par le conseil des ministres, devient officiel par l'Echange de Notes (ci-après désignée « E/N ») signé par le Gouvernement du Japon et le gouvernement du pays bénéficiaire.

Finalement, pour l'exécution régulière du projet, la JICA assiste le pays bénéficiaire pour la préparation des appels d'offres, des contrats, ainsi de suite et d'autres opérations nécessaires.

#### **1. Etude du concept de base**

##### **1) Contenu de l'étude**

Le but de l'étude de concept de base (ci-après désignée « l'Etude ») effectuée par la JICA sur un projet demandé (ci-après « le Projet ») est de fournir un document de base nécessaire à l'évaluation du Projet par le Gouvernement du Japon. Le contenu de l'Etude est le suivant :

- a) Confirmer l'arrière-plan, les objectifs et les effets du Projet ainsi que les capacités de maintenance du pays bénéficiaires de l'exécution du Projet.

*ab*

- b) Evaluer la pertinence du Projet à être exécuté sous le système de coopération financière non-remboursable aux points de vue technologique, social et économique.
- c) Confirmer les éléments convenus par les deux parties, relatifs au concept de base du Projet.
- d) Préparer un plan de base du Projet, et
- e) Estimer les coûts du Projet

Le contenu de la requête n'est pas obligatoirement approuvé en tant que contenu de l'aide financière non-remboursable. Le concept de base du Projet doit être confirmé par rapport au cadre d'aide financière non-remboursable du Japon. Le gouvernement du Japon demande au gouvernement du pays bénéficiaire de prendre toutes les mesures qui pourraient s'avérer nécessaires pour assurer son indépendance lors de l'exécution du Projet. Ces mesures doivent être garanties même si elles n'entrent pas dans la juridiction de l'organisme du pays bénéficiaire en charge de l'exécution du Projet. Par conséquent, l'exécution du Projet doit être confirmée par toutes les organisations concernées du pays bénéficiaire par la signature du Procès-verbal des Discussions.

## 2) Sélection de consultants

En vue de la bonne exécution du Projet, la JICA effectue une sélection parmi les consultants enregistrés auprès de la JICA après avoir procédé à un examen des propositions soumises par ces derniers. Le consultant sélectionné procède à l'étude du concept de base et élabore le rapport sur la base des références fournies par la JICA.

A l'étape de conclusion du contrat entre le consultant et le pays bénéficiaire après l'Echange de Notes, la JICA recommande le même consultant que celui qui a participé à l'étude du concept de base afin d'assurer une cohérence technique entre l'étude du concept de base et le plan détaillé.

## 2. Procédure de la coopération financière non-remboursable

### 1) Echange de Notes (E/N)

La coopération financière non-remboursable du Japon est accordée conformément aux Notes échangées entre les deux gouvernements, dans lesquelles sont confirmés les objectifs du projet, la période d'exécution, les conditions et le montant de la coopération financière, etc.

- 2) « La période de la coopération financière » signifie une année fiscale japonaise dans laquelle le Conseil des ministres donne l'approbation au projet. Dans cette année fiscale, toutes les procédures, telle que l'échange des Notes, la conclusion des contrats avec un ou des bureau(x) d'étude et un ou des entrepreneur(s) et le règlement final vis-à-vis de ces sociétés, doivent être achevés.

Toutefois, en cas de retard dans la livraison, l'installation ou la construction du à des facteurs imprévus tels que le désastre naturel, la période de la coopération financière peut être prolongée pour une année fiscale au maximum sous condition d'un accord mutuel entre les deux gouvernements.

- 3) En principe, les produits et services (y compris le transport) japonais ou bien du pays bénéficiaire doivent être achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable.

La coopération financière non-remboursable pourrait être utilisée pour l'achat des produits et services d'un pays tiers, si les deux gouvernements le jugent nécessaire.

Toutefois, les principaux contractants, c'est-à-dire, le consultant, l'entrepreneur ou l'entreprise d'approvisionnement, sont limités aux « nationaux japonais ». (Les termes « nationaux japonais » signifient personnes physiques de la nationalité japonaise ou personnes morales japonaises dirigées par les personnes physiques de nationalité japonaise.)

- 4) Nécessité de la « vérification »

Le gouvernement du pays bénéficiaire ou l'autorité désignée par le gouvernement conclura des contrats en terme de yen japonais avec les nationaux japonais. Ces contrats seront vérifiés par le Gouvernement du Japon. Cette « vérification » est jugée nécessaire pour assumer la responsabilité d'explication devant les contribuables japonais.

- 5) Mesures qui doivent être prises par le gouvernement du pays bénéficiaire
- a) acquérir le terrain nécessaire comme site(s) du projet et dégager, niveler et aménager ces terrains avant le commencement des travaux de construction,
  - b) fournir des installations, telles que systèmes d'alimentation en électricité et en eau et système d'assainissement, ainsi que les autres systèmes



auxiliaires dans et autour des sites du projet,

- c) prendre en charge toutes les dépenses pour l'exécution rapide du déchargement et du dédouanement dans le port de débarquement du pays bénéficiaire ainsi que le transport intérieur des produits achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable.
- d) exonérer les nationaux japonais des droits de douane, des taxes intérieures et d'autres charges imposées dans le pays bénéficiaire, concernant la fourniture des produits et services effectuée en vertu des contrats vérifiés,
- e) accorder aux nationaux japonais dont les services pourraient être nécessaires à propos de la fourniture des produits et des services effectuée en vertu des contrats vérifiés, les facilités nécessaires pour leurs entrées et séjours dans le pays bénéficiaire afin qu'ils puissent accomplir leurs tâches.

6) Utilisation adéquate

Le pays bénéficiaire est requis d'opérer et de maintenir de manière appropriée et effective les installations construites et les équipements achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable, ainsi que de désigner le personnel nécessaire pour le fonctionnement et la maintenance aussi bien que de prendre en charge toutes les dépenses autres que celles couvertes par la coopération financière non-remboursable.

7) « Réexportation »

Les produits achetés dans le cadre de la coopération financière non-remboursable ne doivent pas être réexportés du pays bénéficiaire.

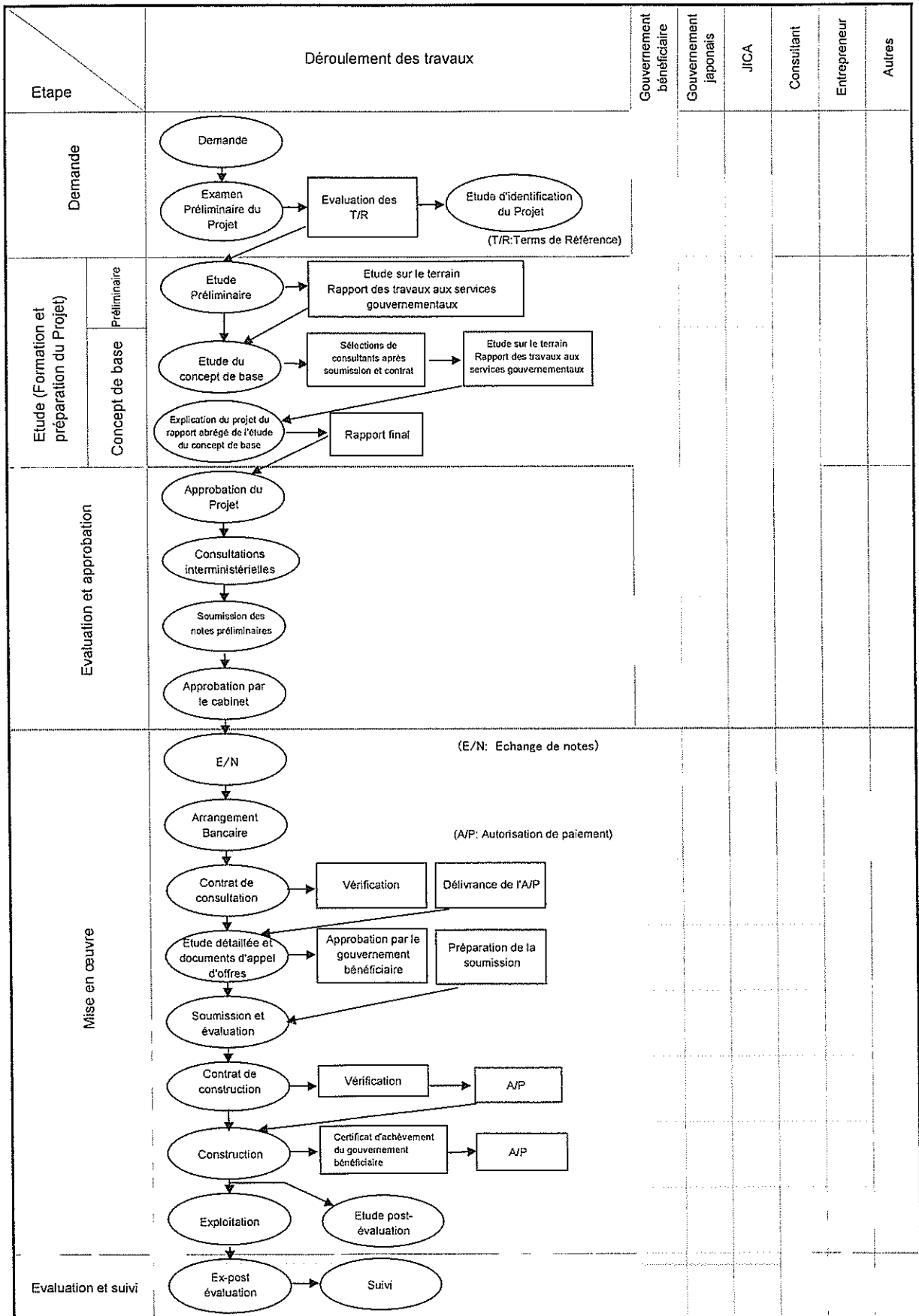
8) Arrangement bancaire (B/A)

- a) Le gouvernement du pays bénéficiaire ou l'autorité désignée devra ouvrir un compte bancaire au nom du gouvernement du pays bénéficiaire dans une des banques japonaises (ci-après désignée « la Banque »). Le Gouvernement du Japon exécutera la coopération financière en effectuant des versements en yens japonais pour couvrir les obligations assumées par le gouvernement du pays bénéficiaire ou par l'autorité désignée en vertu des contrats vérifiés.
- b) Les versements seront effectués lorsque la demande de paiement aura été présentée par la banque au Gouvernement du Japon en vertu de l'autorisation de paiement (A/P) émise par le gouvernement du pays bénéficiaire ou l'autorité désignée.

9) Autorisation de paiement (A/P)

Le gouvernement du pays bénéficiaire devra régler à la Banque une commission de notification d'une autorisation de paiement et les commissions de paiement.

**Annexe I** Schéma d'écoulement de la procédure de la coopération financière non-remboursable



*dh*

✓

#### Annexe-4

### Coopération financière non-remboursable d'appui au développement communautaire

Il existe plusieurs catégories de coopération financière non remboursable, différentes selon les objectifs de l'aide accordée. L'aide financière non-remboursable du Japon d'appui au développement communautaire est une catégorie de coopération financière non remboursable, ayant pour objectif une aide au développement des capacités globales des communautés confrontées à des problèmes constituant une menace pour la vie humaine ou pour la sécurité de la vie, comme la pauvreté, la famine et la maladie entre autres. Cette aide peut être mise en œuvre en un seul programme global regroupant plusieurs secteurs tels que les écoles, les routes, l'approvisionnement en eau et les soins médicaux entre autres, mais elle peut également être réalisée dans un seul et unique secteur. Dans l'un et l'autre cas, une réduction importante des coûts ainsi qu'une grande efficacité sont recherchées par le biais (1) de l'utilisation active des entreprises et des matériels locaux, (2) de l'exécution de travaux adaptés aux spécifications et aux conceptions locales et (3) d'une meilleure compétitivité par l'augmentation des participants à l'appel d'offres et par la multiplication des contrats. Avec simultanément pour objectif de développer encore les effets de l'aide accordée et de fournir un soutien rapide et mobile, grâce à une globalisation de la coopération, les gouvernements des pays bénéficiaires disposent, d'une part, d'un plus grand choix par rapport aux modalités de la coopération alors que, d'autre part, le gouvernement du Japon cherche à promouvoir la réduction des coûts ainsi qu'une plus grande efficacité de la totalité de la coopération financière non remboursable.

- (1) Comparaison entre l'aide financière non remboursable d'appui au développement communautaire et la coopération financière non remboursable ordinaire

Principales différences dans les projets entre la coopération ordinaire et l'aide financière non remboursable d'appui au développement communautaire

	Coopération financière non remboursable	Aide financière non remboursable d'appui au développement communautaire
Consultant et entrepreneur principal	Réservée aux entreprises et aux citoyens japonais	N'est pas réservée aux entreprises et aux citoyens japonais. Par conséquent, les consultants et les entrepreneurs locaux ou d'un pays tiers peuvent participer.
Période du don	Limitée par le système d'année fiscale du Japon	Possibilité de détermination relativement plus souple.
Modalités des contrats	Conclusion d'un contrat entre le gouvernement du pays bénéficiaire, le consultant et l'entrepreneur.	Conclusion d'un contrat entre le gouvernement du pays bénéficiaire et l'organisme de représentation pour l'approvisionnement, ce dernier passant un contrat avec le consultant chargé de la conception détaillée et de la supervision des travaux, et avec l'entrepreneur.
Approbaton du contrat	Approbaton du contrat par le gouvernement du Japon nécessaire.	L'approbaton du contrat par le gouvernement du Japon n'est pas nécessaire. (Approbaton par l'organisme de représentation pour l'approvisionnement)
Responsabilité de la conception	Consultant japonais.	Conception sommaire : Consultant japonais Conception détaillée : Consultant chargé de la conception détaillée et de la supervision des travaux

Responsabilité du contrôle de qualité et du contrôle du calendrier des travaux	Partie japonaise	Responsabilité du consultant chargé de la conception détaillée et de la supervision des travaux et de l'entrepreneur.
Principaux avantages	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Importante durabilité des installations</li> <li>• Finition de haute qualité</li> <li>• Stabilité du délai d'exécution des travaux</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Grand nombre d'installations réalisées en raison des faibles coûts</li> <li>• Possibilité de mise en place d'un plan de financement souple</li> </ul>
Principaux désavantages	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Nombre de salles de classe peu élevé en raison des coûts importants</li> <li>• Contraintes en raison de l'année fiscale</li> </ul>	Qualité de finition intermédiaire entre la méthode traditionnelle et le niveau local Risques au niveau de la qualité et de la durée des travaux, etc.

(2) Procédure d'exécution de l'aide financière non remboursable d'appui au développement communautaire

L'aide financière non remboursable d'appui au développement communautaire est mise en œuvre selon la procédure suivante.

**En première étape**, le Ministère des Affaires étrangères du Japon étudie la pertinence en tant qu'aide financière non remboursable de la requête présentée par le gouvernement du pays bénéficiaire et, au cas où celle-ci a été confirmée en tant que projet ayant une priorité élevée, le Ministère demande à la JICA de procéder à l'étude nécessaire sur le contenu du Projet concerné.

**En seconde étape**, la JICA, conformément aux directives du Ministère des Affaires étrangères, procède à une étude de conception sommaire du Projet en concluant un contrat avec un consultant japonais sélectionné en principe selon un système de proposition. Les principaux objectifs de l'étude de conception sommaire du Projet sont, d'une part, d'examiner le contexte, les buts et les effets de la requête ainsi que les capacités d'exploitation, de gestion et de maintenance nécessaires à l'exécution du Projet et, d'autre part, de vérifier la pertinence du Projet sur le plan technique et socio-économique et, après discussions avec le gouvernement du pays bénéficiaire, de confirmer mutuellement le concept de base du Projet. Dans ce cadre, les sites prioritaires concernés sont listés et les composantes du Projet, la conception sommaire et les spécifications générales des installations et des matériels et équipements, ainsi que l'aperçu de la composante soft nécessaires est déterminé, et les coûts approximatifs du Projet sont ainsi calculés. Il va sans dire que le contenu de la requête présentée initialement n'est pas repris tel quel dans sa totalité pour sa réalisation dans le cadre de l'aide, mais que le concept de base sera étudié en tenant compte de sa pertinence par rapport au schéma de la coopération financière non remboursable du Japon.

Le gouvernement du pays bénéficiaire fournit des informations de base, comme une liste proposée des sites, les composantes proposées, des explications sur l'état de propriété et d'occupation des terrains, ainsi que les conditions d'accès aux sites, etc., à la mission d'étude de conception sommaire, et il donne son approbation à la proposition de conception sommaire soumise par le consultant japonais. Par ailleurs, concernant l'appui technique tel que la composante soft, etc., au cas où la participation des communautés est nécessaire, des

ad

✓

explications sur les points importants sont effectuées et un accord doit être obtenu auprès de ces communautés.

La JICA peut procéder à une étude préliminaire avant de réaliser l'étude de conception sommaire, dans certains cas où, par exemple, les informations de base données par le gouvernement du pays bénéficiaire sont jugées insuffisantes. Dans tous les cas, les résultats de l'étude préliminaire sont considérés comme documents de base destinés à servir au jugement, par le gouvernement japonais, de la pertinence de la réalisation du Projet dans le cadre de la coopération financière non remboursable d'appui au développement communautaire, et ne donnent en aucun cas, à cette étape, à un engagement quelconque pour la réalisation du Projet.

Par ailleurs, lors de la réalisation du Projet dans le cadre de la coopération financière non remboursable, le Japon demande au pays bénéficiaire de prendre les dispositions nécessaires, afin d'inciter ses efforts autonomes. Même au cas où ces dispositions nécessitent l'intervention d'organismes publics autres que ceux concernés par l'exécution, une garantie pour l'exécution de ces dispositions est demandée et confirmée finalement par le procès-verbal signé avec les autorités concernées du gouvernement du pays bénéficiaire.

- a) Dispositions à être prises par le pays bénéficiaire (voir l'Annexe 1 – Répartition des tâches pour les projets d'aide financière non remboursable)

Les dispositions suivantes sont demandées au gouvernement du pays bénéficiaire, lors de l'exécution de l'aide financière non remboursable d'appui au développement communautaire.

- (1) Utilisation dans les 12 mois suivant la date du don en totalité sur le compte bancaire du gouvernement du pays bénéficiaire du don et de ses intérêts pour les produits et pour la fourniture des prestations.
- (2) Exécution rapide de la procédure de débarquement dans le port des produits achetés sur la base du don, leur dédouanement et leur transport terrestre dans le pays.
- (3) Exonération des droits de douane relatifs aux produits et aux prestations fournis conformément au contrat, des taxes intérieures et des autres charges financières du pays.
- (4) Utilisation appropriée et efficace du don et de ses intérêts pour le développement des capacités globales de la communauté.
- (5) Mise en œuvre des facilités nécessaires pour l'entrée et le séjour dans le pays des personnes chargées de l'exécution des travaux, en ce qui concerne les prestations fournies conformément au contrat.
- (6) Présentation au gouvernement japonais d'un rapport d'utilisation avec les documents en relation, au moment de l'achèvement de la période d'utilisation ou lorsque le don ou les intérêts produits par le don ont été totalement utilisés.

- (7) Acquisition des terrains nécessaires à la construction des installations, dans le cas de la réalisation d'un projet de construction d'installations.
- (8) Exécution, au cas cela a été jugé nécessaire selon la situation et en fonction de l'étude de la partie japonaise, du nivellement des terrains utilisés, de l'amenée des lignes électriques, des canalisations d'eau et des égouts jusqu'au terrain, ainsi que des autres aménagements et travaux pour les installations annexes.

Par ailleurs, il est nécessaire de prendre particulièrement en considération les rubriques ci-dessous.

- (1) [Utilisation appropriée] : Les installations construites et les équipements achetés conformément au don doivent être maintenus et utilisés de manière appropriée et efficace pour la bonne exécution du Projet concerné, et le personnel nécessaire à cet effet devra être assuré.
- (2) [Prise en charge des coûts de gestion et de maintenance] : A l'exception des frais payés avec le don, les frais de gestion et de maintenance nécessaires à l'exécution du Projet devront être pris en charge en totalité.
- (3) [Ré-exportation] : Les produits acquis conformément au don ne doivent pas être réexportés par le pays concerné.

**En troisième étape**, le gouvernement du Japon, après avoir examiné, sur la base des résultats de l'étude de la conception sommaire effectuée par la JICA en seconde étape, si l'exécution du Projet dans le cadre de l'aide financière non remboursable d'appui au développement communautaire était appropriée, soumet le Projet à l'approbation lors du conseil des ministres.

**En quatrième étape**, le Projet approuvé par le conseil des ministres devient officiel par la signature de l'Echange de Notes (E/N) conclu entre le gouvernement du Japon et le gouvernement du pays bénéficiaire, et son exécution dans le cadre de l'aide financière non remboursable d'appui au développement communautaire est confirmée. Le système d'exécution du Projet ainsi que le déroulement de la procédure sont expliqués ci-après. (Se reporter aux documents en Annexe -2 à -5)

#### 1) Signature de l'Echange de Notes (E/N)

Les objectifs, la durée d'utilisation, les conditions d'exécution, le montant du don, etc., en relation avec le Projet concerné, sont confirmés par l'Echange de Notes relatif à l'exécution de l'aide financière non remboursable d'appui au développement communautaire, conclu entre les deux gouvernements. Dans les Procès-verbaux approuvés sur les détails de procédure (A/M) signés au même moment, sont indiquées la procédure d'approvisionnement ainsi que les instructions d'exécution relatives à l'aide financière non remboursable d'appui

au développement communautaire stipulées par le gouvernement du Japon, et les produits ainsi que les prestations devant être fournis par le don sont mentionnés dans les documents en annexe. Par ailleurs, aucune limitation ne recouvre en principe les pays concernés par la fourniture des produits et des prestations qui peuvent être approvisionnés ou acquis à partir de tous les pays du monde.

## 2) Mise en place d'un comité intergouvernemental

Afin que le Projet concerné soit exploité avec rapidité et efficacité, le gouvernement du Japon et le gouvernement du pays bénéficiaire concluent un Echange de Notes et mettent en place un comité intergouvernemental pour l'exécution efficace du Projet. Par ailleurs, des groupes de travail dont les discussions sont présidées par le gouvernement du pays bénéficiaire peuvent être établis en tant qu'organes de subdivision du comité précité selon les nécessités pour confirmer les orientations du Projet conformément aux discussions.

## 3) Conclusion d'un accord bancaire (B/A)

Le gouvernement du pays bénéficiaire conclut un accord bancaire avec une banque du Japon afin de pouvoir réceptionner les fonds de l'aide, et ouvre un compte bancaire exclusivement réservé à l'aide en son nom (ci-après dénommé le compte bancaire du gouvernement).

## 4) Versement des fonds de l'aide

Le gouvernement du Japon verse en une seule fois le montant de l'aide sur le compte bancaire du gouvernement du pays bénéficiaire ouvert dans une banque du Japon. Les fonds accordés doivent être sortis du compte bancaire du gouvernement dans les 12 mois suivant la date du don total, afin de procéder au paiement pour la fourniture et pour le contrat du Projet. Toutefois, la durée d'utilisation peut être prolongée à la demande du gouvernement du pays bénéficiaire.

## 5) Conclusion d'un contrat relatif aux activités d'agent pour l'approvisionnement (A/A)

Les travaux comprenant la construction des installations sont exécutés en faisant intervenir un agent pour l'approvisionnement en tant qu'organisme de représentation ayant une position neutre, afin que la coopération financière non remboursable soit exécutée sans à-coups et de manière appropriée. Sur la base du contrat conclu entre le gouvernement du pays bénéficiaire et l'organisme de représentation pour l'approvisionnement, cet organisme de représentation intervient en tant qu'agent du gouvernement bénéficiaire lors de la procédure de l'appel d'offres et de signature du contrat, ainsi que lors des autres procédures



nécessaires. Le contrat avec l'organisme de représentation est établi en yens, et il entre en vigueur après avoir reçu l'approbation du gouvernement du Japon.

Dans le mois suivant la conclusion de l'Echange de Notes, le gouvernement du pays bénéficiaire doit conclure un contrat relatif aux activités d'agent pour l'approvisionnement avec l'Agence nommée « Japan International Cooperation System (JICS) », le seul organisme exclusif de représentation pour l'approvisionnement au Japon. A ce moment-là, JICS fournit des explications détaillées sur la procédure d'approvisionnement, y compris les instructions pour l'exécution, relatives à l'aide financière non remboursable d'appui au développement communautaire, sur les obligations respectives du gouvernement du pays bénéficiaire et celles de l'organisme de représentation, ainsi que sur la commission nécessaire pour que JICS puisse réaliser ses activités.

Par ailleurs, la JICA qui a réalisé l'étude de la conception sommaire, continue à être responsable de l'exécution et de la promotion du Projet, et donne des conseils techniques à l'organisme de représentation pour l'approvisionnement.

#### 6) Transfert des fonds pour l'approvisionnement

Avant le début de la procédure d'approvisionnement, JICS transfère les fonds nécessaires à l'approvisionnement du compte bancaire du gouvernement sur un compte exclusivement destiné à la coopération concernée, et ouvert au nom de JICS (ci-après dénommé le compte bancaire pour l'approvisionnement). Les fonds transférés sur le compte bancaire pour l'approvisionnement sont gérés sous la responsabilité de JICS jusqu'à ce que les paiements pour l'approvisionnement soient effectués. Le gouvernement du pays bénéficiaire nomme JICS comme son représentant en signant une Autorisation irrévocable de paiement global (BDA), et lui donne pouvoir pour transférer à sa place la totalité des fonds du don et de ses intérêts sur le compte bancaire pour l'approvisionnement.

#### 7) Paiement de la rémunération des activités de représentation pour l'approvisionnement

Le gouvernement du pays bénéficiaire paie une rémunération à JICS pour ses activités de représentation pour l'approvisionnement à partir des fonds de la coopération.

#### 8) Sélection du consultant pour la conception détaillée et la supervision des travaux et exécution des activités de l'étude de conception détaillée

JICS sélectionne le consultant pour la conception détaillée et la supervision des travaux en principe par un appel d'offres limité à la participation des entreprises qualifiées, conclut un contrat et emploie le consultant avec les fonds de la coopération. Le consultant n'est pas

limité à des personnes ou des entreprises japonaises. Toutefois, dans le cas où l'on juge indispensable pour la bonne exécution du Projet, de n'avoir qu'une seule et même entreprise en tant que consultant de la conception sommaire et consultant pour la conception détaillée, la JICA peut recommander au gouvernement du pays bénéficiaire de continuer à employer le consultant ayant dépêché une mission d'étude en site pour la conception sommaire en tant que consultant pour la supervision des travaux.

Le consultant ayant conclu un contrat avec JICS devra réaliser les travaux suivants.

- Elaboration des plans de conception détaillée des installations
- Etude du site et élaboration du plan de disposition détaillé
- Etude des sols et mesures, si nécessaire
- Elaboration des spécifications
- Elaboration de devis détaillés (BQ) pour les travaux
- Elaboration des spécifications de commande pour la sélection de l'entreprise de construction
- Assistance pour les activités de l'appel d'offres effectuées par l'organisme de représentation pour l'approvisionnement
- Le consultant recevra les directives et la supervision appropriées de JICS pour les travaux indiqués ci-dessus.

#### 9) Sélection de l'entreprise de construction

Sur la base des résultats de l'étude de la conception détaillée, JICS sélectionne l'entreprise de construction des installations concernées par le Projet selon un appel d'offres compétitif général, et conclut un contrat de sous-traitance pour les travaux. L'entreprise de construction n'est pas limitée à des personnes ou des entreprises japonaises.

#### 10) Supervision des travaux de construction

Le consultant ayant conclu un contrat avec JICS procède aux travaux ci-dessous à l'étape des travaux de construction (étape de l'approvisionnement des matériels et équipements)

- Procéder à une tournée des sites de construction conformément au contenu et à la fréquence indiqués dans les spécifications de commande, effectuer des inspections relatives à la qualité, au calendrier et au contrôle de sécurité des travaux, et soumettre des rapports périodiquement à JICS.
- En cas de réception par JICS d'une demande de paiement provenant de l'entreprise de construction, procéder à une évaluation des progrès conformément aux instructions de JICS et présenter les résultats de l'évaluation à JICS.
- Procéder à une inspection des travaux achevés, et présenter les résultats de l'inspection à JICS.

- Procéder à une inspection des défauts au moment de l'expiration de la période de garantie contre les défauts, et présenter les résultats de l'inspection à JICS.

11) Travaux de construction (approvisionnement des matériels et équipements)

L'entreprise de construction ayant conclu un contrat de sous-traitance pour les travaux avec JICS procède aux travaux. (JICS se charge de l'approvisionnement des tables, des chaises et des autres matériels conformément aux résultats de l'étude de conception détaillée.)

12) Paiement du montant de l'approvisionnement

A la réception de la demande de paiement du montant de l'approvisionnement par l'entreprise contractante, JICS vérifie le contenu de la facture, et procède au paiement des matériels vérifiés à partir du compte bancaire pour l'approvisionnement.

13) Mise en œuvre de l'assistance logistique

En cas de nécessité de mise en œuvre de l'assistance logistique, JICS choisit les ressources locales à partir de la proposition sur les standards de sélection des ressources locales élaborée lors de la conception sommaire, et conclut un contrat. Durant la mise en œuvre, JICS vérifie les rapports périodiques ainsi que les rapports finaux présentés par les ressources locales, et les soumet ensuite aux organismes concernés.

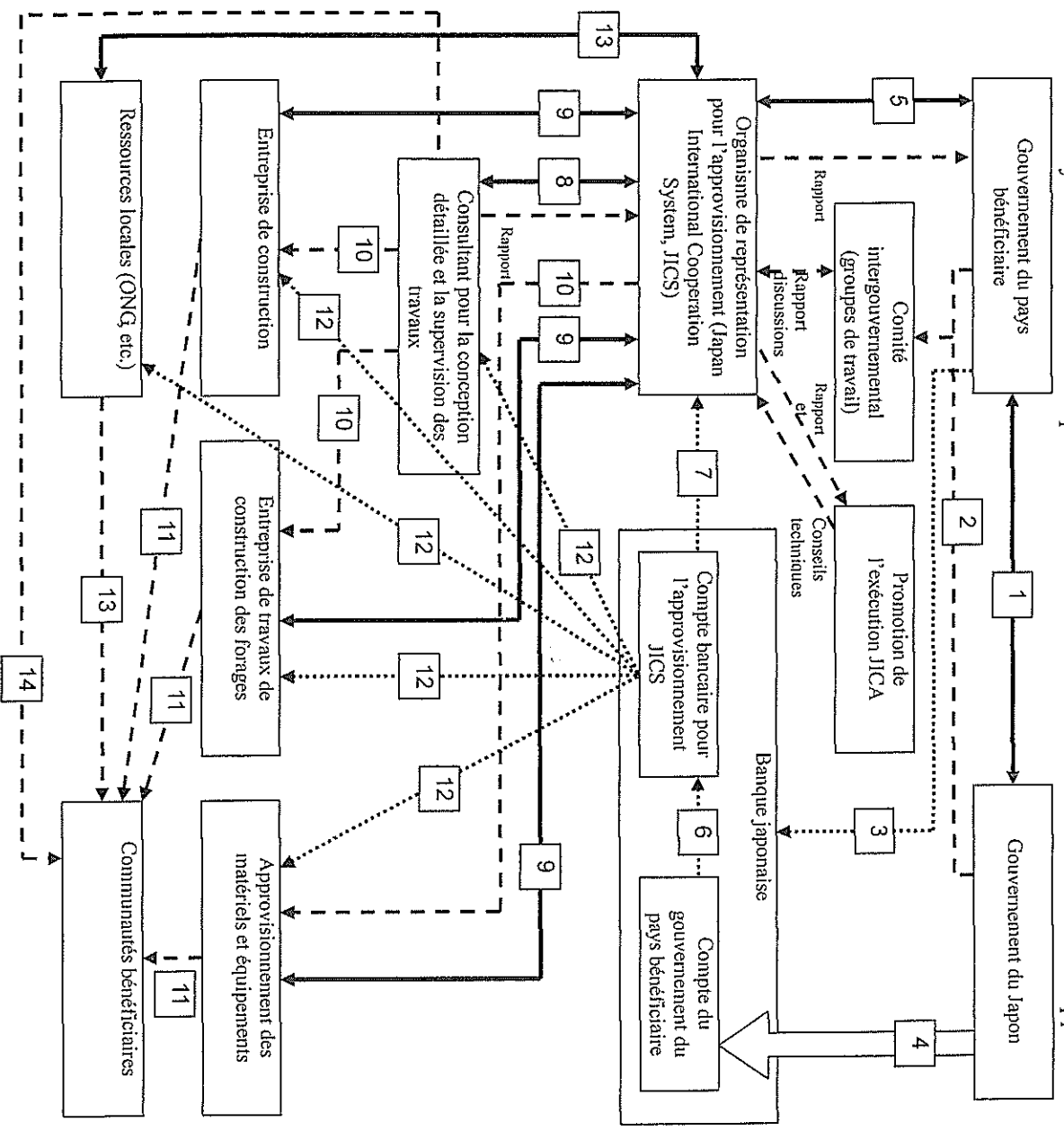
14) Inspection des défauts

Après l'achèvement des travaux, et après l'expiration de la période de garantie contre les défauts (en général 12 mois), une inspection des défauts est effectuée en présence des personnes concernées du gouvernement du pays bénéficiaire et de l'entreprise de construction. Après cette inspection, JICS remet le certificat de garantie contre les défauts ou procède au paiement final.

## Annexe 1 - Répartition des tâches pour les projets d'aide financière non remboursable

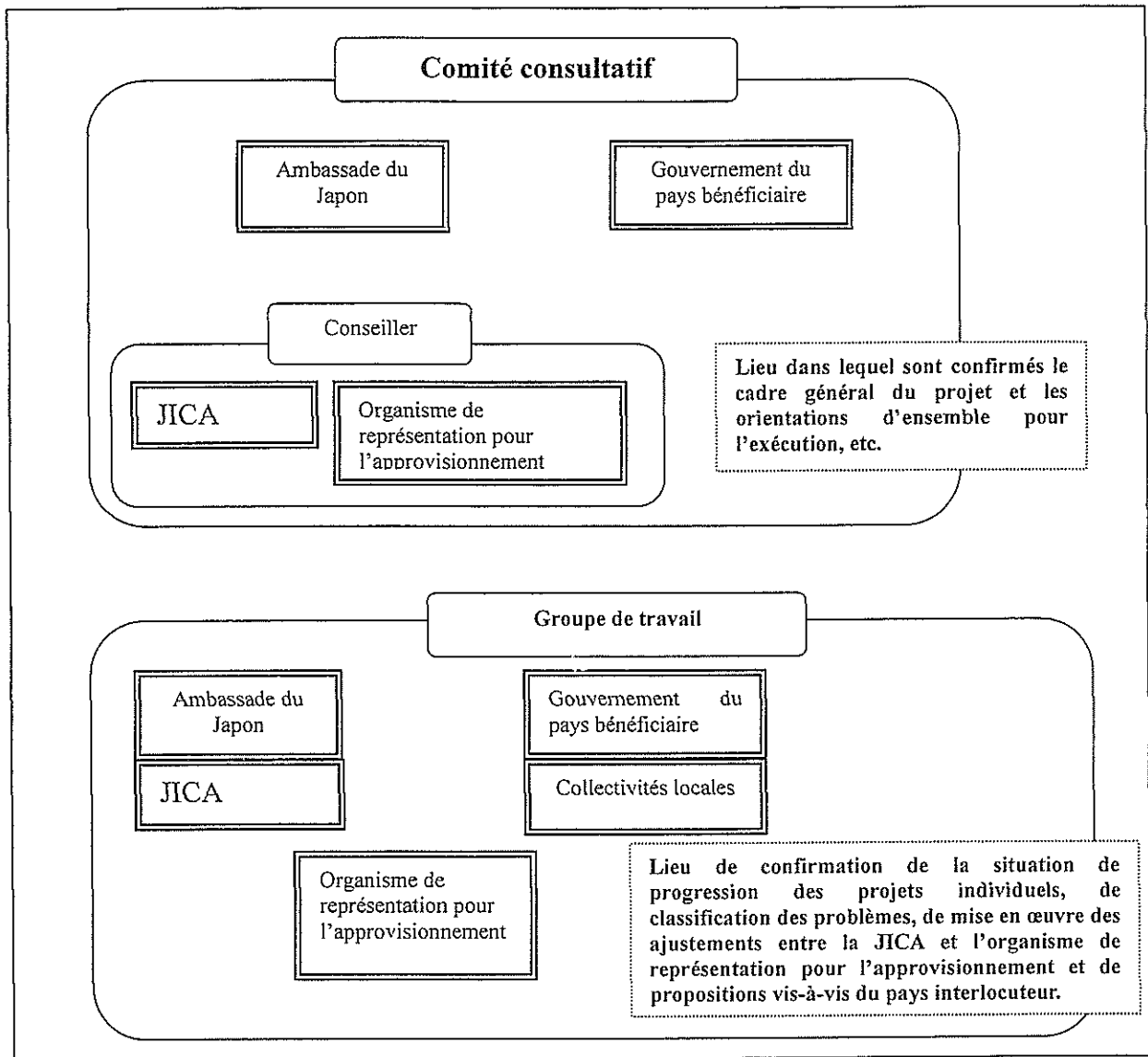
N°.	Rubriques	Prise en charge par l'aide financière non remboursable	Prise en charge par le pays bénéficiaire
1	Acquisitions des terrains		●
2	Abattage des arbres, nivellement du terrain, si nécessaire		●
3	Construction de barrières et portes autour du terrain		●
4	Construction d'un parking	●	
	Construction d'une route d'accès		
5	1) Dans le terrain	●	
	2) A l'extérieur du terrain		●
6	Construction du bâtiment	●	
	Préparation des installations pour l'approvisionnement en électricité, en eau et pour les égouts, et des autres équipements		
	Electricité		
	1) a. Amener jusqu'au terrain		●
	b. Câblage à l'extérieur du bâtiment dans le terrain, et à l'intérieur du bâtiment	●	
	c. Principal disjoncteur et transformateur	●	
	Approvisionnement en eau		
	2) a. Canalisations publiques d'approvisionnement en eau jusqu'au terrain		●
	b. Système d'approvisionnement en eau dans le terrain (réservoir de réception d'eau/ ou réservoir surélevé)	●	
	Evacuation d'eau		
7	3) a. Canalisations d'égouts jusqu'au terrain (eaux de pluie, eaux usées, etc.)		●
	b. Système d'évacuation d'eau dans le terrain (évacuation des eaux des toilettes, eaux usées ordinaires, eaux de pluie, etc.)	●	
	Approvisionnement en gaz		
	4) a. Canalisations publiques d'approvisionnement en gaz jusqu'au terrain		●
	b. Système d'approvisionnement en gaz dans le terrain	●	
	Installations téléphoniques		
	5) a. Câblage téléphonique jusqu'au tableau de distribution principal du bâtiment (MDF)		●
	b. MDF et câblage après MDF	●	
	Meubles et équipements		
	6) a. Meubles scolaires	(●)	(●)
	b. Meubles ordinaires (tapis, rideaux, tables, chaises, etc.)		●
	c. Equipements du projet	●	
8	Préparation de la commission suivante à la banque japonaise pour les services bancaires conformément au B/A		
	Commission de paiement		●
	Débarquement rapide dans le port du pays bénéficiaire et garantie de dédouanement		
9	1) Transport maritime (aérien) des produits du Japon au pays bénéficiaire	●	
	2) Exonération des taxes et dédouanement des produits dans le port de débarquement		●
	3) Transport terrestre jusqu'au site à partir du port de débarquement	(●)	(●)
10	Garantie des dispositions nécessaires pour l'entrée des produits et des ressortissants japonais dans le pays bénéficiaire afin de procéder aux travaux et aux prestations conformément au contrat		●
11	Exonération des droits de douane, des taxes nationales et des autres charges financières portées sur les ressortissants japonais dans le pays bénéficiaire en ce qui concerne la fourniture des produits et des prestations conformément au contrat		●
12	Droits de douane, taxes nationales et autres taxes portées dans le pays et relatifs aux produits et aux services fournis par l'organisme de représentation pour l'approvisionnement		●
13	Pertes et dommages dus à la non exécution des rubriques devant être prises en charge par le pays bénéficiaire et indiqués dans la présente liste		●
14	Maintenance et utilisation appropriée et efficace des installations construites et des équipements approvisionnés dans le cadre de la coopération financière non remboursable		●
15	Prise en charge de la totalité des frais nécessaires pour la construction des installations ainsi que pour le transport et l'installation des équipements, n'entrant pas dans le cadre de la prise en charge par la coopération financière non remboursable.		●

Annexe 2 - Système d'exécution et procédure de l'aide financière non remboursable d'appui au développement communautaire



- 1 Signature de l'Echange de Notes (E/N)
- 2 Mise en place d'un comité intergouvernemental
- 3 Conclusion d'un accord bancaire (B/A)
- 4 Versement des fonds de l'aide
- 5 Conclusion d'un contrat relatif aux activités d'agent pour l'approvisionnement (A/A)
- 6 Transfert des fonds pour l'approvisionnement
- 7 Paiement de la rémunération des activités de représentation pour l'approvisionnement
- 8 Sélection du consultant pour la conception détaillée et la supervision des travaux et exécution des activités de l'étude de conception détaillée
- 9 Sélection de l'entreprise de construction (approvisionnement des matériels et équipements sous la gestion directe de JICS)
- 10 Supervision des travaux de construction (supervision de l'approvisionnement des matériels et équipements sous la gestion directe de JICS)
- 11 Travaux de construction (approvisionnement des matériels et équipements)
- 12 Paiement du montant de l'approvisionnement
- 13 Mise en œuvre de l'assistance logistique
- 14 Inspection des défauts

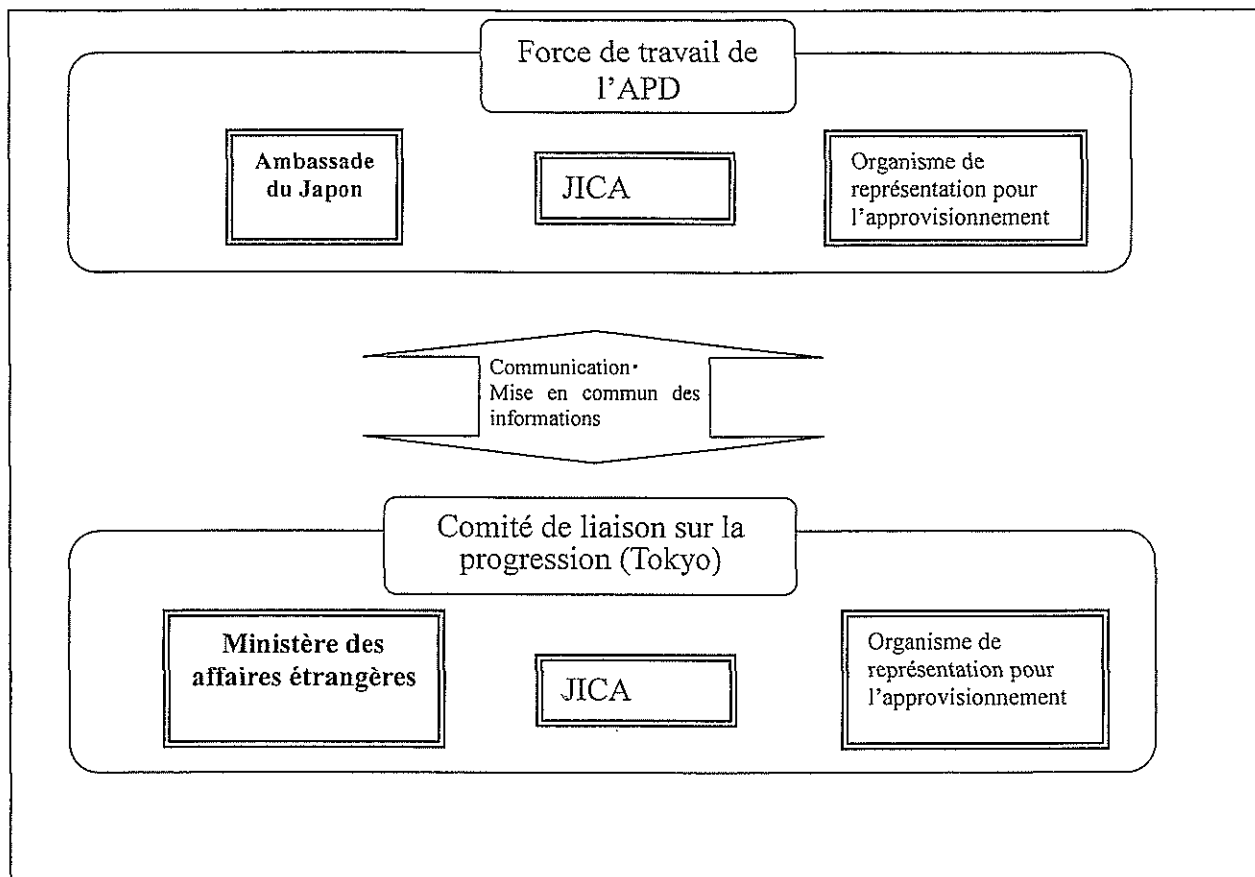
Annexe 3 - Organigramme d'exécution (Comité inter-gouvernemental)



*ndi*

✓

Annexe 4 - Organigramme d'exécution (partie japonaise)



sh

✓

## Annexe 5 - Répartition des responsabilités entre les personnes impliquées

Forme de contrat	Type de contrat	Accord bilatéral		Contrat pour l'exécution des travaux		Contrat de représentation pour l'approvisionnement		Contrat de supervision de conception		Contrat de construction		Contrat d'approvisionnement des matériels		Contrat d'assistance logistique	
	Autre partie du contrat	Gouvernement du Japon	Gouvernement du pays concerné	JICA	Consultant de conception de l'aperçu	Gouvernement du pays concerné	Organisme de représentation pour l'approvisionnement	Organisme de représentation pour l'approvisionnement	Consultant de conception détaillée et supervision des travaux	Organisme de représentation pour l'approvisionnement	Entreprise de construction	Organisme de représentation pour l'approvisionnement	Entreprise de fourniture	Organisme de représentation pour l'approvisionnement	ONG, etc.
Répartition des responsabilités	Sélection des écoles	○	◎												
	Conception de l'aperçu			○	◎										
	Elaboration des documents d'appel d'offres						◎								
	Contrôle de la gestion des fonds						◎								
	Exécution de l'appel d'offres, Contrat avec l'entreprise						◎								
	Conception détaillée							○	◎						
	Modification de la conception							○	◎						
	Contrôle de qualité de la construction							○	◎	○	◎				
	Défaut de construction									○	◎				
	Défaut de matériel											○	◎		
	Plan de l'assistance logistique			○	◎										
	Mise en œuvre de l'assistance logistique													○	◎
	Mise en œuvre de la surveillance						◎								

◎ Responsabilité d'exécution

○ Responsabilité de contrôle et supervision

ach



**Annexe 5** Principales dispositions à prendre par les deux gouvernements

N°	points	couvert par le don	Couvert par le pays bénéficiaire
1	Acquérir le terrain		●
2	Dégager, niveler et remblayer le site si nécessaire		●
3	Construire portes et clôtures dans et autour du site		●
4	Construire l'aire de parking	●	
5	Construire pistes		
	1) dans le site	●	
	2) en dehors du site		●
6	Construire le bâtiment	●	
7	Fournir les installations pour la distribution en électricité, alimentation en eau, assainissement et d'autres installations secondaires		
	1) Electricité		
	a. ligne de distribution jusqu'au site		●
	b. branchement d'abonné et lignes intérieures dans le site	●	
	c. disjoncteur sur circuit principal et transformateur	●	
	2) Alimentation en eau		
	a. canalisation de distribution d'eau de ville jusqu'au site		●
	b. système de distribution dans le site (réservoirs de réception et surélevé)	●	
	3) Drainage d'eau		
	a. canalisation de drainage public jusqu'au site (eau de pluie et autres)		●
	b. système de drainage dans le site (eaux w.c. déchets ordinaires, eaux de pluie et autres)	●	
	4) Alimentation en gaz		
	a. raccordement au système d'alimentation en gaz		●
	b. système de distribution dans le site	●	
	5) Système de téléphone		
	a. ligne principale de téléphone jusqu'au répartiteur principal (MDF) pour le bâtiment		●
	b. répartiteur principal et l'extension après le répartiteur	●	
	6) Mobilier et équipement		
	a. mobilier général		●
	b. équipement du projet	●	
8	Régler les commissions suivantes pour la banque japonaise sur les services bancaires basés sur l'A/B		
	1) commission de notification de A/P		●
	2) commission de paiement		●
9	Assurer le déchargement et dédouanement au port de débarquement dans le pays bénéficiaire		
	1) transport maritime ou aérien des produits du Japon au pays bénéficiaire	●	
	2) exonération des taxes et dédouanement des produits au port de débarquement		●
	3) transport à l'intérieur du pays du port de débarquement aux sites du projet	(●)	(●)
10	Accorder aux nationaux japonais dont les services seront nécessaires à propos de la fourniture des produits et des services effectuée en vertu des contrats vérifiés les facilités nécessaires pour leurs entrées et séjours dans le pays bénéficiaires afin qu'ils puissent exécuter leur travail.		●
11	Exonérer les nationaux japonais des droits de douane, des taxes intérieures et d'autres charges imposés dans le pays bénéficiaires, à l'égard de la fourniture des produits et service effectuée en vertu des		●
12	Maintenir et utiliser adéquatement et efficacement les installations construites et équipements acquis par la coopération financière non-remboursable		●
13	Prendre en charge toutes les dépenses autres que celles couvertes par la coopération non-remboursable, indispensables pour le transport et l'installation des équipements		●

*ab*

✓



カメルーン共和国  
第4次小学校建設計画  
予備調査  
協議議事録

カメルーン共和国（以下「カメルーン国」と称する）政府より提出された要請に基づいて、日本国政府は第4次小学校建設計画（以下「プロジェクト」と称する）に関する予備調査を行うことを決定し、本調査の実施を独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」と称する）に委託した。

JICAはカメルーン国へJICA無償資金協力部業務第二グループ教育・職業訓練チーム 星野明彦チーム長を団長とする予備調査団を派遣し、調査を2007年7月22日より8月25日まで実施する予定である。

調査団は、カメルーン国関係者と協議し、現地調査を行った。

協議及び既存小学校の視察の結果、双方は付属書に記述された主要な項目を確認した。

ヤウンデ 2007年7月28日

---

星野 明彦  
団長  
予備調査団  
独立行政法人国際協力機構

---

---

大臣  
基礎教育省  
カメルーン共和国

---

## 付属書

### 1. プロジェクトの目的

プロジェクトの目的は、初等教育環境の向上のためにアダマウア州、東部州および北西州の既存小学校において教室を建設することを目的とする。

### 2. 責任機関及び実施機関

2-1. 責任機関は基礎教育省とする。組織図は別紙1のとおり。

2-2. 実施機関は基礎教育省計画プロジェクト協力局とする。

### 3. プロジェクトサイト

カメルーン国側より要請されたプロジェクト地域はアダマウア州、東部州および北西州、要請サイトは別紙2に記載された小学校となる旨確認した。

またカメルーン国側は、以下の選定基準をもって、協力対象校を選定する旨説明した。

- －教室あたりの生徒数
- －小学校の老朽度
- －アクセスの容易さ
- －土地の確保状況

### 4. カメルーン国要請内容

調査団との協議の結果、カメルーン国側は以下のとおり要請した。

- －建設；小学校教室、校長室、倉庫、多目的室、便所
- －調達；生徒および教員用家具、教材
- －ソフトコンポーネント

### 5. 日本の無償資金協力

5-1. カメルーン国側は、別紙3に記載された日本の一般無償資金協力制度および新たに調査団が説明した別紙4に記載されたコミュニティ開発支援無償の制度について理解した。

5-2. カメルーン国側は、無償資金協力が実施される場合、プロジェクトの円滑な実施のために、別紙5に記載されたとおりの必要な措置を行うことを約束した。

## 6. 本調査の継続

本調査団は引き続き 2007 年 8 月 25 日まで調査を継続する。本予備調査の結果に基づき、日本国政府が基本設計調査もしくは概略設計調査の実施の可否を決定する。

## 7. その他関連事項

### 7-1. 要請の背景

本計画は「教育部門戦略（2006 年 6 月）」によって定められた、「2015 年までに初等教育純就学率を 100%まで向上させる」という目標を達成するために日本国政府に対し要請された。

### 7-2. 本調査の目的

本調査では、要請の内容を確認するとともに、これまでに我が国の無償資金協力で実施してきた従来通りの協力実施方法に加え、現地仕様に基づく低コスト型建設を目指したコミュニティ開発支援無償（以下「新方式」と称す）を説明することを目的としている。日本側は新方式につき説明を行い、カメルーン国側はこれを理解した。

### 7-3. 一般無償による学校施設建設について

カメルーン国側は、日本がこれまでに実施した無償資金協力による小学校施設について特にその品質および工期遵守の点を極めて高く評価している旨、発言した。

### 7-4. 教室数の確保について

「教育部門戦略」の取り組みの中で、毎年 4,000 教室の建設を目指しているものの、充足数は 2,000 程度である。こうした現況下、双方は、量を拡充するためにコスト削減を可能とする実施方法を検討することが妥当であることを認めた。

### 7-5. 新方式の実施体制について

カメルーン国側は、新方式の実施体制に関し、現地施工業者の積極活用に賛意を表明した。しかし、現地コンサルタントの活用については、その効果・効率性の点から留保を付し、日本のコンサルタント活用の優位性を強調した。

これに対し、日本側は、現地コンサルタントは調達代理機関の十分な監督下に置かれ、今後十分な調査を行うと説明した。

#### 7-6. 新方式の導入について

カメルーン側は新方式によるコスト削減の利点について理解した。しかしながらカメルーン側は、本計画を新方式への移行プロジェクトと期待することを述べた。その理由は、効果・効率性および工期遵守について疑問が残るからである。またカメルーン側は同時に既に新方式が導入されているアフリカ諸国に学ぶことを要望した。

これに対して日本側は、本調査で新方式導入の可能性を詳細に検討し、その結果を日本政府に報告すると回答した。

#### 7-7. ソフトコンポーネント

カメルーン国側は運営維持管理の面で、E/N 期間中のソフトコンポーネントによる技術支援について日本に要望した。

#### 7-8. 免税措置

免税は、CEMAC（中央アフリカ経済金融同盟）の規定に基づく還付方式であり、業者による事前の還付計画の提出によりタイムリーな還付が可能であると、カメルーン側は述べた。

現地業者に対する免税措置の可否およびその方法については、本調査期間内にカメルーン側が日本側に示すこととする。

以上

別紙1 組織図

別紙2 要請対象校リスト

別紙3 無償資金協力制度 インセプションの該当箇所を添付

別紙4 コミュニティ開発支援無償制度 インセプションの該当箇所を添付

別紙5 両国政府によってとられる主な措置 インセプションの該当箇所を添付

## 2. 収集資料リスト

地域	アフリカ	案件名称	カメルーン国 第4次小学校建設計画	調査の種類	予備調査
国名	カメルーン共和国			現地調査	2007年7月21日～8月27日

番号	資料の名称	版型	頁数	原本・写しの別	部数	収集先または発行機関	入手方法
01	カメルーン国行政区分地図	A1	1	原本	1	書籍店	購入
02	全国教育統計報告書 2006/2007	A4	64	原本	1	基礎教育省	寄贈
03	基礎教育省教育統計資料 20062007	A4	296	原本	1	基礎教育省	寄贈
04	公共契約法 : Public Contract Code	A5	132	オリジナル	1	Public Contract Code Regulatory Agency	寄贈
05	2007年度 PPTe 基金による公立小学校の教室建設にかかる国内入札要綱	A4	99	コピー	1	基礎教育省	寄贈
06	同 技術特記仕様書	A4	11	コピー	1	基礎教育省	寄贈
07	2007年度 PPTe 基金による公立小学校の便所・水場建設にかかる国内入札要綱書の技術特記仕様書	A4	10	コピー	1	基礎教育省	寄贈
08	2004年度 PPTe 基金による公立小学校の机・椅子の調達にかかる国内入札要綱書	A4	58	コピー	1	国民教育省	寄贈
09	2007年度 BIP による国立幼稚園建設にかかる国内入札要綱(案)	A4	40	コピー	1	北西州教育局	寄贈
10	2006年度 PPTe 基金による公立小学校の教室および便所建設、並びに机・椅子調達に関する監理業務発注書	A4	16	コピー	1	基礎教育省	寄贈
11	2007年度 PPTe 基金による公立小学校の教室建設に関する監理業務入札要綱(案)	A4	82	コピー	1	基礎教育省	寄贈
12	2007年度公共投資予算基礎教育省の分の抜粋	A4	5	コピー	1	経済財務省	寄贈
13	基礎教育省組織	A4	44	コピー	1	基礎教育省	寄贈
14	中期支出枠組 (CDMT) 2007-2009	A4	47	コピー	1	基礎教育省	寄贈
15	基礎教育省における日本プロジェクトの公的テキスト : PROJET "DON JAPONAIS" AU MINEDUB TEXTES OFFICIELES	A4	7	コピー簡易製本	1	基礎教育省	寄贈
16	教育部門戦略(案)	A4	217	コピー簡易製本	1	基礎教育省	寄贈
17	貧困削減戦略書	A4	199	コピー簡易製本	1	基礎教育省	寄贈
18	アダマウア州教育統計資料 2006-2007	A4	13	コピー	1	アダマウア州基礎教育局	寄贈
19	DONNEES STATISTIQUES DES ECOLES RETENUES DANS LE CADRE DU 4EME PROJET DE CONSTRUCTION DES ECOLES EST PROVINCIAL DELEGATION	A4	6	コピー	1	東部州基礎教育局	寄贈
20	ベルトア郡要請サイト地図	A4	1	コピー	1	東部州基礎教育局	作成
21	東部州教育統計資料 2006-2007	A4	36	コピー	1	東部州基礎教育局	寄贈
22	北西州教育統計資料 2006-2007	A4	15	コピー	1	北西州基礎教育局	寄贈
23	北西州5郡要請サイト地図	A4	5	コピー	1	北西州基礎教育局	作成
24	カメルーン国予算資料 2007 PORTANT LOI DE FINANCES DE LA REPUBLIQUE DU CAMEROUN POUR L' EXERCICE 2007	A4	22	コピー簡易製本	1	経済財務省	寄贈
25	カメルーン国予算資料 2000-2007	A4	164	コピー簡易製本	1	経済財務省	寄贈
26	世界銀行「教育システム支援プロジェクト」(PASE)にかかる行政手続きマニュアル、財務会計書類	A4	124	コピー簡易製本	1	世界銀行	寄贈
27	他ドナー支援一覧 2006年6月	A4	11	コピー	1	基礎教育省	寄贈
28	初等教育カリキュラム 英語版	A4	4	コピー	1	基礎教育省	寄贈
29	初等教育カリキュラム II	A4	76	原本	1	基礎教育省	寄贈
30	初等教育カリキュラム III	A4	88	原本	1	基礎教育省	寄贈

31	PROJET EDUCATION II についての質問回答書	A4	6	コピー簡 易製本	1	BAD	寄贈
32	COMPLEMENTS D' INFORMATIONS DU PROJET EDUCATION II A LA DIVISION DES PROJETS (MIBNIDUB)	A4	5	コピー	1	BAD	寄贈
33	基礎教育省による小学校標準タイプ	A4	57	コピー簡 易製本	1	基礎教育省	寄贈
34	同図面 (2 教室タイプ棟、クローラートラ、便所棟、 机・椅子、教員宿舎棟、井戸)		6	青焼図面	1	基礎教育省	寄贈
35	PROJET EDUCATION II にかかる実施計画図面集	A3	65	コピー簡 易製本	1	BAD	寄贈



訪問先	在カメルーン日本国大使館	
面談相手	都筑大使	
調査団員	星野団長、森田千春、市川、奥井、森田俊之	記録者：市川
同席者	三好一等書記官、中條企画調査員（JICA）	
日 時	7月23日（月）11:00～12:00	
内 容	<p>大使より以下のコメントあり（→は調査団よりの返答内容）</p> <p>①他の地域との差が出ては困る。</p> <p>②現地ローカルによる建設の場合、竣工後、またはその後の時間の経過の中で、日本による施設とどのような違いが出ているか、日本人の目から見た見解を相手国と協議すべき。</p> <p>③コミ開により瑕疵担保責任はどうか。→一般無償と同様、現地施工業者負担となる</p> <p>④コミ開により施設に差が出てしまうと、政治上芳しくない。</p> <p>⑤コミ開がすでに実施されている近隣国セネガル、ニジェールの事例などで相手国へ説明することも肝要。</p> <p>⑥カメルーン政府からは、日本の施設建設コスト高に関する批判はない</p> <p>⑦コミ開実施に対する方針、方向性は認める。</p> <p>⑧女子の退学率が高い→労働力として借り出される。</p> <p>⑨国として教育セクターへのプライオリティは高い。</p> <p>⑩教育大臣にしてみれば、自らの政治的責任として、教室数はできるだけ多く欲しい。 （量へのニーズ高い）→これに対して、コミ開実施によりニーズが満たされるか？</p> <p>⑪部族間の闘争が激しい実情がある。</p> <p>⑫日本による地方給水案件を通じて、日本のゼネコンはカメルーンと中国を下請けにした。 （中国はコストが安い）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	

訪問先	第3次校：EP/GBPS Mballa IV	
面談相手	校長、教頭、視学官他	
調査団員	星野団長、森田（千）、市川、奥井、森田（俊）	記録者：市川
同席者		
日時	7月23日（月）15:00～16:30	
内容	<p>1) 日本の無償事業に対する評価</p> <p>①日本の事業はMballa IV地区教育環境改善につながっている。</p> <p>②日本の無償事業とくに、設計から施工監理、管理体制に対する評価高い</p> <p>2) 「カ」国学校運営維持管理について</p> <p>①学校の維持管理は容易ではない。</p> <p>②カメルーンでは、維持管理に対しての戦略について、政府の教育政策上、「教育コミュニティ」としている。</p> <p>③維持管理にかかる関係者、組織として、以下3つの組織がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Direction Ecole （ 学校長 ）</li> <li>・ Conseille Ecole （学校評議会）→市役所、行政、市民社会などが組織</li> <li>・ APE （父母会）→強制的な維持管理組織ではなく、あくまでも自発的なもの</li> </ul> <p>実施面ではすべての組織が十分に機能しているとは言えない。</p> <p>④政府からの公的な補助金はない。ただし、機材供与などの支援はある。</p> <p>3) 本校の維持管理状況について</p> <p>①施設、機材の破損、故障などは、生徒の行為によるもので、その原因は生徒自身が新しいものに慣れていない、また教員による教育そのものに問題があることを関係者は自覚している。</p> <p>②施設の清掃は掃除表に基づいて行われる。モップ、ほうきなどはAPEが購入。</p> <p>このように、維持管理上学校のニーズをAPEにより吸い上げ、活動へつなげる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	

訪問先	第1次校：EP Mballa II	
面談相手	郡視学官、校長、他	
調査団員	星野団長、森田(千)、市川、奥井、森田(俊)	記録者：奥井
同席者	マツダコンサル常駐管理員秘書、シンドンゴ(基礎教育省担当官)	
日時	7月24日(火) 9:00～11:00	
内容	<p>1) 団長挨拶</p> <p>2) 市川、建物の室についてどのように考えているか？</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①設計、材料・機材、施工技術→耐久性の高い建物</li><li>②日本の学校は「作品」である。快適に仕事ができる。隅まで良く考えられている。</li><li>③基礎教育省が定めている施設基準が良く守られている。</li><li>④それまで無かった2階建て校舎の導入の価値は高い。</li><li>⑤他ドナーに比べて、建物だけではなく教材の整備も同時に考慮してくれ、基礎教育省が目指す教育の質的向上にも大きく寄与している。</li></ul> <p>3) 施設の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①雨水排水路が直ぐ詰まる。←(メンテ不足)</li><li>②窓から雨が吹き込む。←(2次3次で改善)</li><li>③電気が無いので暗いときがある。</li></ul> <p style="text-align: right;">以上</p>	

訪問先	第1次校：ECOUDOU YDE II	
面談相手	校長、教頭、父母会、視学官他	
調査団員	星野団長、森田、市川、奥井、森田	記録者：市川
同席者		
日時	7月24日（火）11:00～12:30	
内容	<p>1) 同校の状況について</p> <p>①同校はもともと1敷地であったが、道路が敷設され、敷地が分断された。そして、一方の敷地に無償資金による施設が建設された。もう一方の敷地には、既存の建家（HIPC 資金により改修、拡充された）が残され、英語校として現在使用している。</p> <p>②英語校は、インフラ整備が遅れている、敷地周壁がない、セキュリティに問題があるなど、不都合な点が生じている。</p> <p>③APE と政府により運営管理されているが、資金不足などにより困難な状況である。</p> <p>④教員が派遣されていない。→教員不足</p> <p>⑤無償により建設された施設に対して生徒は誇りをもっている。</p> <p>2) 「カ」国の教育概況</p> <p>①英語校、仏語校の入学にかかる選択は一般的に親の判断による。</p> <p>②英語高校の卒業する方が就職に有利。</p> <p>③政府としては、課題が多く、1校1校にまで手がまわらず、ドナー支援を受けた学校に対するプライオリティが高くなる傾向がある。</p> <p>④カメルーンでは、英仏校のうちどちらが良い悪いという価値基準はなく、二つの公用語を持っている点が特徴であり、政策の一環でありこれを尊重することが重要である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

訪問先	基礎教育省	
面談相手	大臣、次官、財務局長、計画プロジェクト協力部長、同部次長、同部調整官、他	
調査団員	団長、森田、市川、奥井、森田	記録者：奥井
同席者	日本大使館三好一等書記官、JICA 事務所中條企画調査員	
日 時	7月25日(水) 08:30～12:30	
内 容	<p>(1) 部長顔合わせ・挨拶 (8:30～9:00) at 計画プロジェクト協力部部長室</p> <p>(2) 次官と歓談 (9:00～9:40) at 大臣応接室 次官発言の要点は以下のとおり。</p> <p>①教室不足は大きく見れば解決の目途が付いて来た。その中で日本の協力で整備した学校は比類なく高く評価されている。</p> <p>②これからは教員不足の解決が課題。 長らく教員の採用や養成を中断してきたが再開した。PPTE 基金の活用によって 2011 年までに 40,000 人体制とする。教員養成校の再整備も必要。</p> <p>③部長補足発言 毎年 4000 教室の建設が必要。2000 教室は、ドナーと PPTE 基金の活用で確保できるが、残りの 2000 教室が毎年不足として累積されて行く状況。</p> <p>④2015 年就学率=100%=就業率を目標としている。ただしドナーの協力が不可欠。</p> <p>⑤日本の協力による学校を誇りに思う。可視的にもモニユメンタルなものであり、国民に深く浸透している。</p> <p>(3) 大臣表敬・会談 (9:40～10:30) at 大臣会議室</p> <p>1) 大臣挨拶+コメント</p> <p>①1月に日本へ行き第4次計画について要請し、外務省と技術的のみならず、政治的側面についても協議した。</p> <p>②これまでの協力によるこの美しい学校に誇りを持っている。</p> <p>③既に7州について日本の協力の恩恵に浴した。残り3州のうちアダマウア州と東部州は教の普及が遅れており、優先整備地域に指定されており、また北西州は英語圏であるというところから戦略的にも重点整備地域である。従ってここに日本の協力による学校が建設されないとすれば、それが政府の方針であると誤解される。</p> <p>④2000年目標の達成には既に第4次計画の実施が折込済みである。7人の子供には食事を与えたが残りの3人の子供には与えないというようなことは出来ない。</p> <p>⑤日本が次第に学校建設への協力から身を引く方向にあるということは理解している。</p> <p>⑥原則的には自助努力の涵養ということを理解しているが、もう少しゆっくりとしてもらいたい。カメルーンはまだまだ日本の高い専門技術・知識を必要としている。資金が提供されれば問題が解決できるという状況にはない。日本の施工によって解決して行かなければならない問題もある。</p> <p>2) 団長挨拶</p> <p>①これまでの3次にわたる協力で「カ」国から高い評価をいただいていることを理解している。</p> <p>②今回は予備調査から始めた理由の説明</p> <p>③今回の調査は新方式の適用の可能性を探ることが目的の一つ</p> <p>④調査団予定説明、調査への協力要請</p> <p>⑤インセプションレポート提出</p>	

## 3) 大臣コメント

- ① 今回の調査が予備調査であること、その結果に基づいて第4次計画の実施の如何、及び実施される場合の方法が決定されること、理解した。
- ② 日本政府の決定には従う必要があると思う。
- ③ ただし協議を通して我々の懸念を伝えるので、決定に際しては配慮されることを願う。
- ④ 今回の調査が実施されたこと自体が、日本政府が我が国のこの案件に関心を持ってきている証であり、感謝している。
- ⑤ 大変多忙でありこれから地方に行かなくてはならない。ミニッツには帰れないが時間が許せば土曜日 13:00 にもう一度お会いしたい。次官がサイン

## (4) ミニッツ協議 - 1 (10:30~12:30) at 3 階会議室

- 1) 次官挨拶、中座
- 2) 団長が新方式を詳しく説明した。
- 3) 部長より、インセプションレポート勉強のため、協議中断の提案あり。
- 4) 協議した結果、インセプションレポート 5. 協議事項について逐条確認。その後中断し 5 時再開とした。逐条協議の結果以下のとおり。
  - ① 要請書の教室数 506 は対象校の既存教室数であり、要請数ではない。
  - ② 要請校に一概に優先順位は付けられない。
  - ③ 3 州の間にも順位は付けられない。要請書の中の期分け順位は目安であり、第 3 次 3 期までの流れを踏襲しただけのもの。
  - ④ 要請校の選定経緯の説明
  - ⑤ 標準設計に関する質疑：標準設計図はある。平屋建て
  - ⑥ カメルーン側は質と量のどちらを取るか？答えられない。質を確保しつつ不足を解消する。
  - ⑦ その他

以上

訪問先	基礎教育省計画プロジェクト協力部	
面談相手	計画プロジェクト協力部長、同部次長、同部調整官、同部事業課長	
調査団員	団長、森田、市川、奥井、森田	記録者：奥井
同席者		
日 時	7月25日(水)17:00～19:30	
内 容	<p>インセプションレポートの説明に基づくコミ開方式に関する質疑。</p> <p>「カ」側のコメント、および提起された疑問点は以下のとおり。</p> <p>①協力部部長は図式を用いてコミ開の基本的システムについて確認した。</p> <p>②JICS の本当の役割が理解しにくい。</p> <p>③日本の建設会社に渡っていたコミッションが JICS に置き換えられるだけではないか？</p> <p>④ローカルコンサルタントの能力は日本のコンサルタントと同じ力は持っていないので日本のコンサルタントが果たしてきた役割を果たせない。日本のコントラクターの関与を無くしてコストの削減を図るのは受け入れられても、コンサルタントの能力まで失うのは容認できない。</p> <p>⑤ローカルコンサルタントの採用方式である参加資格付き入札とは指名入札か？←国際競争入札である。質を確保するために資格審査を事前に行う。</p> <p>⑥コンサルタントと JICS の業務には重複があるように思える。</p> <p>⑦今のコンサルタントはノウハウを持っているのでそれが継続して従事することが望ましいが、それは出来るか？</p> <p>⑧コスト削減は現地の事情を良く知っている清水建設こそ出来るのではないか？</p> <p>⑨施主への報告、説明等は現在コンサルタントがやっている。その間に JICS を入れるということはコンサルと JICS の両方への二重払いになり、コスト削減へ逆行しているのではないか？</p> <p>⑩日本のコンサルはきちんと仕事をしているのにそれを変更する理由が良く分らない。</p> <p>⑪「カ」国政府にとって JICS とコンサルは同じことをやるので、業務の二重化であり、コスト削減に繋がらない。日本のコンサルタントを残して、ローカルを切れば多少のコスト削減に繋がるのではないか？（日本人コンサルタントがこれまでと同じように関与し、かつローカルコンサルタントを雇い、JICS が関与すると考えていると思われる。）</p> <p>⑫JICS の現地事務所が現地技術者を直接雇用してはどうか？ローカルコンサルタントに外注して上手くコントロール出来るか否か、疑問である。</p> <p>⑬契約のサイン権は JICS に渡すのか？それでは大臣が事業をコントロールする方法が確保されない。開発政策の立案と実施は政府が進めている。そこまで JICS が代理する制度は如何なものか？</p> <p>⑭議論を重ねた結果大体理解できたような気がする。</p>	
	以 上	

訪問先	基礎教育省計画プロジェクト協力部	
面談相手	計画プロジェクト協力部長、次長（協力課長？）、事業課長、シドンゴ調整官	
調査団員	団長、森田、市川、奥井、森田	記録者：奥井
同席者	三好書記官	
日 時	7月26日（木）10:30～13:30	
内 容	<p>インセプションレポートの5. 協力事項に従った協議</p> <p>(1) 国家開発計画、教育セクター計画</p> <p>①2006年6月、教育部門戦略が採択された。</p> <p>②同戦略は基礎教育の普及を基本目標とし、4つの軸からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスの向上……………2015年までに就学率100%の達成</li> <li>・質の向上……………カリキュラムの改善、内部効率の向上、留年の減少、2015年までに進級率100%の達成</li> <li>・ガバナンスの向上………学校統計の定期的な調査</li> <li>・パートナーシップの改善………教育コミュニティを学校の基本的パートナーとする。 私学振興</li> </ul> <p>③○○○（聞き取れず）は2006年を達成目標年度として2002年に策定された。</p> <p>④教育予算について団長質問</p> <p>⑤教育部門戦略はこれまでの指針等にとって代わるものであり、今後の方向の基本である。ただし年間4,000教室の建設目標はすでに遅れをとっており、その挽回のために年間目標が5,000教室へ見直しされる可能性はある。</p> <p>⑥スクールマップについて団長質問</p> <p>(2) 他ドナー、NGO等の協力</p> <p>1) BAD</p> <p>①Education - II……………完了済み 教育オファーの改善、留年の削減、カリキュラム改善を目標とした。</p> <p>②Education - III……………交渉中。始っていない。</p> <p>2) BID</p> <p>①426教室建設案件（48校小学校整備案件か？）は完了</p> <p>②現在3年間で78教室を建設+IT教育の導入を目的とした案件に着手した。</p> <p>③同案件の78教室は北部州、南部州、沿岸州で実施予定。</p> <p>④（その他に）学校環境改善計画があり水廻りの整備を行う計画が予定されている。</p> <p>3) PAM（Programme d’Alimentation Mondial:世界食糧計画）</p> <p>女子の就学率向上のために、家族労働力となって働いている未就学女子児童を抱える貧困家庭を対象に乾燥食料を配布して女子児童を畑仕事から開放し通学を促進させるプロジェクト。最北州で実施中。</p> <p>4) その他</p> <p>①世銀……………教育制度改善支援、一環として僻地における教員宿舎建設もあり。</p> <p>②フランス……………C2D枠内での教育システム改善計画</p> <p>③UNICEF……………北部州の教育優先整備地区におけるデータ収集？</p> <p>④PLAN……………教育の質の向上計画</p> <p>⑤中国……………小学校1校完了。2校検討中、未着手。</p>	



## 5) ドナー協調についてどう考えるか？

- ①パリ宣言での7つの項目の一つであり、必要性は確かにある。
- ②現在年間300日位各ドナーのミッションを受け入れているが、共同ミッションの実施やドナーの共同バスケットを設置しその中へ資金を入れて使用する構想はある。
- ③しかし上手く行かない。全てのドナーはその用途を厳密に知りたがる。

## 6) 建設工事費

- ①地方によって工事費は異なる。Yaounde で 4,700FCFA のセメントが Bertoua では 5,500FCFA
- ②現在平均価格は 800 万 FCFA/教室。この質は悪い。BAD の教室でもこれより高い。

## 7) 教室建設プロジェクトへのドナー支援が少ない理由

- ①建設案件自体の実施が難しい。
- ②アイデアとか思考だけで解決が図れる世界ではなく、実質的な物の世界。
- ③建設案件は事業費が高くつき、その割りに援助効果が低いと考えている。

## 8) 「カ」国側は高品質教室と最低品質教室の中間の品質の教室を受け入れる用意はあるか？

- ①最大教室数が確保できるのであればその用意はある。ただし、
- ②一点留保したい条件として一般無償のメリットである施工期間の遵守（迅速な完成と）が同じように確保されることを挙げておきたい。

これまでのように無理な工期の下で生じるコストの増加を避けるために、工期は延ばし、フレキシブルに対応すると述べたところ以下の様な意見が出された。

- ③JICS が入っても業者はこれまでに経験のある業者が勝ち取る可能性が高いから、結局良く慣れており、工期を延ばす必要はないのではないか？
- ④一期あたり2年に工期が延びれば3期として6年もかかるのか？
- ⑤新しい方式について理解し切れていない。それが良いとは理解できない。
- ⑥議事録には新方式に対する疑問を留保している旨の記述を入れたい。
- ⑦急激に全面変更するのではなく、まず一般無償で始め、実証試験をやりながら少しずつコミ開無償へ移行してゆくことは出来ないか？JICS も我々も学習しながら……。
- ⑧地元のコンサルタントを使うことには疑問を呈したい。急激な変化は良い結果をもたらさない。コミ開が行われている近隣国へ行って実際に状況を見てみたい。そのうえで我々の最終的回答をしたい。

## 9) 案件管理

- ①日本の案件について Project Monitoring Coordination Unit を結成し、メンテナンスのためのモニタリングを行っている。
- ②案件実施管理は計画プロジェクト協力部が行っている。
- ③教室建設規模：2006年実績=1841教室、2007年予算計上=2159教室  
この数値は政府予算、PPTE 基金、ドナー援助（日本）による建設教室数の合計である。

## 10) その他

- ①税の還付が遅れている理由
- ②予定
- ③以前から要請している教員養成学校建設計画の見通し。

以上

訪問先	フランス開発庁 (Agence Française de Développement: AFD)	
面談相手	Mme. Maud Juquois (教育・保健担当)	
調査団員	団長、森田、市川、奥井、森田	記録者：奥井
同席者		
日 時	7月26日(木) 15:00～15:30	
内 容	<p>1) Juquois さん：自己紹介</p> <p>2) 団長：挨拶、来訪目的説明</p> <p>3) Juquois さん：</p> <p>①カメルーンにおいては教員養成も再開され、教室需要は高い。</p> <p>②フランスは現在のところ教室建設プロジェクトは行っていない。</p> <p>③教育分野に関する援助は以前は大使館の文化・技協部が行っていたが現在は AFD が行っている。</p> <p>④C2D を通して教育部門にも援助を行っている。2007 年 6 月、基礎教育省と教員の契約支援に係る資金協力制度が始った (?)。</p> <p>⑤C2D とは「カ」国政府予算に計上される仕組みを取っている。</p> <p>⑥教室建設コストの削減には「カ」国政府も貢献してきた。しかしながら現在の 1 教室当り平均で 850 万 FCFA かかるコストは 650 万 FCFA まで縮減する必要がある。そのための調査を行っている。</p> <p>⑦このレベルが日本のプロジェクトとは比べ物にならないということは理解している。ところで第 4 次計画のコストはどのくらいですか？</p> <p style="text-align: center;">←方式が決まっていない。今までは約 1,700 万 FCFA (団長)</p> <p>⑧AFD の援助資金 (?) 合計で 90 百万ユーロ。そのうち 40 百万ユーロはサインが終了して実施に移っている。50 百万ユーロは学校施設のリハビリ、教室建設、私学支援に使われる予定であるが、まだ調査が着手されていない。調査はローカルが行うことになっているが基礎教育省は上手くやっていない。</p> <p>4) その他質疑応答</p>	
	以 上	

訪問先	基礎教育省計画プロジェクト協力部	
面談相手	計画プロジェクト協力部長、次長、プロジェクト課長、ンドンゴ調整官	
調査団員	団長、森田、市川、奥井、森田	記録者：奥井
同席者	三好一等書記官	
日 時	7月27日（金）10:00～14:10	
内 容：	<p>1) 団長の追加質問に対する回答</p> <p>①政府予算で実施している学校施設建設プロジェクトは、今年からコンサルタントによる監理を行うようにした。コンサルタントの管理は施工管理課（Brigade de Controle）が行っている。</p> <p>②計画策定、詳細設計は計画プロジェクト協力部のプロジェクト課が行っている。</p> <p>③学校施設建設プロジェクトはび公開競争入札で業者が決定される。PQは行っていない。ただし将来的には行うことも視野に入れている。</p> <p>2) 部長コメント</p> <p>教室建設プロジェクトにはいろいろな形態があり、プロジェクトの開始が遅れる場合はその実施方法に関してのプロファイルがしっかりしていない場合が多い。今回提示された新しい方式が第3次プロジェクトのときに説明されていればわかったかもしれないが、今すぐには完全には理解できない。我々は決して新方式によって教室数を増やすことに反対ではないが、懸念を完全に払拭することはどうしても出来ない。</p> <p>3) 免税措置</p> <p>免税措置に関する部長発言は以下のとおり。</p> <p>①現地業者に対する免税措置は難しい。</p> <p>②JICS が建替えできれば免税措置は出来る。</p> <p>我が方は以下を先方に伝えた。</p> <p>①免税方法について検討し、今回調査の終わりまでに調査団に報告すること。</p> <p>②免税方法について明らかにするのは次回の調査による。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	

訪問先	基礎教育省 BID プロジェクト担当官（？）室	
面談相手	M. Ousmandu Oumara（省の役人、以前は財務省対外協力課）	
調査団員	市川、奥井、森田	記録者：奥井
同席者	Mme. Ndongo Monique Conastancia	
日 時	7月30日（月）09:30～10:30	
<p>内 容：BID-Ⅲ</p> <p>1) 通称 BID-Ⅲは基礎教育改善パイロットプロジェクトである。 その目的は「教育へのアクセスの改善」と「教育の質的改善」である。</p> <p>2) アクセス改善のために既存小学校に関して以下の整備によつての機能強化が行われる。</p> <p>①外周壁の建設……38校 ②電力の引き込み、または太陽光発電設備の設置…… ③水道の引き込み、または井戸の掘削……34校 ④既存校に対する校長宿舎の建設 ⑤既存校に対する守衛宿舎の建設（校内暴力発生校） ⑥対象地域は、最北州、北部州、アダマウア州、北西州、西部州、…… ⑦Model BID（アドミ室？を含む教室棟の建設）……24……</p> <p>3) 教育の質的改善のために</p> <p>①BID-Ⅱの対象校48校とその他の3校を対象として51の校長宿舎の建設 ②IT教育の基盤整備（パイロット）を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・51のコンピュータールームの建設</li> <li>・102人の教員、51人の校長、51人の視学官、に対するPC操作訓練（第一次）</li> <li>・上記の既受講者に対するPC教授法の訓練（第2次）</li> <li>・756台のPC+付属品、51台の発電機または太陽光発電装置 PC家具</li> </ul> <p>4) 運営管理能力強化のために</p> <p>①本省プロジェクト調整ユニットへの支援 ②監査活動への資金協力 ③施工管理強化 BID-Modelに基づく入札方式、管理体制の確立……</p> <p>5) BID-Ⅲの今後の進捗・フロー</p> <p>①3年を予定しているが現在まだプランニングステージ ②コーディネーターの指名→ステアリングコミッティの結成→入札審査開の結成→コンサルタント募集要項・TORの作成→プロジェクト開始……</p> <p>7) 総費用=1021万USドル（借款）+19万USドル（贈与：研修費）</p> <p>8) BID-Ⅱのコンサルタントは海外？詳細はモクボさんに聞くこと。</p>		

以 上

訪問先	世界銀行 PASE 管理事務所	
面談相手	所長、総務課長他	
調査団員	奥井、市川、森田	記録者：市川
同席者		
日時	7月30日(月)16:45～17:20	
内容	<p>1) 教育部門に対する世銀の役割、事業</p> <p>①教育部門戦略策定に際し、「Project 5」を通じて教育分野の事情を確認した。</p> <p>②この経緯を踏まえ、世銀として何をすべきか、その必要性から、PASEを策定しソフト強化を優先した。建設分野への支援は遅れている状況である。</p> <p>③ソフト分野での支援は、コンサルタントを調達、そのコンサルタントが州を補佐する形で州への側面支援を実施している。</p> <p>④現時点で基礎教育省、中等教育省、高等教育省がPASEに参加している。</p> <p>2) 建設分野支援を実施する上での今後の課題</p> <p>①建設分野への支援がおこなわれている理由は、カメルーン国内建設費が高いということ。</p> <p>②建設事業を行うには、コスト高(近隣諸国の1,000 - 1,200万CFA/教室に対してカメ国は1,700万/教室前後)調査が必要となる。</p> <p>③上記調査結果に基づいて建設事業実施へ入る。</p> <p>④コスト削減について、世銀が政府に依頼して調査を実施(ヤウンデ理工大学の協力を得て)調査結果報告書は教育省関連局へ提出済み、その後内容について確認したところ、調査不足が判明、再度の調査を省から依頼、実施中である。</p> <p>⑤建設事業に移行した場合、PASEの中に必要な仕組みがすでに策定されている。(償還独立金庫を通じて支払いを行うしくみとなる)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

訪問先	北西州教育局	
面談相手	州教育局長、Mr. Che Che 建設担当官	
調査団員	市川、奥井、森田	記録者：奥井
同席者	Mme. Ndongo、以下本省同行者 2 名	
日 時	7 月 31 日（火）15:00～16:00	
<p>内 容：表敬・他</p> <p>1) 州教育局、県教育事務所の組織</p> <p>①局長の下に次長と視学司（視学官調整官）が置かれている。</p> <p>②次長の下には、連絡課（Communication?）、会計課、人事課、建設課、……等がある。</p> <p>2) 州教育局の主な任務</p> <p>①省からの通達事項の実施</p> <p>②教員の配置</p> <p>③校長の任命</p> <p>3) 県教育事務所</p> <p>①事務所長は大臣の任命</p> <p>②所長の下に ○○ と △△ の 2 課が配置されている。</p> <p>4) 教室需要</p> <p>①老朽化した校舎が多いことと、コミュニティーが勝手に建てた悪質な校舎を使っている場合が多く建替え需要が高い。</p> <p>②就学率については国で 1、2 を争う教育熱心な州であり、その点からも教室建設は必要である。</p> <p>③過密教室（60～70 人／教室）も多い。</p> <p>5) その他</p> <p>①局長は要請書について知らない。</p> <p>②要請校の選定は視学官の報告と教育統計に基づきプロジェクト協力局が行った。</p> <p>③明日は Mezam 県教育事務所へ 8:30 に行く。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>		

訪問先	県教育事務所	
面談相手	事務所長、総務課長	
調査団員	奥井	記録者：奥井
同席者	本省：Ndongo 調整官、Ayissi 技師、技士、州教育局：Che Che 建設課長	
日 時	8月01日（水）10:30～12:00	
<p>内 容：所長表敬、後分科会</p> <p>分科会（Mr. Ayissi：本省技師、Mr. Che Che：州教育局技師）での質疑結果以下のとおり。</p> <p>1) 学校案件（BIP 案件）の担当と流れ</p> <p>①中央が学校整備計画に基づいて年度の実施案件（内容・規模）を決定し、州、県に実施を指示する。</p> <p>②比較的大きな案件は州が担当し、小さな案件を県が担当するが、州の案件か県の案件かは中央が決める。</p> <p>③州教育局は現地を調査し、本省の標準設計に基づき必要な情報を盛り込んで入札図書を作成（数量計算）し、入札を実施する。県レベルでは公共事業省県事務所がそれを行う（補佐する）。</p> <p>④入札は州の入札審査会で審議され、業者が決定される。県に付託された案件は県の入札審査会で決まる。</p> <p>⑤入札は価格単一入札方式ではなくプロポーザル審査方式である。</p> <p>    応札図書の構成は以下のとおり：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務書類（Administration Document）：登記簿写し等事務的書類</li> <li>・技術書類（Technical Document）：技術陣容、保有機器、施工対処方針、等</li> <li>・価格書類（Financial Document）：応札書、単価根拠表、等</li> </ul> <p>⑥入札には一般公開入札と制限付き入札があるが、指名入札はない。</p> <p>⑦制限つき入札とは、技術的或いは資金的に困難を伴う案件の場合に採用される方式であり、一般に大型、案件に適用される。審査基準の一部が入札図書に明示される。</p> <p>    小学校建設案件には通常適用されない。</p> <p>⑧標準工期は90日であるが、工事の困難さや雨期の影響を考慮し90日～150日の間で決定される。工期の遅れは約50%の案件で見られる。最大の遅れは120日位である。</p> <p>2) 入札審査会の構成</p> <p>①州の入札審査会</p> <p>②県の入札審査会</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>		

訪問先	北西州 MEZAM 県知事	
面談相手	県知事	
調査団員	奥井、市川、森田	記録者：市川
同席者	本省：Ndongo 氏、Ayissi 氏、Marcel 氏	
日時	8月03日（金）10:00～10:30	
内容：	<p>1) 県知事への表敬と本予備調査の目的について説明した。</p> <p>2) 知事よりのコメントは以下の通りである。</p> <p>①北西州では教育に対する関心は高く、APE を含めて関係者による教育改善の意識も同様に高い。</p> <p>②日本の無償資金協力事業については、他の州（西部州）でも事例を見ている。施設の完成度は高く、ぜひ、北西州でも実施を期待する。</p> <p>③一般無償方式、あるいはまた新方式のうちどちらを選択するかは日本政府の結論に従う。</p> <p>④カメ国で工事が実施される以上、公共工事法に基づき全面公開で実施する。</p> <p>⑤北西州はもちろん、北西州以外の地域からの業者の応札も受ける。</p> <p>⑥業者の選定はカメ国の法に則り実施される。</p> <p>⑦バメンダにも実績のある大規模施工業者も存在し、質の高い建築物を建設している。適切な施工監理、管理を実施することで、質の高いものを期待できる。</p> <p>⑧セキュリティについては州の当局として、住民のセキュリティ確保を基本として、外国人、国籍問わず、すべての投資の現場に対して担保する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	



訪問先	BAD Education - II 調整官事務所													
面談相手	別紙													
調査団員	市川、森田、奥井	記録者：奥井												
同席者	Mr. Assitant Coordinator, Ms. Assistant Administrator、他													
日 時	8月06日(月) 11:10~13:30													
内 容：	<p>1) 来訪目的が伝わっておらず最初はいぶかしげな所もあったが、Mme. Ndongo の説明で理解し、以後は協力的に対応してくれた。</p> <p>2) 挨拶</p> <p>①日本のプロジェクトのことは知っている。日本企業の元請の下にカメルーン業者が下請けとして入り、この方式が上手く作用して地元業者のレベルアップが図れたと思う。</p> <p>②今も無償が続いているが、今ではカメルーンの業者が直接請けても問題ないと思う。</p> <p>3) Education - II</p> <p>①これまで7年間にわたって Education - IIをやってきた。始めは2004年に終わる予定であったが、諸事情により2006年12月まで延期された。借款の供与はそれで終わりであるが、予定の教室数が資金不足から完成されていないので最終的には2008年6月まで延長された。</p> <p>②予定の教室の完成が遅れているのはインフレにより予定コストを大幅に越えたからである。</p> <p>③借款協定により、インフレ（及びその他の予期できぬ事由）により予定のコストを超えたときは、当該増加コストは受益国の負担として定められている。そのため現在9月に入札を控えている分は「カ」国側の負担で実施される。その資金は約20億フランで PPTE 基金から出資される。</p> <p>④インフレが借款に含まれていなかった点については今後検討すべき問題点として捉えられている。←我が方もコミ開無償でやる場合に、インフレ、並びに円-ユーロのレートに直結する CFA フラン相場変動への予算の対応策が必要と考えられる。</p> <p>⑤BAD 案件の施工監理はアフリカ開発銀行本部の指示の下に行なっている。</p> <p>⑥このプロジェクトの目的の一つは地元企業の育成であり、これまで「カ」国で行われてきた監理のレベルを超える監理を行い、レベルの向上に寄与してきたと思う。</p> <p>⑦Education - IIは第1期から第3期までであり、それぞれの建設教室数は概ね以下のとおりである。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>第1期</td> <td>400~450</td> <td>都市及び周辺のアクセスの良い所</td> <td>(454)</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>300</td> <td>アクセスの便が中程度の所</td> <td>(200)</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>250</td> <td>アクセスの便が悪い所</td> <td>(62)</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 120px;">( ) は第3次計画 BD レポート 27 ページの数字</p> <p>⑧これまでに日本の方式を学んで、質の確保に努めてきた。例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各工事、工種ごとに検査を実施実施し、合格しなければ次へ進ませない。</li> <li>・校庭の管理を意識して行うようになった。</li> <li>・現場での馴れ合いを防ぐため、監理スタッフの交代制の導入</li> <li>・これまでは施工の結果だけに注意が行っていたものを施工の方式にも目を配るようになった。</li> </ul> <p>⑨業者のランク付けをするようになった。</p> <p>⑩第1期はコンサルタントを使った。第2期以降は設計・施工監理はすべて調整官事務所が行うようになった。設計については BAD 本部の建築家の承認を必要とする。</p>		第1期	400~450	都市及び周辺のアクセスの良い所	(454)	第2期	300	アクセスの便が中程度の所	(200)	第3期	250	アクセスの便が悪い所	(62)
第1期	400~450	都市及び周辺のアクセスの良い所	(454)											
第2期	300	アクセスの便が中程度の所	(200)											
第3期	250	アクセスの便が悪い所	(62)											

- ⑪当事務所は総勢 40 人で、そのうち技術スタッフは 12 人いる。技師 5 人+技士 7 人はいずれもベテランで人的資源が十分に有り、今後この国の教室建設案件で協力させてもらうことが出来る。
- ⑫BAD の入札方式は基礎教育省のそれとは異なるが、基礎教育省の調達委員会の審査をその都度受けている。ただしこれと同時にその結果に対して BAD 本部の承認が降りなければ前へは進めないシステムである。←BAD は最低応札価格の採用を原則としていると言いつつ、事務的書類、技術書類、財務書類（応札価格）+アルファと言っており、形式は「カ」国政府の一般的な方式と基本的に同等であると思われる。
- ⑬日本側と公式の意見交換の場を設定してもいいと思っている（真意不明）。お互いのアイデアを持ち寄り、より良い方向を考えてゆく……とか。
- ⑭質疑所に対する回答は概ね 1 週間以内に Mme. Ndongo に送ることを約した。当方は受領した回答を十分検討し、次回でクラリフィケーションしたい旨のべた。次回は 8 月 20 日、または 21 日に設定することとした。

以上

訪問先	基礎教育省 プロジェクト協力室	
面談相手	ンドンゴ調整官	
調査団員	市川、森田	記録者：市川
同席者	本省：Ndongo 氏、Ayissi 氏、Marcel 氏	
日 時	8月06日(月) 15:00～16:30	
内 容：	<p>(1) 教育優先地域 (ZEP) について</p> <p>1) ZEP は、特定の州、県を意味するものではなく、以下 3 つのクライテリアに該当する地域に対して指定している。したがって、すべての州に ZEP に指定されている地域が存在する。</p> <p>①アクセス道路がない。</p> <p>②施設不足</p> <p>③就学を阻害する文化的な要因が存在する。</p> <p>2) ZEP でも特に、深刻な地域が北部州、極北州、アダマウア州、東部州の 4 州である。</p> <p>3) 北部州、極北州、アダマウア州の教育事情について</p> <p>①文化的背景、イスラム系、伝統的に学校に行かせない、遊牧民が多い地域では子どもたちが放牧に従事させるため、就学の阻害要因となっている。(北部州、極北州、アダマウア州)</p> <p>②ZEP と指定し、保護者が子どもを学校に行かせることを促進するため、以下のを優遇措置をとっている。(北部州、極北州、アダマウア州)</p> <p>③教科書の無料化→現在は全国で教科書の無料配布が実施されているが全国化の前に先立ち当該 4 州では事前に行われていた。ただし、すべての教科書が無料になるのではなく、仏語、英語、算数の 3 冊のみであった。(北部州、極北州、アダマウア州)</p> <p>また、全国化は、2000 年～2004 年の間にかけて実施された。</p> <p>④WFP により通学する子どもに給食を提供 (東部州)</p> <p>(2) 要請対象地域について</p> <p>1) 10 州のうち 7 州が日本により実施され、残りの 3 州である。</p> <p>2) アダマウア州、東部州が ZEP に指定され、学校建設へのニーズが高い地域であり、この地域への支援を実施しないことは教育格差をより深刻なものにすることにつながる。</p> <p>3) 北西州は英語圏であり、この州への支援を実施しないことは政治的な問題を引き起こすことにつながる</p> <p>4) 各州 ZEP に指定されている箇所は州ごとにばらつきがあるが、一方 4 州については州全体にわたっている。</p> <p>(3) 教育分野一般状況</p> <p>1) 国民教育省から基礎教育省へ 2004 年 12 月 8 日に改称された。</p> <p>2) 教員養成にかかる管轄省 就学前・初等教育教員→基礎教育省、中等教育、技術教育教員→中等教育省、高等教育教員→高等教育省</p> <p>3) 維持管理 教育施設の維持管理は、財務資源局で担当する。なお、日本の無償資金で実施された施設維持管理は、計画・プロジェクト・協力局計画室に設置された委員会で実施する。(大臣指定、プロジェクトステアリング委員会で承認済)</p> <p>同委員会の活動目的として①校長、教員への研修、②学校内花壇などの設置にかかる研修、③マニュアルの整備 (入札マニュアル)、④二次ソフコンで作成した維持管理マニュアルの運用指導などが挙げられている。</p>	

訪問先	清水建設カメルーン事務所	
面談相手	Nzongang Barthelemy, Director (社長)、Global Construction Cameroon	
調査団員	奥井	記録者：奥井
同席者		
日時	8月07日(火) 15:00~17:00	
内容	<p>調査協力依頼、業界事情聴取</p> <p>1) 会社概要</p> <p>①第2次第1期と第2期の工事でサブコンとして工事を担当した Cacoco という会社に所属していた。</p> <p>②清水建設の西野所長に可愛がられて独立し、第3次の第1期からサブコンとして活動している。因みに Cacoco はサブコンから外された。</p> <p>2) 日本方式—清水から学んだこと</p> <p>清水建設のサブコンとして案件に加わり大変多くのことを学んだ、としている。</p> <p>①資材購入資金の投入による前倒しの資材確保。着工命令が出たときには資材が支給され工事への支障が全く発生しない。(資本力と施主への信頼の違い)</p> <p>②安全管理</p> <p>③施工の質・正確性 その一つが精密な施工図の作成とそれに基づく工事の実施</p> <p>④モデル施工例による実習訓練</p> <p>3) VAT について</p> <p>①通常の契約において VAT は商品にのみかかり、サービスにまで及んでいない。</p> <p>②日本の案件において清水は下請けが購入する資材の VAT 分を下請けに払っている。下請けは市場価格 (VAT 込み) で材料を購入し工事に用いる。</p> <p>③清水は多くの材料を市場から税込みで調達し、その時に払った VAT について還付を政府に請求している。ただし下請けが資材購入時に支払った VAT は還付されない。清水はその分を Net コストとして処理しているので損はないが、その VAT の金額は援助資金が負担したことになり、額は小さくとも制度の原則に抵触する問題である。</p> <p>④基礎教育省の案件の場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者は市場価格に基づく工事費を提示する (VAT 込み)。</li> <li>・契約は提示された工事費に 20% の VAT を上乗せした金額で行う。</li> <li>・ただし上乗せ分については業者に支払われることはない。書類上の手続きで払ったこととして処理される (業者は市場価格で契約しているので VAT 分をもらっており、新たに払う必要はない)。</li> <li>・予算上は入札価格に VAT を載せた金額が計上され、財務省に請求されるが、その金額は支給されない。商品流通を通して財務省に入ってくるからである。</li> <li>・教育省は法律に則って VAT を払ったことになっている。ただし、政府機関はサービスに対しても VAT を払っている形になっているが、実際は商品に対してのみかかっており、上記の財務省に流通を通して入ってくる金額も商品に対する VAT のみである。</li> <li>・ローカル業者が政府から VAT の還付を受ける制度はない。あっても実効しているのを聞いたことがない。</li> </ul>	

## 4) 汚職社会について

「カ」国はあらゆる部門について大変な汚職社会であるので十分に注意が必要との指摘があった。

- ① 確たる証拠はないが、公然の秘密として法律の定める所によって公正な入札が行われているケースは大変少ない。
- ② 入札は価格応札だけでなく、事務的書類、技術書類、価格等の財務書類の3セット提出となっており、採点基準や評価基準が厳正に制定され、不正の入る余地が無さそうに見えるが、不正をしようと思う者が応札者と入札実施当局の双方にある限り、どうやっても起こりうる。  
例えば
  - ・ 恣意的な採点、特に技術評価
  - ・ 入札実施者の指示による書類の差し替え。
- ③ 業者選定をカメルーン人に委ねることは絶対にすべきではない。必ず不正が行われる。100%失敗することを請け負う。BAD等の国際機関のようにカメルーン人を主体にする限りその可能性は極めて大きいというのが常識。
- ④ 教育省は教育的な省であるのでまさか…?の疑問に対して、全面否定。例えばあらゆる公立校の校長先生は、年度末の児童・生徒の registration についていくらかでも裏金を取っている。この国に聖域なんて全くない。何かしない限り、企業経営なんか出来ない……、とのこと。

以上

訪問先	東部州教育局事務所	
面談相手	事務局長、ベルトア、ベラボー郡視学官長ほか	
調査団員	奥井、市川、森田	記録者：市川
同席者	本省：Tchantchou 氏、Lekefack 氏	
日 時	8月08日（水）15:00～16:30	
内 容：	<p>1) 東部州の概況</p> <p>①東部州について北部州同様、全州的に ZEP 指定地域となっている。</p> <p>②PAM(WFP)による給食配給事業は、2～3年前から廃止されている。同事業は、90年頃から全州にわたり実施されていた。</p> <p>③PAM 事業終了後は、具体的な事業は実施していない。それでも、学校関係者による APE へ対する啓蒙活動は継続で実施している。</p> <p>④同事業は、早熟結婚の習慣、慣習がある東部州でとくに女子就学率の向上に寄与した。</p> <p>⑤PLAN INTERNATIONALE による女子就学率向上プロジェクトとして以下2点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出生届支援事業→視学官へのセミナーを実施している</li> <li>・施設建設事業</li> </ul> <p>⑥就学率の阻害要因となっているバカピグミーへの対策として、APEC による就学前センターの建設を実施している。就学前センターの主な役割は、小学校に入学するためのモチベーション付けである。</p> <p>⑦APEC 以外にも PLAN INTERNATIONALE, UNICEF なども活動しているが、APEC はバカピグミーに特化した活動を実施している点でもっとも大きな実績を残している。</p> <p>⑧APEC による就学前センター事業が近々終了する予定、同事業で形成された、就学に対する親への動機付けとして、初等教育への就学の流れが立ち消えることが懸念される。</p> <p>2) 東部州の抱える課題</p> <p>①村落部において教室が不足していて、とくに仮設的な施設が多い</p> <p>②職員・教員の不足</p> <p>③農村、村落部において教材が不足</p> <p>④保健医療におけるワクチンなどの不足</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

訪問先	基礎教育省企画・プロジェクト・協力部調整官室	
面談相手	BID 調整官	
調査団員	奥井、市川、森田	記録者：奥井
同席者		
日 時	8月13日（月）11:00～12:30	
<p>内 容： BID-IIについて</p> <p>1) 概要</p> <p>①名称：Construction de 48 Ecoles Primaire au Cameroun</p> <p>②対象地域：最北州、北部州、アダマウア州、北西州（英語）、南部州、沿岸州</p> <p>③実施期間：不明</p> <p>④建設教室数：7 教室 x 4 校 + 6 教室 x 44 校 = 292 教室</p> <p>⑤主教建設施設：校長室、便所、給水施設（浅井戸、高架水槽）</p> <p>⑥プロジェクト費用総額：不明（内、借款額 = 不明、「カ」国負担額 = 不明）</p> <p>⑦免税措置：未確認</p> <p>2) 実施体制</p> <p>①プロジェクト実施主体 = カメルーン政府、実施機関 = 国民教育省</p> <p>②調査 + 基本計画策定 = BID + Comet International Consultant（チュニジア）</p> <p>③詳細設計 + 監理 = Comet International Consultant</p> <p>監理段階ではローカルコンサルタントが下請けとなって参加した模様。各州に数名配置されていたようだが詳細は知らない、とのこと。</p> <p>④施工者 = カメルーンローカルコントラクター約 10 社、1 社当り 3 校～12 校</p> <p>3) 業者選定方式</p> <p>①コンサルタント：BID が推薦した 3 社とカメルーン政府が推薦した 7 社の合計 10 社を指名して入札（我国の概念で言えばプロポーザル方式）で選んだ。</p> <p>②施工業者</p> <p>一般公開公募による PQ を行い、合格者を指名して入札（上と同じ）を実施した。何社の参加があったか、等は不明。</p>		

訪問先	カメルーン建築家協会	
面談相手	Mr. Tognia Djanko, Architect DPLG	
調査団員	奥井、森田	記録者：奥井
同席者	Mr. Tchanchou? 基礎教育省プロジェクト室	
日時	8月14日(火) 09:00～10:30	
内容：	<p>1) 建築家協会</p> <p>①国際建築家協会連合の傘下にある国内組織</p> <p>②会員資格 国際建築家協会連合が承認した学校の卒業生であり建築家としての資格を有し、カメルーン国民であり、5年以上の実務経験と設計事務所における1年以上の研修を受けた者。</p> <p>③協会の目的 自由業者としての認識を持つ建築家が集まり、建築及び建築設計監理業務の質的向上と正当な権利の確保を図るため、相互に研鑽し行動することを目的とする。(世界共通)</p> <p>④会員数=210名、名簿→来週月曜日</p> <p>2) 質疑</p> <p>①建築設計事務所数=約15</p> <p>②建築設計事務所部門を合わせ持つコンサルタントはいない。協働で一つのプロジェクトに参加することはある。</p> <p>③日本の新方式が採用されるならばプロジェクト参加の機会も生まれ、日本のコンサルタントとの業務の提携による技術の向上も期待できるので大いに歓迎する。</p> <p>④カメルーンでは過去に建築家が高等学校の学校建設に関与したことはあるが、現在は公立学校の設計監理経験を有する建築家はいない。私立学校の設計監理経験はある。</p> <p>⑤BIDは入札が行われ、我々も参加したがイスラム教国の建築家にやぶれた。</p> <p>⑥BAD案件はBADが選定した建築家が携わっており、カメルーン人の関与はない。</p> <p>⑦工程管理を含む施工監理は建築事務所単独では無理のようである。あくまでも意匠設計にかかる監理であり、学校建設の監理には所内に専門技術者を抱えるか。固定的な協働事務所を持つ建築家を選定する必要があるようである。</p> <p>3) 日本案件に対するコメント</p> <p>①これまで日本がやってきた学校案件は大変良い。</p> <p>②一部には回りの建物や児童の自宅と比べて質が高すぎると批判する向きもあるが、優れた建築が造り出す優れた教育環境に児童を置くことは学習効果の向上や異空間体験のために大変よいことである。</p> <p>③これは私が貧民街のカトリックの学校の設計に携わった経験からはっきりしている。</p>	



訪問先	基礎教育省財務局調達部													
面談相手	Mme. NTEDE Marie Adelaide 課長													
調査団員	奥井、市川、森田	記録者：奥井												
同席者														
日 時	8月14日（火）11:00～12:30													
内 容：	<p>1) 学校建設予算</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>PPTE 基金</th> <th>BIP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2005</td> <td>100 億フラン</td> <td>100 億フラン</td> </tr> <tr> <td>2006</td> <td>100 (実質 60 億)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2007</td> <td>140</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) PPTE 資金</p> <p>①主として施設整備に使用している。教室建設の他に自由契約教員の給与にも使われる</p> <p>②教材、机・椅子、奨学金（?）</p> <p>③毎年1回、全ロットを対象に同時期に入札が行われる。ロット数=契約件数=94,86,96(2005年、2006年、2007年)</p> <p>④入札参加業者数=延 500 社、受注業者=200～300 社、複数回受注した常連社=150 社</p> <p>⑤民間コンサルの管理への活用は昨年から取り入れた。選定は入札による。昨年は省内の掲示板に掲示し、思い当たるコンサルに電話して呼びかけた結果7社が集まり、7社に業務を発注した。</p> <p>⑥今年からは新聞紙上（カメルーントリビューン）に広告する他、周知徹底を行い、より多くの参加を募る予定。</p> <p>3) BIP 予算</p> <p>年間 100 億フランが割り当てられているがそのうちの 80%が施設整備費</p> <p>4) 1 教室単価=900 万フラン（予算ベース）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>		年度	PPTE 基金	BIP	2005	100 億フラン	100 億フラン	2006	100 (実質 60 億)		2007	140	
年度	PPTE 基金	BIP												
2005	100 億フラン	100 億フラン												
2006	100 (実質 60 億)													
2007	140													

訪問先	アダマウア州公共事業局																						
面談相手	Mr. Tcheda Njinuo Richard, Chef de Service de Construction																						
調査団員	奥井、市川		記録者：奥井																				
同席者	Mme. Aminov ンガウンデレ郡基礎教育視学官、本省技官 3 名																						
日 時	8 月 17 日（金）09:00～09:30																						
内 容	<p>アダマウア州の建設業界</p> <p>1) アダマウア州に本拠地を置く建設会社</p> <p>①公共事業省のリストに乗っている建設会社数は合計 49 社である。</p> <p>②工期遵守や質の問題の有無を質したところ殆ど問題はないとの公式回答が帰ってきた。</p> <p>2) アダマウア州における学校建築</p> <p>①アダマウア州教育局には建設課長が配置されておらず、地方主体で行う BIP の学校建設事業は州の公共事業局及び県の公共事業事務所が行っている。</p> <p>②県と州の役割の違いは県がアシで州がアタマである。県の技術者は現場で監督指導を行い、州の技術者は承認を行う。</p> <p>③2005 年から 2007 年までの 3 年間の教室建設件数は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金</th> <th colspan="2">教室数</th> <th colspan="2">契約件数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>年平均</th> <th>総数</th> <th>年平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BIP</td> <td>129</td> <td>43</td> <td>68</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>PPTE</td> <td>181</td> <td>60</td> <td>22</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>				資金	教室数		契約件数		総数	年平均	総数	年平均	BIP	129	43	68	23	PPTE	181	60	22	7
資金	教室数		契約件数																				
	総数	年平均	総数	年平均																			
BIP	129	43	68	23																			
PPTE	181	60	22	7																			

訪問先	基礎教育省調整官室	
面談相手	Mr. Mkoubo, BID 調整官	
調査団員	奥井、市川、森田	記録者：奥井
同席者		
日時	8月21日（火）09:00～10:30	
内容	<p><b>BID 案件の実施方法</b></p> <p>①調査は BID がコンサルタントを雇って行った。</p> <p>②実施段階では 7 社のコンサルタントにより入札（プロポーザル審査と思われる）が行われたが、結果的には調査に携わったコメット社が落札した。</p> <p>③実施機関は国民教育省である。</p> <p>④業者選定にかかる入札審査会のメンバー 公共事業省、国民教育省、財務省、首相府、コンサルタント（コメット） この審査会のリーダー～コーディネーターが決まっておらず、権限がはっきりせず、会議は踊った、とのこと。</p> <p>⑤入札により 9 社のローカルコントラクターが 48 校の学校建設を分割して請け負った。</p> <p>⑥監理にはコメットの下請けとしてベターコンサルト社が加わり、案件実施 6 州において合計 12 人の技術者が監理に当たった。</p> <p>⑦イスラム銀行なので、プロジェクトはイスラム教徒居住地域に集中して行われた。</p> <p>⑧関税や VAT にかかる免税取り決めはあった。免税措置は行われた、と述べたが、正しくは「取り決めに従って、国内の調達システムにおける非課積算額についてのみ借款の対象としてあるので、免税措置は行われたと信じる」というのが本音の回答と思われる。 突き詰めると「非課税購入証明書の発給はあったと」行ったがこれは間違い。 免税措置については「カ」国の付加価値税の課税制度に矛盾があり、契約書の構成自体が事実と反しており、それに倣って形式だけを整えている現状を十分に認識した上で、回答していると感じられた。</p> <p>⑨借款額 = \$ 9,075,000、カメルーン側負担経費（BIP） = \$ 3,399,000、合計プロジェクト費用 = \$ 12,474,000（48 校、274 教室）→2,731 万フラン／教室？</p>	

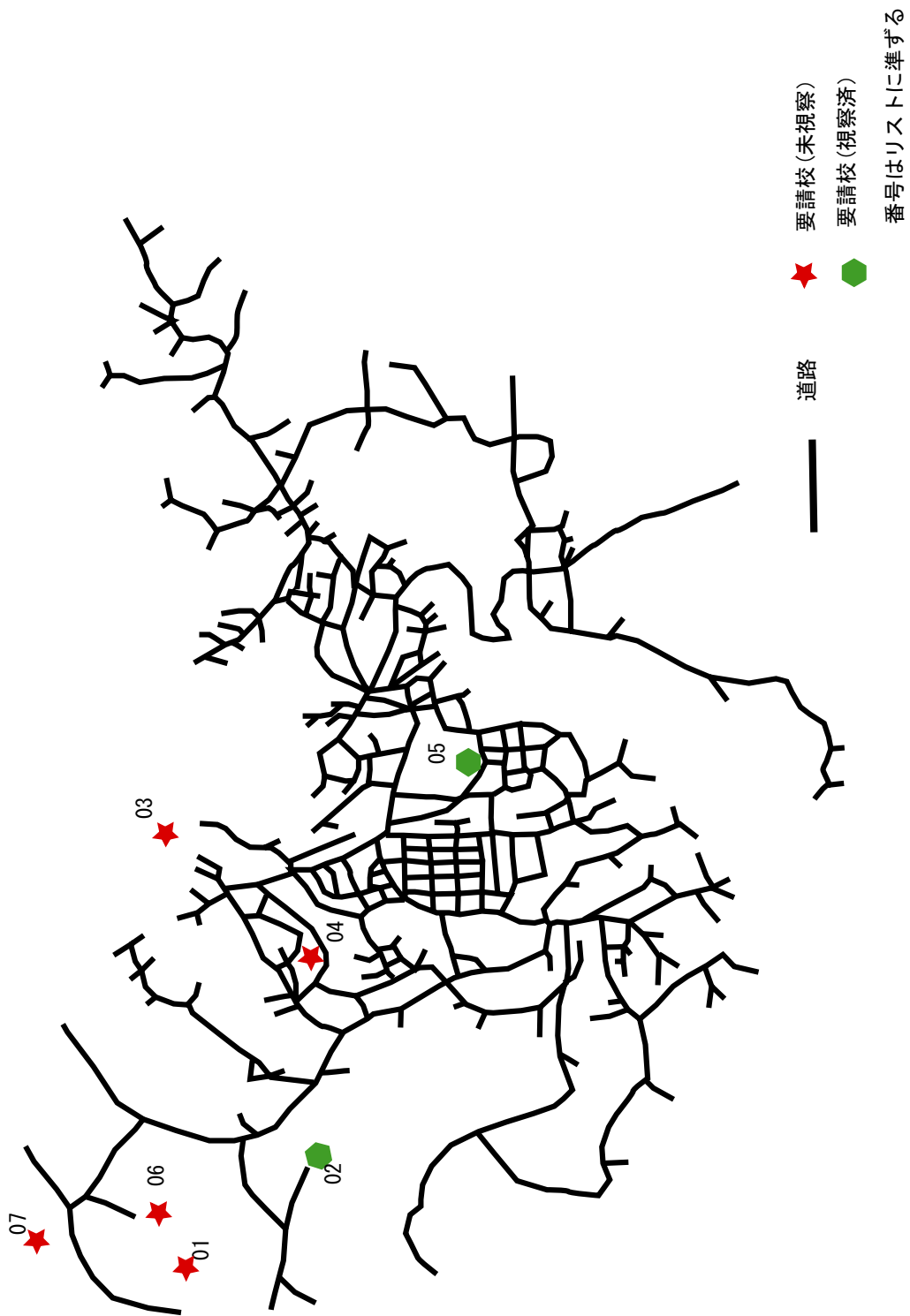
訪問先	BAD	
面談相手	関係者一同 8～9 名	
調査団員	奥井、市川、森田	記録者：奥井
同席者		
日 時	8 月 21 日（火） 13:00～15:30	
<p>内 容：BAD</p> <p>1) 質疑回答書の請求→木曜日</p> <p>①先方は、Education-Ⅱの遅延分が実施中であるが、その終了が迫っており、Education-Ⅲの動向も不透明な中で、日本が新しい方式を導入した場合には何とかしてプロジェクト実施に関与し、持てる人材の活用を図りたいとしている。このような意向は前回訪問時に示唆されていたが、今回はそのために調査団と一日を掛けてじっくり協議し、今後の協力の可能性を探りたいと提案してきた。そして回答については内部で方針協議しなければならない点もあるとして、留保しているのが、そのための駆け引きのようなものであると感じられた。</p> <p>②そこで本調査団にはそのような権限が与えられていないこと、並びに本プロジェクトの現在の段階、並びに調査団の目的について再度詳しく説明して理解を求めた。</p> <p>2) 追加質疑</p> <p>①業者選定は調整官事務所（Education-Ⅱ実施課）が中心となって行っているが基本的にはいる。「カ」国政府の方式を踏襲している。ただし最終的にはBADの承認が必要である。</p> <p>②調整官事務所の責務は全ての面にわたるプロジェクトの推進であり、調整官並びに職員は、「カ」国政府が公募によって選定し、BADが承認した。その辺のことはDocument de Base?に書かれている、とのこと。</p> <p>③Education-Ⅱの調査段階に外国コンサルタントの関与があったか否かについては知らない模様。詳細設計と監理は調整官事務所が行った。ただし第1期ではローカルのコンサルタントを使ったが役に立たないので漸次使わなくなった。</p> <p>④関税及び国内税に関する免税措置の取り決めはある。ドナーは税を負担しない。現地法人に対する税の還付措置は確立されているかの問いに対して「いる」との回答があった。</p> <p>3) 調整官との面談</p> <p>帰り際に調整官との面談が急遽きまり、挨拶した。</p>		

訪問先	基礎教育省調達部	
面談相手	Mme. Ntédé 調達課長	
調査団員	奥井	記録者：奥井
同席者		
日時	8月21日（火）16:00～12:30	
<p>内 容： 国内税の非課税処置、日本の援助「量」か「質」か</p> <p>1) 非課税処置</p> <p>①国内案件の契約において業者は非課税価格を提示することになっており、契約に当たってはその価格に基礎教育省が別途予算計上して確保した税金分を上乗せして契約金額とする。契約は税込価格で調印される。ただしその税額分はいずれ国庫に納入されるはずである所から、現金での支払いは行われずに源泉徴収され（基礎教育省が代行納税する）、税抜き価格しか業者には支払われない。しかし業者は非課税で材料を購入する権限は付与されず、業者の責任と裁量で「非課税」として処理している。</p> <p>②外国企業の場合には還付制度が一応確立しているが国内業者に対する還付制度はない。</p> <p>2) 日本の援助</p> <p>①日本の援助がこれまで果たしてきた最大の功績は、カメルーンでかつて見られなかった良質な小学校を各地に建設してきたことである。</p> <p>②「カ」国において教室不足は深刻ではあるが、良質な環境で学習するという効果も極めて大きい。子供達は例えあばら家に住んでいても、このようなすばらしい教室で勉強できることに喜びを見出しており、日本が建設した教室は児童や父兄に将来への希望と夢を与える効果をもたらしている。</p> <p>③多くの富裕層が子弟を外国で学ばせている中で、良質な校舎での学習を体験させることで子供達は夢と希望を持って育って行く。夢や希望こそこの国にとって一番大切なものであり、それがなくなるとは国の将来なんか絶望的である。</p> <p>④量的拡充も必要であるが、それは我国の投資予算（BIP）や PPTE 資金で行っている。日本の教室建設数は 5%～10%であり、量的側面における貢献より質的面における貢献に特筆すべきものがある。</p> <p>⑤フランス開発庁は今行っている PPTE 基金による小学校建設（900 万フラン／教室）も高いとし、日常住んでいる住居並の質でよいはずであるとして持論を押し付けてくるが、「カ」国だから量的拡充だけで良しとする強制的な考えには納得できない。我国もまた多様な文化を持ちいろいろな人がそこに生きている。</p> <p>⑥日本が 9 年前に建設した教室は今でも頑丈で綺麗な状況に保たれているが PPTE 基金の小学校は 5 年も経てばぼろぼろである（確かに傷みは激しい）。</p> <p>⑦20 年くらい前にカナダの援助によって全国 10 州に 1 校ずつ建てられた工業高校は同様に質の高い建物で今でもきちんと利用されている。質の良い建物は維持管理もしやすくまたそのインセンティブを人々に与えるので相乗効果として長持ちし、結局の所コストが安くなる。</p>		

訪問先	公共事業省	
面談相手	規準課課長、建設局課長ほか	
調査団員	市川、森田	記録者：市川
同席者		
日 時	8月21日（火）16:00～17:00	
内 容：	<p>1) 日本の事業に対する評価 日本の事業成果については、以下の点で十分に承知、評価している。</p> <p>①無償資金協力であること ②初等教育に対する事業であること（教育セクターは国家重要セクターでもある） ③技術的にレベルのきわめて高い事業であること</p> <p>2) 公共事業省での役割、現状について</p> <p>①公共事業を通じて民間セクターの育成を目指している。 ②国内のコンサルタント、施工者のデータベース、オブザバトリーを作成している。 （担当部ができて2年） ③調達代理機関はカメ国にもある。 ④一般の公共工事契約法に加え、CCAG が策定された。 CCAG：今年か昨年付 大統領令で新しい契約の中の一般条項が定められた。</p> <p>3) 建築基準、関連法規について</p> <p>①「カ」国の建築関係法規、施設建設にかかる法規はフランス基準、または英国基準に準じている。 なお、99年には施工管理、品質管理にかかる内容について改定されている。 →入手資料：LOI No.99/017 DU 22 DEC, 1999 REGISSANT LE CONTROLE DE QUALITE DES SOLS, DES MATERIAUX DE CONSTRUCTION ET DES ETUDES GEOTECHNIQUES</p> <p>②建設許可については原則的に市町村に対して建築許可を申請する。 ③規模の大きいプロジェクトレベルでは、関連省庁、機関が暫定組織（委員会）を構成、その中で、建設許可などの事務手続き実施から、運営管理に関する範囲まで網羅した内容を協議する。 ④日本の事業について、委員会を組織することを想定すれば、メンバーは、公共事業省、教育省、JICA、地方自治体の組織などが想定される。</p>	
	以 上	

添付資料4. 要請サイト位置

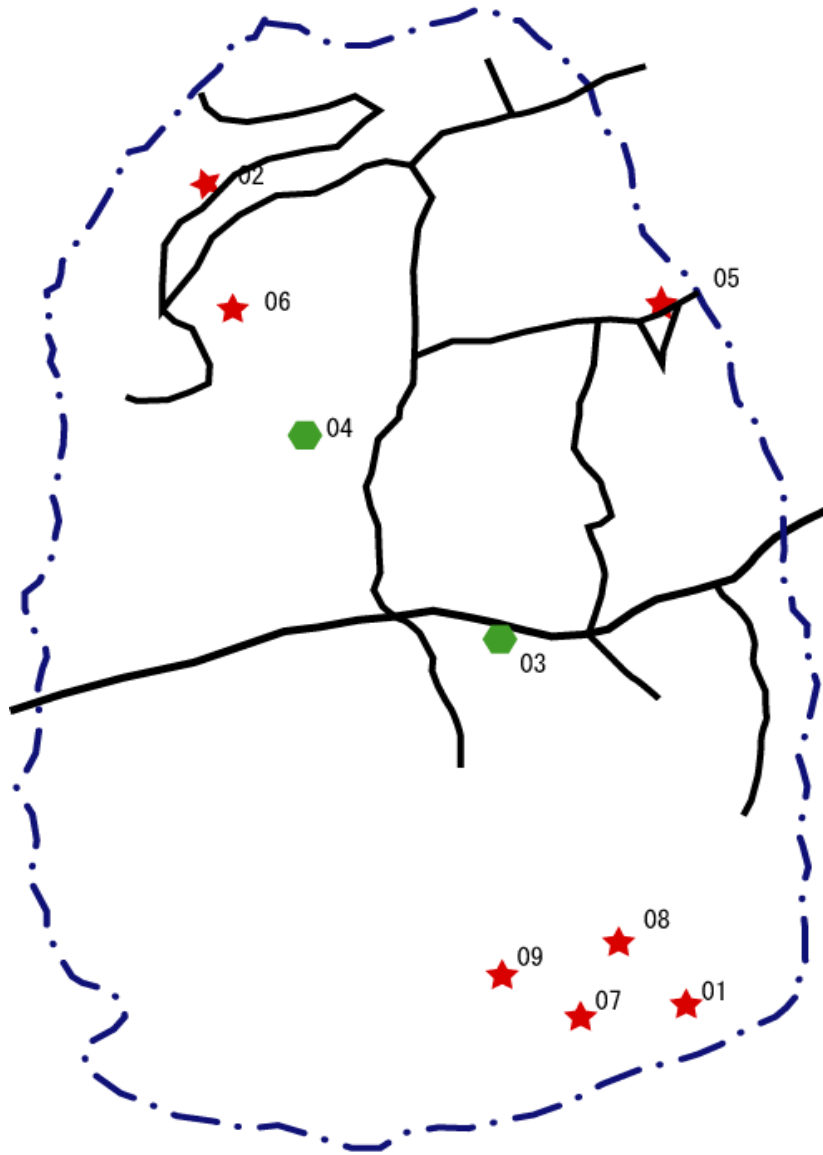
北西州 BAIWENDA CENTRAL







# 北西州 SANTA



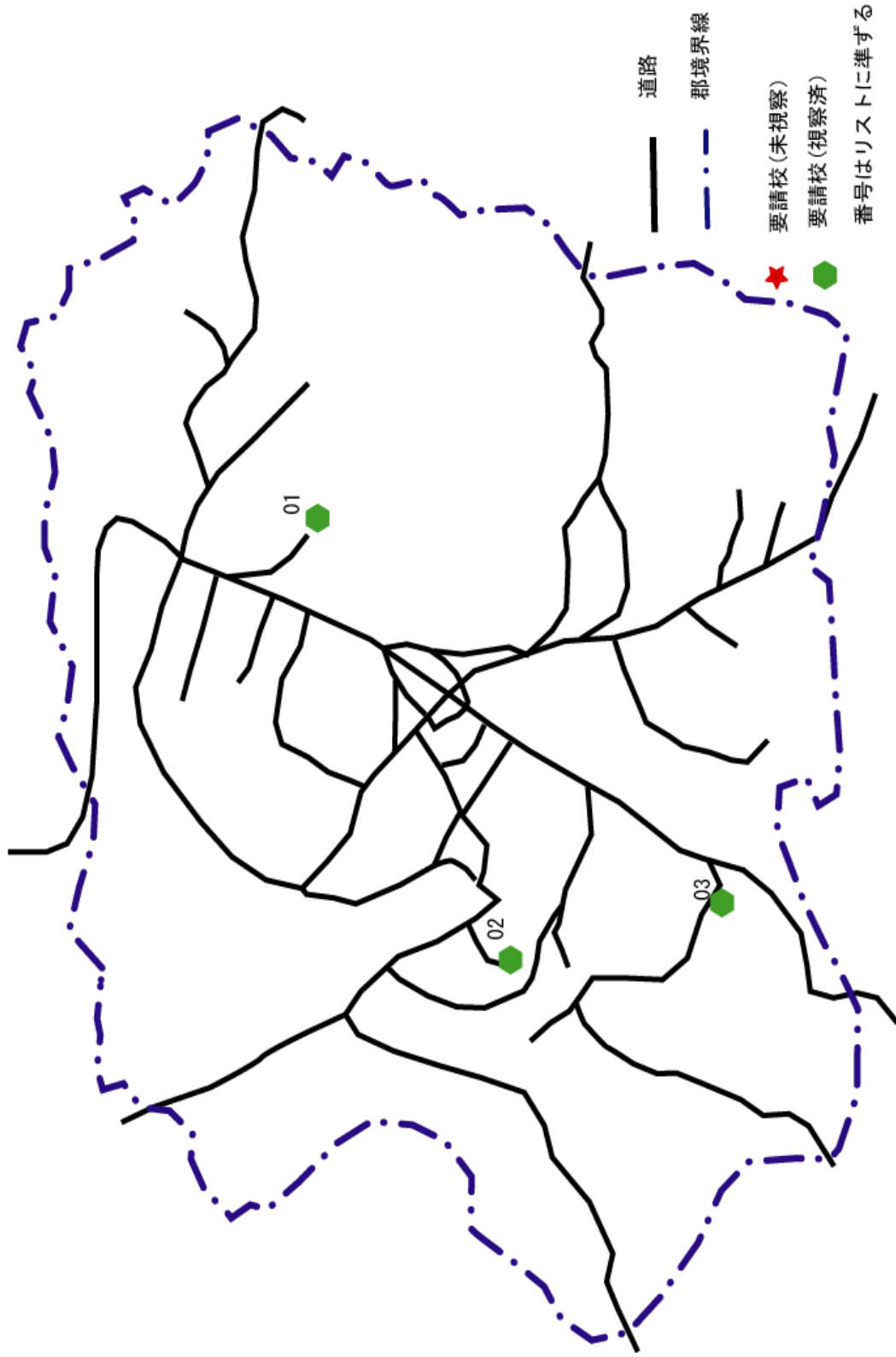
— 道路  
- - - 郡境界線

★ 要請校(未視察)  
● 要請校(視察済)

番号はリストに準ずる

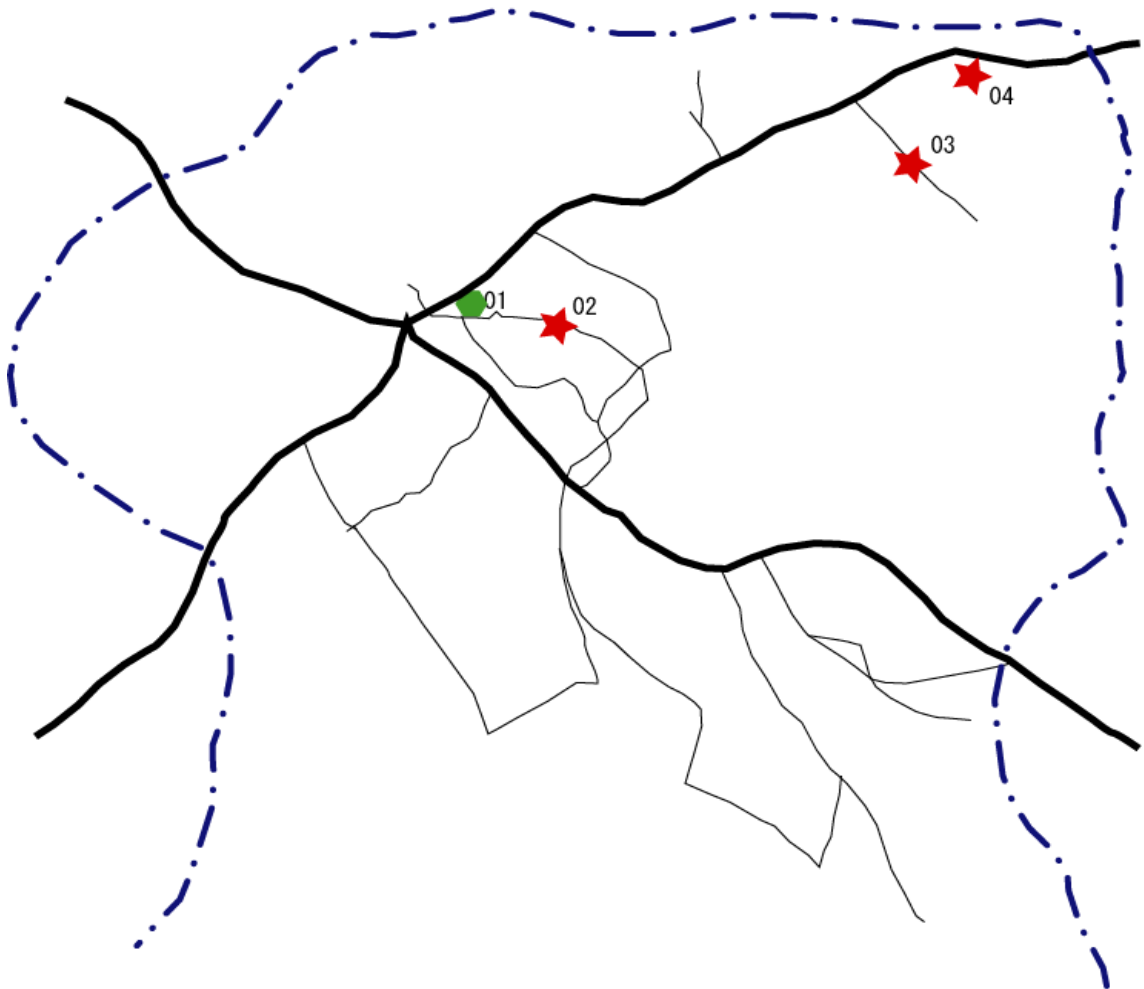


# 北西州 BALI





北西州 TUBAH

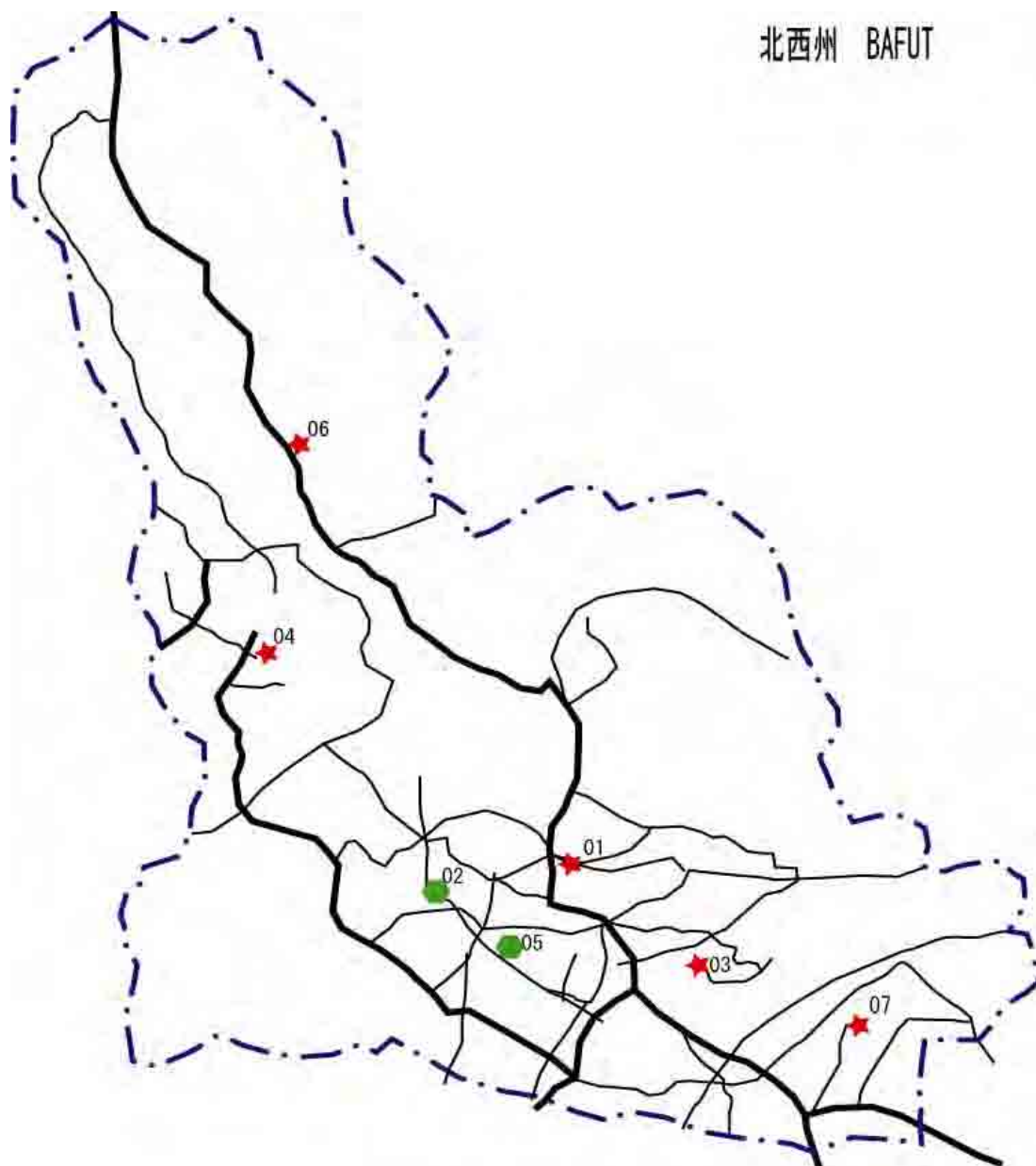


— 道路  
- . - 郡境界線

★ 要請校(未視察)  
● 要請校(視察済)  
番号はリストに準ずる



# 北西州 BAFUT

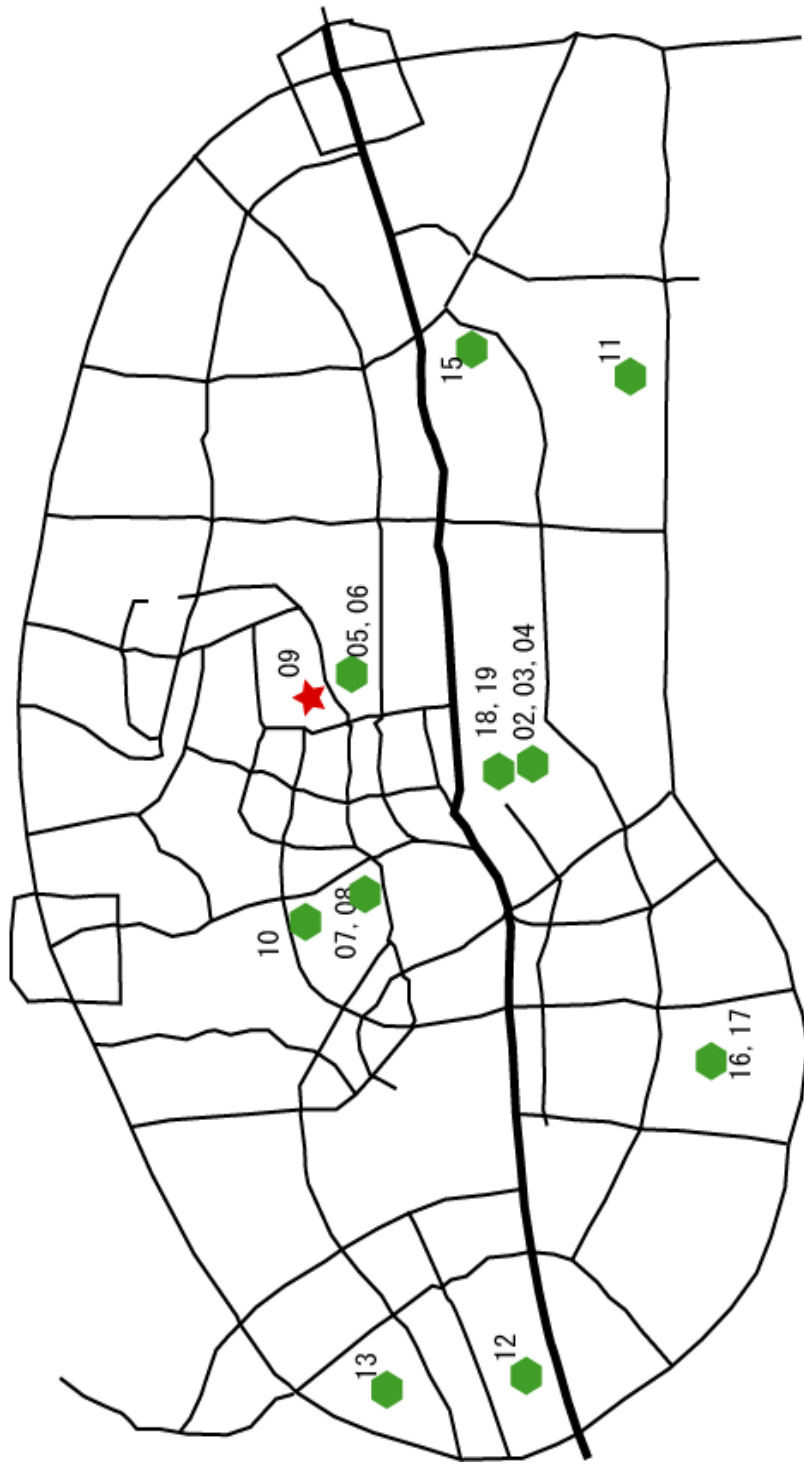


- |                                                                                          |                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  道路   |  要請校(未視察) |
|  郡境界線 |  要請校(視察済) |
|                                                                                          | 番号はリストに準ずる                                                                                     |





# 東部州 BERTOJA



- 道路
- 要請校 (未視察)
- 要請校 (視察済)
- 番号はリストに準ずる





